

令和7年度

包括外部監査結果報告書

—県立試験研究機関に係る
財務事務の執行及び事業の管理について—

兵庫県包括外部監査人

遠藤眞廣

目次

第1 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
1. 監査対象	1
2. 対象期間	1
3. 選定理由等	1
III. 外部監査の方法	2
1. 監査の視点等	2
2. 監査の主な手続	2
3. 監査対象機関・部署	2
IV. 監査従事者	3
1. 包括外部監査人	3
2. 包括外部監査人補助者	3
V. 外部監査の実施期間	3
VI. 利害関係	3
VII. 金額単位等	3
1. 金額単位について	3
2. 略語について	4
VIII. 外部監査対象施設の監査について	4
1. 県立試験研究機関における予算規模について	4
2. 監査実施日等	5
第2 県立試験研究機関の概要	6
I. 県立試験研究機関の概要	6
1. 県政改革方針について	6
2. 実施計画のモニタリングについて	9
II. 各試験研究機関の中期事業（業務）計画	10
1. 農林水産技術総合センター	10
2. 健康科学研究所	11
3. 工業技術センター	12
4. 福祉のまちづくり研究所	13
III. 県立試験研究機関の評価	14
1. 兵庫県による評価指針	14
2. 各試験研究機関の評価体制	16
3. 研究課題調書の作成に際しての評価項目について	22

第3 監査の結果と意見	24
I. 総論	24
1. 報告書の構成	24
2. 全般的事項と各論について.....	24
II. 全般的事項	24
1. 県立試験研究機関の中期事業（業務）計画に関する課題について ..	24
2. 各機関に共通に認められる問題点について.....	25
3. 県民への説明責任の強化.....	30
III. 各論	42
1. 農林水産技術総合センター.....	42
2. 健康科学研究所	68
3. 工業技術センター.....	84
4. 福祉のまちづくり研究所.....	123

第1 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号、以下「法」という。）第252条の37第1項及び兵庫県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月18日条例第19号）第2条に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

1. 監査対象

県立試験研究機関に係る財務事務の執行及び事業の管理について

2. 対象期間

令和6年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和7年度分についても監査対象にした。

3. 選定理由等

兵庫県では、県立試験研究機関が行政サービス機関としての機能を果たしていくために構築する評価システムについて、平成13年からその評価の実施等に必要基本的事項を取りまとめた「県立試験研究機関の評価に関する指針」が施行されている。

この指針は、兵庫県県政改革方針に沿った「県立試験研究機関・中期事業計画」の方向と内容を踏まえたものである。

一方で、各試験研究機関が、それぞれの専門分野での試験研究を行っているが、その成果がどのような形で県民に還元されているのかが見えづらい面がある。

当該指針の趣旨に鑑み、兵庫県の4つの試験研究機関で行っている試験研究業務、技術開発業務、技術普及業務等の内容を分析・検討し、試験研究業務等が効率的に実施されているか、県民生活の向上のための研究成果が創出されているかを検討することが有意義であると考え、「県立試験研究機関に係る財務事務の執行及び事業の管理について」を特定の事件として選定した。

Ⅲ. 外部監査の方法

1. 監査の視点等

監査の視点等は、主に下記のとおりである。

- ① 各種の契約事務及び収入・支出事務は、規則に従い適正に行われているか。
- ② 外部研究資金の獲得等、収入の確保に積極的に取り組んでいるか。
- ③ 研究用設備・機器備品・知的財産等の管理は、規則に従って適切か。
- ④ 新型コロナへの対応等を経て社会経済環境が変化する中、先端技術の進展や県民・産業のニーズを把握し、試験研究課題を選定しているか。

2. 監査の主な手続

- ① 調査対象とした関係書類等
 - ・ 県政改革方針実施状況報告書
 - ・ 機関評価調書
 - ・ 研究課題調書、研究課題 事前・中間・事後・追跡 評価シート
 - ・ 外部評価専門委員会資料、議事録
 - ・ 収入状況調
 - ・ 共同研究分担金精算書、科学研究費助成事業実施状況報告書
 - ・ 現金出納簿
 - ・ 契約書、決裁書
 - ・ 特許権等一覧表、職務発明審査会資料、議事録及び関連する規程類
 - ・ 薬品管理台帳及び関連する規程類
 - ・ 高圧ガス管理台帳及び関連する規程類
 - ・ 備品管理台帳 など
- ② 説明聴取（ヒアリング）

監査対象の所管部局等から説明を聴取した。

3. 監査対象機関・部署

県政改革方針で定める県立試験研究機関（4箇所）

施設名	所管部局	形態
農林水産技術総合センター	農林水産部	直営
健康科学研究所	保健医療部	直営
工業技術センター	産業労働部	直営
福祉のまちづくり研究所	福祉部	指定管理者制度

IV. 監査従事者

1. 包括外部監査人

公 認 会 計 士

遠 藤 眞 廣

2. 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

(五十音順)

公 認 会 計 士

青 戸 祥 倫

公 認 会 計 士

安 達 誠 二

公 認 会 計 士

大 谷 泰 史

公 認 会 計 士

森 山 恭 太

V. 外部監査の実施期間

監査対象団体及び所管部局に対し、令和7年4月1日から令和8年2月6日までの期間にわたり、監査を実施した。

VI. 利害関係

兵庫県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の28第3項及び第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

VII. 金額単位等

1. 金額単位について

金額については円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てており、また率その他については円単位数値を基に算出し表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2. 略語について

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

関係法令・規則等		略 語
地方自治法	昭和 22 年法律第 67 号	自治法
地方自治法施行令	昭和 22 年政令第 16 号	施行令

なお、引用文章、監査の指摘事項、監査の意見の記載箇所では、略語を用いていない。

VIII. 外部監査対象施設の監査について

1. 県立試験研究機関における予算規模について

単位：千円

研究機関名	令和 6 年度予算	令和 7 年度予算
農林水産技術総合センター	1,132,018	1,189,936
健康科学研究所	377,693	368,912
工業技術センター	334,977	317,824
福祉のまちづくり研究所	195,555	208,012
合計	2,040,243	2,084,684

予算規模の総額は年間約 20 億円であり、なかでも「農林水産技術総合センター」のウエイトが最も高い。

詳細は「第 3 監査の結果と意見 III. 各論」を参照。

2. 監査実施日等

外部監査の実施にあたっては兵庫県庁内等での所管部署及び指定管理者へのヒアリングのほか、各試験研究機関に赴いて、施設及び業務の状況を把握した。

番号	施設名	所管部署	往査日 往査人数
1	農林水産技術総合センター	農林水産部	8月26日 5人
2	北部農業技術センター	農林水産部	10月6日 4人
3	健康科学研究所	保健医療部	9月2日 4人
4	工業技術センター	産業労働部	8月25日 5人 10月21日 2人
5	繊維工業技術支援センター	産業労働部	10月10日 4人
6	皮革工業技術支援センター	産業労働部	10月10日 4人
7	福祉のまちづくり研究所	福祉部	9月16日 4人

第2 県立試験研究機関の概要

I. 県立試験研究機関の概要

試験研究機関の業務内容、財務状況等の概要等については、各試験研究機関の監査結果等の各論（P42 以下参照）で記載している。

1. 県政改革方針について

県の事業や県庁組織の見直し、民間活力の導入など県政全般を見直し、さまざまな意見を踏まえ、令和10年度までの「県政改革方針」を取りまとめ、令和4年3月30日に県議会で議決された。「県政改革の推進に関する条例」及び「県政改革方針」に基づき県政改革を推進し、持続可能な行財政基盤の確立に向けて取り組むものとされている。

令和4年4月1日（制定時）

副題：持続可能な財政へ

(4) 試験研究機関

先端技術の進展や県民ニーズの変化等を踏まえ、業務の重点化、弾力的な研究体制の整備、効率的・効果的な経営手法の徹底等の視点から、各機関のあり方について見直しを行う。

（アンダーラインは監査人が作成）

令和7年4月1日（現行）

(4) 試験研究機関

各機関の中期事業計画に基づき、先端技術の進展や県民ニーズの変化等を的確に捉えた業務の重点化や、弾力的な研究体制の整備、効率的・効果的な運営手法の徹底を図る。

試験研究機関に対する県政改革方針の当初の文言では「あり方について見直し」とされていた。現行は文言としては省略されているが、不断の「見直し」は必須であり、また現在進行形で「見直し」が行われていることが県政改革方針の取組で述べられている。

VI 不断の改革に向けた取組

2 県政改革方針の見直し

県政改革方針の見直しにあたっては、県議会、市町、関係団体、その他広く県民に対して丁寧な説明を行い、幅広い意見を取り入れながら、不断の改革に取り組む。

県政改革方針での令和7年度における4つの試験研究機関の具体的な取組内容は、①業務の重点化、②弾力的な研究体制の整備、③効率的・効果的な経営手法、として実施計画へ落とし込まれている。

①業務の重点化

改革方針テーマ	令和7年度実施計画
大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化	(農林水産技術総合センター) ・試験研究の推進、検証等 試験研究の推進、検証、新規研究課題化の検討や試験研究機器の計画的整備等を実施
	(健康科学研究所) ・迅速・効率的な検査手法の検討 ・今後の先端検査技術の研究推進に向け、最新分析装置を有効活用できる人材を育成 ・新興感染症発生に備えた検査体制整備の確保
	(工業技術センター) ・課題発見型技術支援の推進 解決すべき真の課題を発見し、機器利用、オーダーメイド型試験分析・試作開発、共同・受託研究により解決をサポートすることを通じて企業の価値創出を支援 ・ものづくりの新潮流に係る技術シーズの蓄積 人手不足を背景にした生産性向上やDXに不可欠なデジタル化、SDGsや脱炭素化に向けた循環・環境配慮、製品・サービスの価値を最大化する人間中心設計等のものづくりの新潮流に係る技術シーズや、地場産業における価値創出を支援する技術シーズを蓄積
	(福祉のまちづくり研究所) ・現場ニーズに即した研究開発 高齢者や障害者の身体機能の向上や移動を支援するため

改革方針テーマ	令和7年度実施計画
	<p>の研究開発（A I を活用した運動計測システム、移動支援アプリ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の介護ロボット等の開発支援・福祉施設への導入支援 <p>次世代型住モデル空間、企業連携・交流機能スペースを活用した介護ロボット等開発支援等</p>

②弾力的な研究体制の整備

改革方針テーマ	令和7年度実施計画
産学官連携による共同研究や、外部人材のさらなる活用、業務のデジタル化等、研究課題に機動的に対応するための弾力的で効率的な組織・研究体制を整備	<p>（農林水産技術総合センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国研究機関、大学、企業、自治体等との連携促進 <p>研究員の研修派遣の実施や共同研究の推進、取組中の共同研究内容の検証、推進</p>
	<p>（健康科学研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究の推進 <p>神戸大学・兵庫県立大学等との共同研究を推進</p>
	<p>（工業技術センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究領域を超えた課題への対応力の強化 <p>専門領域を超えた弾力的な連携が可能となるよう、横断的な研究課題の設定や柔軟な組織運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携による交流とオープンイノベーションの推進 <p>ひょうごメタルベルトコンソーシアムの活動を通じた新たな価値創出の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等との連携や広域連携の推進 <p>神戸大学・兵庫県立大学との研究機器相互利活用の推進</p> <p>関西広域産業共創プラットフォーム事業を通じた広域的な課題解決と、関西広域連合内公設試間の連携を推進</p>
	<p>（福祉のまちづくり研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携による共同研究の推進 <p>大学や企業と積極的に連携し、現場で本当に役立つ福祉機器を開発</p>

③効率的・効果的な経営手法

改革方針テーマ	令和7年度実施計画
外部資金の積極的な活用、業務に関する目標の設定、評価システムの推進等、効率的・効果的な運営手法を徹底	(農林水産技術総合センター) ・技術開発の推進 試験研究の推進により年間25件の「開発技術」の開発 ・外部資金の獲得 産学官連携プロジェクトや企業との共同研究等により外部資金の獲得を推進
	(健康科学研究所) ・外部資金の獲得 受託研究および共同研究等による外部資金を積極的に獲得
	(工業技術センター) ・適切な収入の確保 機器利用やテクノトライアル事業、共同・受託研究による収入の確保 ・外部資金の獲得 オープンイノベーション型研究開発や分野横断的研究を推進するため、科学研究費助成事業(日本学術振興会)等の外部研究資金の獲得を推進
	(福祉のまちづくり研究所) ・外部資金の獲得 受託研究および共同研究等による外部資金を積極的に獲得

2. 実施計画のモニタリングについて

「県政改革の推進に関する条例」第7条の規定等に基づき、県政改革の推進に関する事項を調査審議するため、県政改革審議会を設置している。この審議会は地方行財政について知識経験を有する者など15人以内のメンバーで、改革方針の変更等の案、改革方針の実施状況、その他県政改革の推進に関する事項に対して意見を述べるものである。

II. 各試験研究機関の中期事業（業務¹）計画

具体的な取り組み内容を落とし込んだ実施計画の工程管理は、中期事業計画で管理・推進されている。

前述の通り、県政改革方針で掲げられている試験研究機関の具体的な取組内容は、①業務の重点化、②弾力的な研究体制の整備、③効率的・効果的な経営手法である。

1. 農林水産技術総合センター

農林水産技術総合センターの中期業務計画（5年間）は、現在第5期（令和3～7年度）の最終年度に該当する。本計画は、「ビジョン 2030」に定める本県農林水産業のめざす姿を実現するための分野別計画である。

第5期中期業務計画では第4期中期業務計画の検証を踏まえ以下の重要方針を組み込んでいる。

- ✓ 多様化するニーズに着実に応える重点化方向の設定
 - ひょうごの農林水産業の未来につながるスマート技術の開発
 - ブランド力の強化につながる新価値の創出と品質向上技術の開発
 - 経営の強化につながる生産性向上技術の開発
 - 生産の持続性確保等につながる環境適用技術の開発
- ✓ 推進体制の強化
 - 研究マネジメント機能の強化
 - ① 研究マネジメント機能の充実
 - ② 人材の育成
 - ③ 施設・設備の効果的な活用
 - ④ 産学官連携と外部資金の活用の推進
 - 知的財産の創出機会確保の推進
 - スマート技術に係るより高度な知見を有する人材の育成
- ✓ 研究成果の発信と広報
- ✓ 業務に係る数値目標

重点方針	設定項目	目標（年間）
開発技術、普及技術数の目標	開発技術数	25件
	普及技術数	20件
外部資金の獲得額の目標	外部獲得資金	80,000千円 (研究費総額の2割相当)

¹ 県立農林水産技術総合センターでは、「中期事業計画」を「中期業務計画」としている。

(特色)

後述の工業技術センターと比べ数値目標の種類は少ない。

2. 健康科学研究所

令和7年度の健康科学研究所の中期事業計画（5年間）は、現在第7期（令和6～10年度）の2年目に該当する。

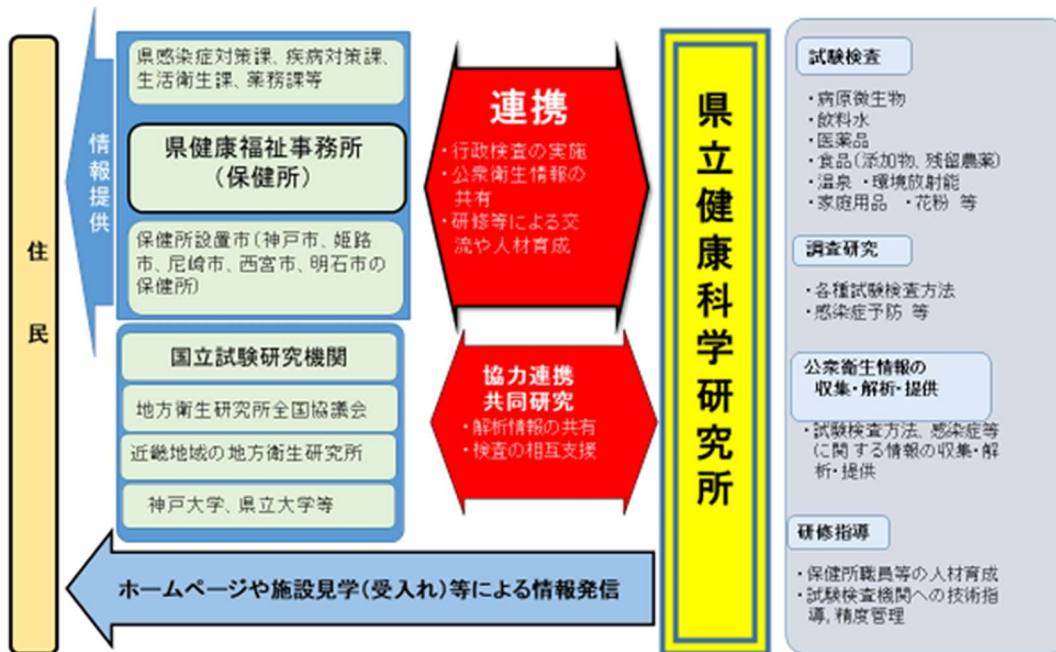
当研究所は令和4年12月地域保健法が改正され、地方衛生研究所の機能が自治体の義務として法的に位置づけられたこと、これに伴い当研究所の運用基準としていた地方衛生研究所設置要綱は廃止され、新たに「地方衛生研究所等の整備における留意事項（健発0329第10号）」が定められた。

このため、第7期中期事業計画では、「県政改革方針（令和4年3月）」に基づく、「業務の重点化、弾力的な研究体制の整備、効率的、効果的な経営手法の徹底」等を推進するための事項を定めるとともに、「地方衛生研究所等の整備における留意事項」の内容を踏まえて策定されている。

健康科学研究所の業務の基本的方向は次の通りである。

- ✓ 健康危機発生時に迅速かつ的確に対応するための試験検査体制の確立
 - 施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上
 - 高度な検査機器等を活用した試験検査法の調査及び人材の育成
 - 関係機関及び関係団体との連携強化（参考図を参照）
- ✓ 感染症等の疫学的情報や花粉飛散状況など地域保健に関する情報の収集・整理・活用
- ✓ 地域保健関係者に対する研修指導の推進

(参考図)



(県立健康科学研究所 第7期中期事業計画より抜粋)

✓ 業務に係る数値目標

重点方針	設定項目	目標 (年間)
効率的・効果的な経営手法の徹底	外部獲得資金	1,700 千円

(特色)

- ・地域保健法による地方衛生研究所である。
- ・後述の工業技術センターと比べ数値目標の種類が極端に少ない。

3. 工業技術センター

令和7年度の工業技術センターの中期事業計画(5年間)は、現在第6期(令和6～10年度)の2年目に該当する。

第6期中期事業計画の趣旨は「ものづくり産業を中心とする県内中小企業の技術支援機関である県立工業技術センターについて、果たすべき役割についての共通認識を持ち、今後5年間における支援の方向性と運営体制のあり方を示す」とされ、以下の重要方針を組み込み、数値目標を明示している。

(アンダーラインは監査人が作成)

- ✓ 課題発見型技術支援の推進
- ✓ 産業・社会の課題解決に資する技術シーズの蓄積と発信
- ✓ 産学官共創によるオープンイノベーションの促進

✓ 業務に係る数値目標

重点方針	設定項目	目標（年間）
課題発見型技術支援の推進	技術相談件数	10,000 件
	技術指導件数	5,000 件
	利用企業数	1,800 件
産業・社会の課題解決に資する技術シーズの蓄積と発信	研究テーマ数	50 件
	技術移転件数	700 件
産学官共創によるオープンイノベーションの促進	大学（高専・専門学校含む）との共同研究数	30 件
	共創による研究参画企業数	50 件
その他（運営強化）	外部獲得資金	100,000 千円

（特色）

工業技術センターは県内中小企業の技術支援として範囲を限定している。

4. 福祉のまちづくり研究所

令和7年度の福祉のまちづくり研究所の中期事業計画（5年間）は、現在第7期（令和6～10年度）の2年目に該当する。

第7期中期事業計画では第6期中期事業計画の検証を踏まえ、今後の課題を明確にしたうえで取組課題を作成している。

第6期中期事業計画の検証で発見された今後の課題

- ✓ 「本当に役立つもの」の実用化・事業化のための体制づくり
- ✓ 障害者スポーツ支援体制の充実
- ✓ ウクライナへの義肢装具・リハビリ分野での支援検討への参画

第7期中期事業計画の取組

- ✓ 先進的研究等の推進
- ✓ 開かれた試験研究機関・研究体制づくり
- ✓ 立地環境を活かした多様なニーズ発掘、研究の充実と関係機関等との連携
- ✓ 福祉のまちづくりの研究ネットワークの形成

（特色）

業務に係る数値目標は特に決められていない。

Ⅲ. 県立試験研究機関の評価

各試験研究機関はそれぞれの専門分野での試験研究を行っているが、試験研究業務の特性上その成果がどのような形で県民に還元されているのかが見えづらい面がある。そのために各試験研究機関は結果評価を充実させ、評価の結果を積極的に開示するように努めている。

1. 兵庫県による評価指針

「県立試験研究機関の評価に関する指針」は、中期事業計画の方向と内容を踏まえ、効果的、効率的な業務推進のため、新たに構築する評価システムについて、その評価の実施等に必要な基本的事項を取りまとめたものとされている。

試験研究機関の評価は「研究課題等の評価」と県立試験研究機関の運営全般の評価を行う「機関評価」に区分される。

研究課題等の評価		
評価の種類	評価項目	内容
事前評価	必要性、有効性、効率性及び代替性	実施すべき研究課題等の選定及び研究資金等の資源配分。 ・翌年度実施しようとする研究課題等の選定、人員、資金等の資源配分。
中間評価	必要性、有効性、効率性及び代替性	目標達成の可能性の把握、研究計画の見直しや改善。 ・すでに実施している課題についての見直し、改善。
事後評価	目標の達成度、必要性、有効性及び効率性	目標の達成状況の把握、将来の研究課題等への反映。 ・前年度に終了した課題について、目標達成状況の把握、将来への展開。
追跡評価	成果の実用化、施策化、普及状況の把握、直接的効果、副次的効果・波及効果、県施策への貢献、今後の研究への発展・フィードバック効果	研究が終了し数年が経過した段階での成果の実用化等。
評価の機会		内部評価、評価専門委員会による外部評価を重層的に実施。
研究課題等の評価の結果		予算等に反映させる。

機関評価	内容
評価の対象	県立試験研究機関の運営全般（業務実施体制、組織・人事管理、研究課題等の実施状況、重点分野の選定、外部資金の導入、他機関との連携交流、研究環境の整備状況等）。
評価者・方法	県立試験研究機関単位の評価専門委員会（外部評価）、概ね5年ごと。
評価結果の活用	試験研究機関の効率的運営及び予算等に反映させる。

また、評価後の扱いについて次のように決められている。

評価結果等の公表	機密の保持や知的所有権の取得等に支障の生じない限り公表する。
評価方法等の見直し	効果的で効率的な評価を実施するため、県立試験研究機関が行う研究開発を取り巻く諸条件の変化等に対応し、評価方法等の見直し等の適切な措置を講ずる。
その他	この指針に定めるもののほか、県立試験研究機関の評価の実施について必要な事項は、別に定める。

研究課題等の評価の流れの具体例として、工業技術センターの年間スケジュールを例に示せば次の通りである。

時期	研究課題等評価調整会議(内部評価)	外部評価専門委員会
1月		
2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○事後評価 ・前年度に終了した競争的資金の結果報告 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%;"> 主要研究にかかる ○事前評価 ○事後評価 ○追跡評価 </div> <div style="font-size: small; margin-top: 10px;"> ※主要研究とは ①年間投入額200万円以上 ②研究員年間投入1名以上 </div>
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○追跡評価 ・3年前に終了した主要研究の追跡評価 </div>	
4月		
5月		
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○事後評価 ・前年度に終了した技術改善研究、重点領域研究の評価 </div>	
7月		
8月		
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○事前評価 ・次年度に開始する技術改善研究の評価 ・当該年度に採択された競争的資金の報告 </div>	
10月		
11月		
12月		

2. 各試験研究機関の評価体制

試験研究の4施設の評価体制をそれぞれの「実施要領」「細則」等から抜粋し比較検討してみる。

①農林水産技術総合センター

試験研究課題の分類	<p>①主要研究課題</p> <p>農林水産施策を支える先導的先端的な研究で、以下のいずれかに該当する研究課題とする。ただし、マネジメント会議において、一般研究課題とすることが適当と認めた研究課題は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接的な課題解決には結びつかないが、県民のニーズや
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>技術レベル、取り巻く環境等を踏まえ、「将来大きく実を結ぶ可能性を秘めた種子（シーズ）」として取り組むもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産現場からのニーズが非常に高いものや、施策への高い効果が期待されるもの等、必要性、重要性等の観点から、主要研究課題とすることが必要と認めるもの。 <p>②一般研究課題</p> <p>現地のニーズに対応するための研究であって、本格的な研究を開始する前に行う予備的研究、既存技術・成果のフォローアップを図る研究及び主要研究課題の要件になじまない研究並びにデータ集積のために実施が必要な研究で、以下に該当する研究課題とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備的研究：本格的に研究を開始する前に行う試験研究 ・フォローアップ研究：センターで得られた成果を普及させるための試験研究 ・適応研究：現場のニーズに対応する、主要研究課題の要件になじまない試験研究 ・データ集積：新しい知見を得るための継続的な調査によるデータ集積 <p>③重点領域研究推進費研究課題</p> <p>緊急的な重点課題への即時対応や年度途中で発生する他の試験研究機関等、通常の試験研究推進システムに依らず、総合センター所長の裁量によりその用途を決定する。</p>
<p>評価の対象</p>	<p>全ての研究課題等に対して内部評価及び外部評価を行う。ただし、一般研究課題の評価は中間評価に相当する手続き及び事後評価に相当する手続きについては進捗状況の内部点検をこれに代えるとともに、追跡評価に相当する手続きの実施は不要とする。</p>
<p>研究課題の再分類</p>	<p>①シーズ開発型</p> <p>将来生じうる生産現場での課題を解決するために行う基礎研究・応用研究</p> <p>②課題解決型</p> <p>現場で生じている課題を解決するために行う実用化研究</p>
<p>内部評価の対象</p>	<p>ア 内部評価</p> <p>内部評価を行う研究課題は、以下のものとする。</p> <p>(ア) シーズ開発型</p>

	<p>すべての研究課題</p> <p>(イ) 課題解決型</p> <p>生産現場からのニーズが非常に高いものや施策への効果が高いと見込まれるもの等、取り組む必要性、重要性等の観点から、センターが農林水産技術会議での評価（内部評価）が必要と認める研究課題</p> <p>イ 外部評価</p> <p>アの内部評価を行う研究課題のうち、原則としてすべての研究課題を対象とする。ただし、内部評価の結果、不採択とされたものや、外部評価の対象とすることが適当でないと農林水産技術会議（内部評価機関）が認めるものは、評価の対象としない。</p>
マネジメント会議	<p>試験研究及び事業に関する事務を円滑適正に執務するため、試験研究マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を設置している。試験研究課題案について、マネジメント会議の審議を経て、主要研究課題、一般研究課題に選別する。</p> <p>マネジメント会議の審議を効率的かつ効果的に推進するため、農業部会、畜産部会、林業部会、水産部会及びプロジェクト部会を置く。</p>
評価結果の公表	<p>外部評価専門委員会における評価の結果、採択又は継続等とされた研究課題については、外部評価専門委員のコメントも付した上でインターネット等を通じて県民に公表する。</p>

農林水産技術総合センターでは、内部評価についてはマネジメント会議の審議を経て、主要研究課題、一般研究課題に選別された研究課題のうち、主要研究課題についてシーズ型はすべて、課題解決型は農林水産技術会議での評価（内部評価）が必要と認めるものに実施され、外部評価は内部評価を行う研究課題のうち原則としてすべての研究課題を評価対象とするが、外部評価の対象とすることが適当でないと農林水産技術会議（内部評価機関）が認めるものは、評価の対象としない。

農林水産技術会議（内部評価機関）に内部・外部の研究評価方法の選択を依存していることが特徴である。またその他3試験研究機関は外部評価決定指標に投入資金額・人の数値基準を導入しているが、農林水産技術総合センターでは数値基準を置いていない（旧「実施要領」では数値基準を置いていた時期がある）。

②健康科学研究所	
内部評価の対象	すべての研究課題等（研究、普及指導及び試験分析の業務）
外部評価の対象	研究のうち、投入経費・人員が別に定める規模以上のもの（投入資金（単年度の平均額）が100万円以上のもの、又は研究員の年間投入人員が1人を超えるもの）、及び、本庁所管部局において内容等を勘案し、外部評価が必要と認めるもの（「主要研究」）を対象とする。
研究課題評価の特例措置	評価調整会議（内部評価）の開催後に新たな研究を実施する必要が生じ、緊急その他やむを得ない理由により、評価調整会議を招集する暇がない場合は、書類審査により事前評価を行うことができるものとする。この場合、次に開催される評価調整会議に評価結果等の報告を行い、必要な助言等を得るものとする。
	緊急性等の事由によりやむを得ない場合は、主要研究の内部評価・外部評価の規定にかかわらず、内部評価のみとすることができる。この場合、外部評価専門委員会に評価結果等報告を行い、必要な助言等を得るものとする。
	追跡評価については、内部評価を中心に実施することとする。また、評価結果を外部評価専門委員会に報告し、必要な助言等を得るものとする。
	追跡評価については、原則、全ての主要研究を対象とする。ただし、事後評価時に、次の観点から追跡評価を実施しないとされた研究を除く。 ① 事後評価の時点で十分に研究成果の直接的効果・副次的効果を把握・評価できる研究 ② 事後評価の時点で次の段階の研究に着手しており、成果の効果等は次の段階の研究の成果で判断すべきとされた研究 ③ 事後評価の結果、成果普及や次段階の研究を要しないと判断され、追跡評価実施不要とされた研究
評価結果の公表	外部評価専門委員会における評価の結果、採択とされた課題については、外部評価専門委員のコメントも付した上でインターネット等を通じて県民に公表する。
健康科学研究所では原則としてすべての研究課題等に内部評価を、また数値基準で判別した主要研究について原則として外部評価を実施する。	

③工業技術センター

内部評価の対象	すべての研究課題等（研究、普及指導及び試験分析の業務）
外部評価の対象	<p>研究のうち、投入資金・人員が別に定める規模以上のもの（投入資金（単年度の平均額）が200万円以上のもの）、又は研究員の年間投入人員が1人を超えるもの、又は工業技術センターにおいて取り組む必要性、重要性等の観点から、本庁所管課が特に外部評価が必要と判断するもの及び、その他本庁所管課において内容等を勘案し、特に外部評価が必要と認められるもの（「主要研究」）。</p> <p>主要研究は、内部評価を行った上で、外部評価を実施するものであるが、内部評価の結果不採択とされたものについては、外部評価の対象とはならない。</p>
研究課題等の評価の特例措置	<p>内部評価のうち、その内容、規模等から外部評価の前提とならないものについては、研究課題等の特性に応じて、簡便な方法（主要研究に該当しないもの（その他の研究等）を対象として実施）により評価を行うことができる。</p>
	<p>主要研究であっても、緊急性等の事由によりやむを得ない場合は、内部評価のみとすることができる。この場合、評価結果を委員会に報告し、必要な助言等を得るものとする。</p>
	<p>主要研究以外の研究課題等の内部評価について、緊急性等の事由によりやむを得ない場合、または、別に定める場合には、書類審査（持ち回り審査）によって評価を行うことができる。</p>
	<p>追跡評価については、原則、全ての主要研究を対象として内部評価を実施した後、評価結果を委員会に報告し、必要な助言等を得るものとする。ただし、<u>事後評価時</u>に、次の観点から追跡評価を実施しないとされた研究を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事後評価の時点で十分に研究成果の直接的効果・副次的効果を把握・評価できる研究 ② 事後評価の時点で次の段階の研究に着手しており、成果の効果等は次の段階の研究の成果で判断すべきとされた研究 ③ 事後評価の結果、成果普及や次段階の研究を要しないと判断され、追跡評価実施不要とされた研究
	<p>公募型の委託事業、補助事業などの外部競争資金によるプロジェクト研究（「外部競争資金による研究」）については、事業実施主体により、事前評価を受け、かつ、毎年度終了後及び研</p>

	<p>究終了後の実績報告についても審査を受けるものであるため、事前評価、中間評価及び事後評価の対象外とする。ただし、事業実施主体により採択された研究については、採択後及び研究終了後に会議または委員会に報告し、必要な助言等を得るものとする。</p> <p>科学研究費補助金（文部科学省所管）の交付を受けて行う研究は、当該補助金が、独創的・先駆的な研究に対する助成制度であり、制度の性質上、評価に馴染まないことから、評価の対象としない。</p> <p>「企業との共同研究等」については、研究内容を公開しないことを前提として契約するものであることから、外部評価の対象としない。</p>
評価結果の公表	<p>内部評価及び外部評価の結果については、評価の透明性を高める観点から、研究課題別の適否及び今後の研究活動の指針となる委員のコメントを付した上で、インターネット等を通じて県民に公表する。</p>

工業技術センターでは主要研究は内部評価・外部評価を原則として実施する。また主要研究を識別する基準に数値基準を併用しているのが特徴である。

④福祉のまちづくり研究所

内部評価の対象	すべての研究課題等（研究、普及指導及び試験分析の業務）
外部評価の対象	<p>研究のうち、投入経費・人員が別に定める規模以上のもの（投入資金（単年度の平均額）が100万円以上のもの）、又は研究員の年間投入人員が1人を超えるもの、又は取り組む必要性、重要性等の観点から、本庁所管部局が特に外部評価が必要と判断するもの及び、その他本庁所管課において内容等を勘案し、外部評価が必要と認められるもの（「主要研究」）。</p>
研究課題等の評価の特例措置	<p>研究所における内部評価のうち、その内容、規模等から外部評価の前提とならないものについては、研究課題の特性に応じて、簡便な方法により評価を行うことができるものとする。</p>
	<p>主要研究であっても、緊急性等の事由によりやむを得ない場合は、内部評価のみとすることができる。この場合、外部評価専門委員会に評価結果等報告を行い、必要な助言等を得るものとする。</p>
	<p>追跡評価については、内部評価を中心に実施することとする。</p>

	<p>ただし、主要研究については、評価結果を外部評価専門委員会に報告し必要な助言等を得るものとする。</p> <p>追跡評価については、原則、全ての主要研究、及び主要研究以外でセンター（研究所）または評価調整会議が必要と考えた研究を対象とする。ただし、事後評価時に、次の観点から追跡評価を実施しないとされた研究を除く。</p> <p>① 事後評価の時点で十分に研究成果の直接的効果・副次的効果を把握・評価できる研究</p> <p>② 事後評価の時点で次の段階の研究に着手しており、成果の効果等は次の段階の研究の成果で判断すべきとされた研究</p> <p>③ 事後評価の結果、成果普及や次段階の研究を要しないと判断され、追跡評価実施不要とされた研究</p>
評価結果の公開	<p>外部評価専門委員会における評価の結果、採択とされた課題については、外部評価専門委員のコメントも付した上でインターネット等を通じて県民に公表する。</p>

福祉のまちづくり研究所の研究課題等の評価に対する扱いは、健康科学研究所とほぼ同様である。

3. 研究課題調書の作成に際しての評価項目について

4つの試験研究機関の研究課題の評価項目については、工業技術センター・健康科学研究所・福祉のまちづくり研究所のグループ（以下、工業等）と農林水産技術総合センター（以下、農林という）で相違がある。前者の3機関は兵庫県の評価指針に準じたものであるが、農林では兵庫県の指針を自己の試験研究機関に適合させたものに発展的に作り上げている。

工業等のうち工業技術センターと農林を比較すれば次の通りである。

兵庫県による評価指針		工業技術センター	農林水産技術総合センター			
評価の種類	評価項目	内部・外部共通 主要研究	内部評価		外部評価	
			シーズ型	課題解決型	シーズ型	課題解決型
事前評価	必要性、有効性、効率性、代替性	必要性、有効性、効率性、代替性	必要性	必要性 効率性 有効性	必要性 先進性 効率性 発展性	必要性 効率性 有効性
中間評価	必要性、有効性、効率性、代替性	必要性、有効性、効率性、代替性	必要性	必要性 効率性 有効性	必要性 先進性 効率性 発展性	必要性 効率性 有効性
事後評価	目標の達成度、必要性、有効性、効率性	目標の達成度、必要性、有効性、効率性	必要性	必要性 有効性	必要性 先進性 発展性	必要性 有効性
追跡評価	直接的効果、副次的効果・波及効果、県施策への貢献、今後の研究への発展・フィードバック効果	直接的効果、副次的効果・波及効果、県施策への貢献、今後の研究への発展・フィードバック効果	—	必要性 有効性	—	必要性 有効性

県の指針の事前評価・中間評価では「代替性」の項目があり、工業等は兵庫県の指針に準じているが、農林に代替性評価項目はない。

代替性とは「県立健康科学研究所研究課題評価について」によれば次の通りである。

大学や企業が地域の試験研究機能を担いつつあることから、公民の役割分担の観点に基づき、大学や民間試験研究機関などの他の機関による実施が見込めない研究かどうかについて、次の視点により評価する。

- ・技術的側面から、民間等での実施が不可能であるか
- ・市場性の面から、民間等での実施が不可能であるか
- ・プライバシー確保の面から、民間等での実施が不可能であるか

第3 監査の結果と意見

I. 総論

1. 報告書の構成

「第3 監査の結果と意見、II. 全般的事項及び、III. 各論」に記載した監査の「指摘事項」と「意見」の違いは下記のとおりである。

- ・指摘事項 : 監査の視点等に抵触するもの。
- ・意見 : 「指摘事項」以外で、改善・検討を求める事項。

2. 全般的事項と各論について

全般的事項は県立試験研究機関の中期事業計画に関する課題及び各機関に共通に認められる問題点等について記載している。

各論は各機関の監査に伴い発見した現状の個別の問題点について記載している。

II. 全般的事項

1. 県立試験研究機関の中期事業（業務）計画に関する課題について

【総合意見1】目標管理の徹底について

各試験研究機関は、それぞれの専門分野での試験研究を行っているが、その成果がどのような形で県民に還元されているかを、県費を使用する限り県民へ十分に説明されなければならない。その手法として現在は試験研究課題の評価を充実させ、事後評価等の結果を公表しているが、専門性が高く、かならずしも県民への理解が浸透しているとは言えないと思われる。

目標となるわかりやすい指標（KPI）を公開し、それぞれの目標に対する実績を対比することにより業績評価を県民に問うことが必要である。機関評価調書には中期事業計画における取り組みの項目があるが、中期事業計画自体にKPIが少なく、機関評価調書の数値は実績の列挙に終始している。

競争的資金等外部資金獲得状況の実績に限定すれば、機関評価調書で公表されているが目標値が中期事業計画にあらわされていない。したがって、効率的に事業が遂行されたかどうかの判定ができない。その他にも技術相談件数、研究テーマ数、共同研究数など各機関の実状に沿った諸目標値を開発のうえ達成度合いを公表することが望まれる。

工業技術センターの KPI について

4つの試験研究機関のうち、工業技術センターは他の3機関と比べ比較的 KPI がうまく公表されている。

中期事業計画 KPI (業務に係る数値目標)			令和6年度
重点方針	設定項目	目標 (年間)	実績
課題発見型技術支援の推進	技術相談件数	10,000 件	10,664 件
	技術指導件数	5,000 件	4,478 件
	利用企業数	1,800 件	1,934 件
産業・社会の課題解決に資する技術シーズの蓄積と発信	研究テーマ数	50 件	50 件
	技術移転件数	700 件	792 件
産学官共創によるオープンイノベーションの促進	大学 (高専・専門学校含む) との共同研究数	30 件	44 件
	共創による研究参画企業数	50 件	59 件
その他 (運営強化)	外部獲得資金	100,000 千円	60,992 千円

また、工業技術センターの機関評価調書では、「2 中期事業計画における取り組み」として目標設定の考え方が公表されていることは注目に値する。

業務に関する数値目標 (第5期中期事業計画)	効果的な運営を徹底するため「基本方針」に則して、成果に係る数値目標を設定		
	区分	R1~R5年度目標 /年(平均)	目標設定の考え方
	技術相談件数	9,000件	最近10年(H20~H29)の平均値
	利用企業数	1,800件	
	5回以上利用企業数	600件	
	外部獲得資金	10,100万円	
共同研究等技術移転件数	800件	最近5年(H25~H29)の平均値	

2. 各機関に共通に認められる問題点について

(1) 試験研究の有効性について

【総合意見2】 県立試験研究機関の評価に関する指針の弾力的な運用について

「県立試験研究機関の評価に関する指針」(以下「指針」という)は平成13年に施行されており、現在の県立試験研究機関はこの指針に準拠した評価項目で試験研究課題を評価している。特に4つの試験研究機関のうち、工業技術セ

ンター、健康科学研究所、福祉のまちづくり研究所（以下、「工業等」という）は指針に記載されているとおりの評価を行っているが、農林水産技術総合センターは当該センターの直面する研究課題に対し指針の趣旨に沿った評価方法を独自に織り込んでいる。

予算措置がされた県受託研究などは、予算取りされる段階で必要性・効率性・有効性・代替性が十分に勘案されているはずのものである。予算措置された県受託研究で各試験研究機関の事前評価で研究課題不適格の結論になったものは皆無であるという。したがって予算措置された県受託研究の県立試験研究機関での事前評価は簡略化し、経営資源を事後評価にまわすことなどが評価作業の効率化・重点化に資するものであると思われる。県の指針の主旨を尊重しながら各施設での状況に応じた弾力的な運用が望まれる。

（２）研究課題の評価対象（主要研究・主要研究課題）の判定について

【総合意見 3】主要研究の判定の数値基準（投入資金（経費））について

4つの試験研究機関のうち農林水産技術総合センター以外の3機関では主要研究の判定に数値基準を置いている（各施設の細則による）。

工業技術センター

- ・投入資金（複数年の研究期間を有するものについては単年度の平均額。以下同じ）が200万円以上のもの
- ・研究員の年間投入人員が1人を超えるもの

健康科学研究所

- ・投入経費（研究期間が数年を有するものについては単年度の平均額。）が100万円以上のもの
- ・研究員の年間投入人員が1人を超えるもの

福祉のまちづくり研究所

- ・投入経費（研究期間が数年を有するものについては単年度の平均額。以下同じ）が100万円以上のもの
- ・研究員の年間投入人員が1人を超えるもの

投入経費の重要性基準値により主要研究かそれ以外かの判定が行われているが、そもそも経費の範囲に減価償却費は算入されておらず（この意味では工業技術センターの投入資金の概念が正確である）、投下資金に対する研究課題の評価の重要性が正確に測定されない判定基準であると思われる。最先端の高額機器を導入したが、材料代が年間100万円（工業は200万円）のため主要研究に該当しないという判断が下される可能性がある。

数値基準のみによらず、内部評価機関等による試験研究課題そのものの「必要性・重要性」を重視した定性的判定により主要研究か否かの判定が下されることが望まれる。

農林水産技術総合センターでは平成 18 年度包括外部監査の意見「外部評価について」の措置で、農林水産施策を支える先導的先端的な研究として位置づけ、内部評価および外部評価専門委員会により「必要性・重要性」を重視した定性的判定をするなど改善されている。

(3) 契約について

契約の締結に当たって随意契約を行う場合、「財務規則の運用について」において、「…その取扱いについては、厳正を期すること。」とされており、より慎重に検討する必要があることから、契約の更新を行う際には、特定の者との随意契約ありきではなく、慎重に検討し直す必要がある。

また、委託契約においては原則として再委託は禁止されており、再委託を行う場合には、再委託の承認を得る必要があるが、再委託の承認申請が行われていない案件がある。

【総合意見 4】 契約について

契約の締結については、特定の者との随意契約ありきではなく慎重に検討する必要がある。

また、再委託を行う場合は、再委託の相手方や業務の範囲について承認申請を行い、承認を受けておく必要がある。

(4) 知的財産の管理について

平成 18 年度包括外部監査において、知的財産の定義や範囲、管理手続を定めた規程が未整備である旨の指摘を受けたが、県では職員の発明に関する規則や知的財産取扱指針等必要最低限の規程は整備されているとの見解を示していた。

これについて、現行の「知的財産取扱指針」では知的財産権の範囲として知的創造物に関する権利に限定されており、営業上の標識に関する権利（商標権等）は対象外とされている。

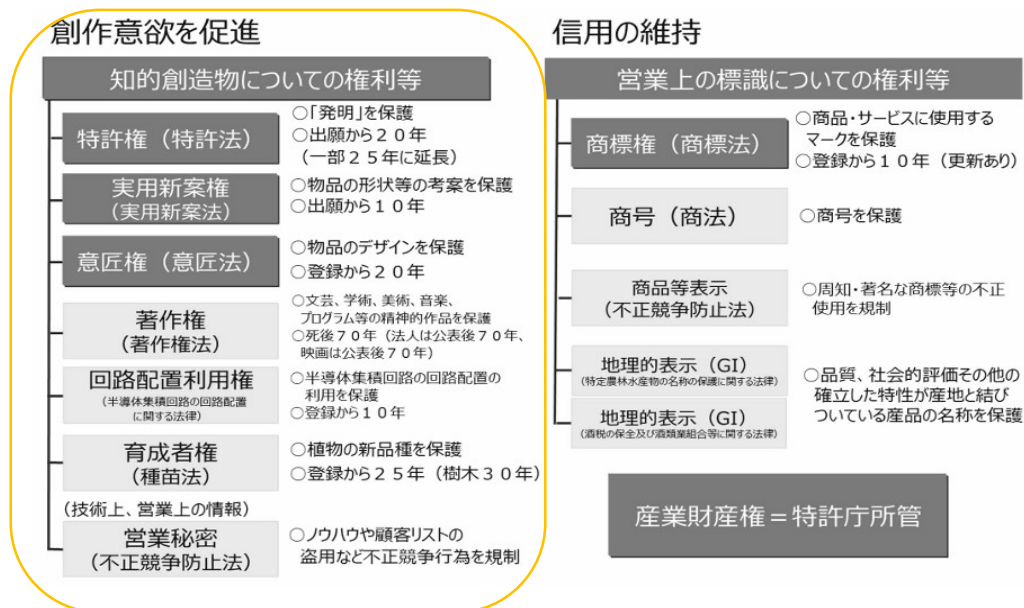
【知的財産取扱指針】

I 知的財産の管理 1

(2) 「知的財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権、プログラム等著作権、回路配置利用権、品種の登録による権利及びこれらを受ける権利とする。」

【知的財産の種類】

(四角内が県の指針の対象)



出典 特許庁 HP

しかし、対象外である旨の明示的な記載がなく、制度上の取扱いが不明確となっている。また、指針の対象外である商標権等の取得・譲渡・放棄等に関する手続については統一的な取扱いが示されておらず、各試験研究機関において個別決裁により対応している。このため、現状、農林水産技術総合センターや工業技術センターにおいては規程が整備されておらず、対応方法が機関や事案により異なる状況であった（【意見2】参照）。

さらに、プログラム等著作権及び回路配置利用権については、法令上、法人等に権利が帰属することが明記されており、職員との利益調整を行う必要がないため、県への権利の承継については職務発明審査会の対象外とされている。しかし、県への権利の承継以外の譲渡・放棄等に関する具体的な手続については定めがなく、運用上の取扱いが不明確となっている。

【知的財産取扱指針】

2 職務発明審査会

(2) 審査事項

職務発明審査会では、以下の項目について審査する。

- ① 職務発明の認定
- ② 県への権利の承継 (プログラム等著作権、回路配置利用権を除く)
- ③ 出願
- ④ 審査請求
- ⑤ 権利の譲渡・放棄

⑥ 職員からの不服申出

⑦ その他審査が必要と認められる事項

権利の譲渡及び放棄については、県の権利に関わることであり、一定の審査手続を経る必要があるため、工業技術センターにおいて「職員の職務発明等に関する規程」に準じて審査事項としているとの説明があったものの、同センターの職務発明審査会設置要綱及び実施要領にはその旨が明記されておらず、実際には発生都度、個別決裁により対応している状況であった（【意見 29】参照）。

知的財産の範囲が明確化されず、手続が統一されないまま運用が続くと、各試験研究機関における判断にばらつきが生じ、権利の譲渡・放棄等に係る判断過程の透明性や県としての管理責任が不明確となるおそれがある。

【総合意見 5】 知的財産の範囲及び手続の明確化について

「知的財産取扱指針」において、営業上の標識に関する権利（商標権等）を対象外とする旨を明記するなど対象範囲を明確にすることが望まれる。あわせて、商標権及びプログラム等著作権等の譲渡・放棄等に関して県として共通の基準を定め、全ての試験研究機関で統一的に運用されることが望まれる。

(5) 高圧ガス容器の管理について

県は、高圧ガス保安法の趣旨に基づき、高圧ガス容器の適正な管理及び安全な消費を促進するため、「高圧ガス容器保安対策指針」を定めている。同指針では、供給事業者及び消費事業者に対し、原則として1年以上同じ容器により継続して供給又は使用しないことを要請している。

しかし、農林水産技術総合センター、健康科学研究所及び工業技術センターのいずれにおいても、当該指針に沿った運用が実施されていなかった。農林水産技術総合センターでは高圧ガスの管理に関する規程を定めておらず、確認した容器のうち 41.7%が1年以上継続して使用され、入荷日が不明なものも 40.0%に上っていた。健康科学研究所では内部規程で使用終了時に返却と定めており、26.3%が1年以上継続して使用されていた。さらに、工業技術センターでは、内部規程で原則として4年以上経過した容器を返却と定めているが、62.9%が1年以上継続して使用され、37.1%が4年以上継続して使用されていた（下記及び【指摘事項 4・5・11・12・15・16・27・28・34・40】参照）。

【各機関における高圧ガスの管理状況】

機 関 名	規程で定める返却基準	1年以上継続使用等
農林水産技術 総合センター	規程なし	41.7% ¹ (入荷日不明 40.0%)
健康科学研究所	使用終了時	26.3%
工業技術センター	4年以上で返却、11年以上禁止	62.9% ² (うち、4年以上使用 37.1%)

(注) 1 1年以上継続使用(入荷日不明)割合:本所 39.6%(45.8%)、北部 25.0%(25.0%)、淡路 100.0%(-)

2 1年以上継続使用(4年以上使用)割合:神戸 61.5%(38.5%)、繊維 60.0%(40.0%)、皮革 100.0%(-)

このように、いずれの試験研究機関においても、指針に基づく管理体制や運用が徹底されていない状況である。

県が定めた指針に基づく管理が県の試験研究機関において十分に実施されていない現状は、指針自体の実効性を損ない、県の保安行政に対する信頼を低下させるおそれがある。また、県の直轄機関において不備が放置されている状況に鑑みれば、同指針の対象である他の事業者にも遵守意識の低下が波及し、県全体としての高圧ガスの安全管理水準が低下している可能性がある。さらに、指針の周知徹底が不十分なままでは、制度としての保安対策が形骸化し、災害発生時における県の説明責任及び管理責任が問われるリスクも高まる。

【総合意見6】高圧ガス容器の管理について

全ての試験研究機関において、「高圧ガス容器保安対策指針」の内容を踏まえた内部規程や運用手順を整備し、容器の管理等の取扱いを明確化することで、指針の実効性を確保する必要がある。

あわせて、県としても、指針の趣旨及び具体的な遵守事項について各機関に対し改めて周知徹底を図るとともに、遵守状況を定期的に点検・確認する仕組みを設けることにより、県全体の安全管理体制の向上を図ることが望まれる。

3. 県民への説明責任の強化

(1) 県政改革方針実施状況報告書について

県政改革方針実施状況報告書において、各試験研究機関の外部資金獲得額を記載しているが、外部資金の範囲について機関ごとに取扱いが異なっている。工業技術センターでは、主な取組内容に掲げられている機器利用料や試験料を外部資金に含めて集計している一方、農林水産技術総合センター及び健康科学研究所では、同様の収入である検査料・試験料を外部資金に含めていない。また、健康科

学研究所では、受託研究の範囲についても研究的要素の強い調査のみを対象としており、その他の事業を除外している（【指摘事項 20】参照）。

【各機関における外部資金の範囲】

単位：千円

機 関 名	外 部 資 金 総 額	（ 内 訳 ）		外 部 資 金 額 の 範 囲
		科学研究費等	受託研究等	
農林水産 技術総合 センター	93,503	65,122	28,381	科研費・受託研究のみ計上 試験料 144 千円は除外
健康科学 研究所	4,609	1,421	3,188	感染症部における受託研究のみ計上 検査料・試験料 12,491 千円は除外
工業技術 センター	98,472	10,682	87,790	科研費・受託研究に加え、機器利用料・ 試験料 37,479 千円についても計上
福祉のま ちづくり 研究所	16,588	13,588	3,000	科研費・受託研究のみ計上 試験料等は該当なし

外部資金の集計範囲が機関ごとに統一されていない場合、報告書における外部資金獲得額の比較可能性が損なわれ、機関間での取組実績を正確に評価できないおそれがある。

また、外部資金獲得額については、県政改革方針に基づき年度ごとに目標値を設定し、その実績との比較により取組成果を評価していることから、集計範囲の不統一は実績値の信頼性を低下させ、評価結果の妥当性を損なう可能性がある。

さらに、県全体としての外部資金確保状況を正確に把握できず、施策評価や改善方針の立案に影響を及ぼすおそれがある。

【総合意見 7】 県政改革方針実施状況報告書について

各機関の実態を踏まえつつ、県として外部資金の範囲を統一的に整理した算定基準を明文化し、報告書への記載ルールとして周知することで、外部資金獲得実績の比較可能性と評価の公平性・透明性を確保することが望まれる。

(2) 機関評価結果の公表について

県では、「県立試験研究機関・中期事業計画」の方向性及び内容を踏まえ、効果的・効率的な業務推進を図るため、「県立試験研究機関の評価に関する指針」を定め、評価の実施及び公表等に関する基本的事項を定めている。

同指針では、評価の結果について、支障の生じない限りこれを公表すると定めているが、一方で必要な事項は別に定めるとされており、公表の具体的範囲等の詳細な事項については定められていない。

【県立試験研究機関の評価に関する指針】

7 評価結果等の公表

評価の結果について、機密の保持や知的所有権の取得等に支障の生じない限りこれを公表する。

9 その他

この指針に定めるもののほか、県立試験研究機関の評価の実施について必要な事項は、別に定める。

このため、各試験研究機関では評価指針を基礎としてそれぞれ独自に運用しており、現状、公表範囲の解釈に相違がみられ、公表水準に差が生じている。

具体的には、農林水産技術総合センターでは追跡評価を公表しておらず（【意見 6】参照）、健康科学研究所では機関評価調書を公表していない（【意見 20】参照）。また、福祉のまちづくり研究所では外部評価委員会の評価結果を非公表とし、事業については予算値で計上している（【指摘事項 50・51】参照）。

評価結果の公表に関して詳細な運用基準が定められておらず、研究機関ごとの取扱いに差が生じている場合には、評価制度全体の透明性及び公平性が損なわれるおそれがある。また、各機関の判断が同指針の趣旨と乖離する可能性があり、同指針が本来意図する透明性及び説明責任の確保という目的を十分に達成できなくなるおそれがある。

【総合意見 8】機関評価結果の公表について

評価結果の公表に関する取扱いのばらつきを是正し、県全体で統一的な運用を図るため、同指針を補完する運用基準を別途定めるか、または指針に公表範囲や手続等を明文化するなどの方法により取扱いを明確化することが望まれる。これにより、評価制度全体の透明性及び公平性を確保し、県民や関係機関に対する説明責任を一層明確にすることが期待される。

(3) 過年度包括外部監査の結果への対応について

県では、平成 18 年度に同様のテーマを扱った包括外部監査を受けており、翌年度に監査結果に対する措置として対応及び改善策を公表している。また、農林水産技術総合センターにおいては令和 3 年度にも包括外部監査を受けており、同様に対応及び改善策を公表している。

今回の監査に際し、平成 18 年度及び令和 3 年度の監査結果への対応状況を確認したところ、改善措置が実行できていない若しくは不十分な箇所があった。ま

た、過去に改善が図られた事項についても、その後 20 年近く経過している中で組織体制や制度の変更に伴う見直しが行われておらず、現行の実務と乖離が生じている事例もみられた。

・過年度包括外部監査の措置状況

本報告において参考とした過年度包括外部監査の指摘事項及び意見のうち、改善措置が実行できていない若しくは不十分であった箇所。

① 平成 18 年度の包括外部監査における措置状況

i 農林水産技術総合センター

指摘事項及び意見 (平成 18 年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成 19 年度措置)	令和 7 年度の状況 (県 回答)	評価
1 収納事務 (10) 受払(出納)管理簿と現物との照合について(意見) 長期保存が可能なものについては、少なくとも年に 1 回は受払(出納)管理簿と現物を照合し、その結果をかい長が確認すべきである。 また、照合結果についても一定期間保存し、事後でも把握できるようにすべきである。	受払管理簿と現物の照合を毎月行い、各センター長等が確認している。 照合結果については、受払管理簿に、記載事項となっていることから、今後も適正に管理していく。	平成 26 年 4 月に県の備品管理要領が改正され、紙ベースの帳簿から物品管理システムによる管理へと移行したため、当該システムによる適正管理に努めている。また、新規調達及び処分した物件を中心に現物の増減等確認を図っている。	【意見 7】飼育牛の棚卸手続について」参照。
3. 請負・委託契約事務 (2) 長期間の契約継続先について(意見) 5 年間同一の業者と継続して請負・委託契約を行っている案件が 14 件ある。指名競争入札制度が有効に機能しているのか、随意契約では他の業者では実施できないのか、契約金額は妥当なものか等を総合的に検討する必要がある。	委託契約を一覧表にして確認を行い、漫然として長期間にならないように努めている。	引き続き左記により運用を図っている。	【指摘事項 1】委託販売契約の更新について」及び【意見 12】随意契約の実施について」参照。
4. 設備・機器・備品の管理事務 (1) 備品の管理について(本所) ① 備品出納簿の記入について(指摘事項) 年度ごとの締め切りの記載が必ずしも実施されておらず、年度末にどの資産が何点残っているのが把握しづらい。 また、定期的な実地棚卸は規定されていないため、受払い記録を確実に実施し、この継続記録による理論残高と現物を照合することが望まれる。	平成 18 年度末までを整理したところであり、今後も現物と照合の上、備品の適正管理に努めていく。	平成 26 年 4 月に県の備品管理要領が改正され、紙ベースの帳簿から物品管理システムによる管理へと移行したため、当該システムによる適正管理に努めている。また、新規調達及び処分した物件を中心に現物の増減等の確認に努めている。	【指摘事項 6】備品の現物確認について」参照。
⑤ 自己検査手続の見直しについて(意見) 財務規則 190 条(自己検査)の規定について、かい長が備品の取得、処分一点一点について詳細にチェックすることは困難であり、より実務的な取扱に改めることが望ましい。	平成 19 年 8 月 1 日から、かい長の自己検査の権限を各センター所長(加西においては総務部長)が行えるようにし、適正な検査に努めている。	引き続き左記により運用を図っている。	【指摘事項 6】備品の現物確認について」参照。
(4) 試験研究機器の使用状況について(本所) ① 使用頻度の少ない試験研究機	使用不能な試験研究機器等については、廃棄の検討を行うなど適正管理に努めている。	使用不能な試験研究機器、農業機械類、重要物品等を、総合センター全体で優先	【意見 5】使用見込のない備品につ

指摘事項及び意見 (平成 18 年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成 19 年度措置)	令和 7 年度の状況 (県 回答)	評価
器について (意見) 当初の使用計画と乖離がないか、また、より有効な利用の検討、場合によっては廃棄を検討すべきである。		順位をつけ、予算の範囲内で計画的に廃棄している。	いて」参照。
5 薬品の管理事務 (1) 本所における管理状況について ① 管理台帳の適時記入について (指摘事項) 平成 17 年度に入ってから受払いの記載が行われておらず、適切に受払管理されていない。受払の都度記載し、定期的に現品残高との照合を実施することが必要である。	平成 17・18 年度については整理し、平成 19 年度以降、受け払いの都度記入している。	各部署で薬品の購入及び使用ごとに薬品受払簿に記載して、現品残高等の管理を行っている。	「【指摘事項 2】薬品管理に関する統一的な要綱及び様式の作成について」参照。
② 劇物の管理不備について (指摘事項) 適時に受払記録が記載されていなかった。 また、受払台帳の数量と現物が一致しないものがあった。		劇毒物の購入及び使用ごとに薬品受払簿に記載している。 改めて、劇毒物の管理体制の更なる適正化を図るため、センター統一の「薬品等の管理要綱」を整備し運用していく。	「【指摘事項 2】薬品管理に関する統一的な要綱及び様式の作成について」参照。
③ 薬品受払簿の記載要件について (意見) 消耗品や郵便切手の出納簿と同一の簡潔な様式を使用しており、管理レベルの高い毒物及び劇物の管理に関しては、出納簿の記載要件 (例えば使用用途を記載する等) をより詳細に定める方が望ましい。	劇毒物の管理方法 (様式を含む。) 等について、その取扱いを定め、平成 20 年度から試行する。	劇毒物の購入及び使用ごとに薬品受払簿に記載し、定期的な現物確認を行っている。 改めて、劇毒物の管理体制の更なる適正化を図るため、センター統一の「薬品等の管理要綱」を整備し運用していく。また引き続き、定期的に薬品受払簿と現物の確認を行っていく。	「【指摘事項 2】薬品管理に関する統一的な要綱及び様式の作成について」参照。
④ 劇物の管理強化について (意見) 劇物は原則、劇物表示した施設保管庫に保管・管理されているが、実験中あるいは大量購入時の取扱いについて、今後検討が必要である。		実験中に必要量のみ取り出し、実験中、実験後も試薬棚の施錠を行うなど、劇毒物の使用時においても管理強化を図っている。	「【指摘事項 3】薬品の保管 (農業大学校) について」参照。
1 知的財産権 (1) 知的財産権に関する規程について (意見) 知的財産の定義や知的財産権の範囲、審査及び管理に関する事項等について準拠すべき手続きを定めた規程がない。「兵庫県知的財産取扱指針」をベースにし、規程として整備しておくことが必要である。	知的財産権に関しては、職員の発明に関する規則、各機関発明審査会設置要綱、公有財産規則及びその運用に関する総務部長通知など、必要最低限の規程は整備されていると考えている。 また、「兵庫県知的財産取扱指針」は県の各機関が知的財産について処理する場合に従うべき指針であって、それ自体が規程的性質を持つものである。 しかし、円滑な運営に必要な見直しは今後とも行っていく。	知的財産権に関しては、職員の発明に関する規則、各機関発明審査会設置要綱、公有財産規則及びその運用に関する総務部長通知など、必要最低限の規程は整備されていると考えている。 また、「兵庫県知的財産取扱指針」は県の各機関が知的財産について処理する場合に従うべき指針であって、それ自体が規程的性質を持つものである。また、職務発明審査会の所掌事務を円滑に行うため、平成 28 年度に「知的財産活用戦略会議設置要領」を制定し、審査会開催前に知的財産活用戦略会議において、特許権等の知的財産権の活用方針等を検討して	「【総合意見 5】知的財産の範囲及び手続の明確化について」及び「【意見 2】商標権に関する手続について」参照。

指摘事項及び意見 (平成 18 年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成 19 年度措置)	令和 7 年度の状況 (県 回答)	評価
		いる。	
6 その他の意見 (1) 年度事業計画の策定について (意見) 個々に事業目標を計数化し、その目標の達成状況を検証しうような年度事業計画を策定することが望まれる。	各機関とも毎年度、予算に基づく年間計画によって事業推進を行っており、地方独立行政法人における年度計画とは別のかたちで計画的な業務運営を進めている。計数化した事業目標に関しては、中期の事業目標について現在検討を進めているところであり、その延長にある検討課題と考えている。	各機関とも毎年度、各試験における投入資源を作成するとともに試験設計の検討会で、試験の計画や成果の目標を必要に応じて修正し、事業推進を行うなど、計画的な業務運営を進めている。試験成果については開発技術として認定を受け、普及を推進する技術については目標を設定し、毎年度普及状況を把握するなど進捗管理にも努めている。	【総合意見 1】目標管理の徹底について」参照。
(5) 不要毒劇薬物の共同処分について (意見) 不要の毒劇薬物が、予算の都合で廃棄されないまま多く保管されており、これらを一箇所にまとめ、一括処分すれば相当コストも節減できると思われる。	農林水産技術総合センター全体の不要な薬品を平成 20 年 2 月に一括処分した。	各部署の不要な毒劇薬物の集積状況により、一括廃棄に取り組んでいる。	【意見 4】不要毒劇薬物の共同処分について」参照。

ii 健康科学研究所

指摘事項及び意見 (平成 18 年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成 19 年度措置)	令和 7 年度の状況 (県 回答)	評価
1 収納事務 (1) 利用料金の単価算定について (意見) ① 人件費について 現在試験手数料単価の中に反映されていないが、一定の基準を設け、試験手数料単価に反映させる必要がある。 ② 減価償却費について 検査当りの減価償却費について、算式の合理性の検討が必要である。 ③ 水道光熱費について 簡便法とはいえ積算表の計算方式では、検査の件数が考慮されていないため、1 検査当りの単価を算定する上で、合理性が疑問である。 ④ 印刷製本費、通信運搬費、修繕費について 検査の単価に反映されていないが、実費を算定する目的であれば、加えておくべき。 また、手数料単価は、公平の観点から統一的な算定方法が望ましい。	使用料及び手数料の適正化を図るため、単価算定の見直しを行い、平成 20 年度から健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を見直すよう、関係課と協議している。	使用料及び手数料については、適宜見直しを行っている。	【指摘事項 13】手数料単価の適正化について」参照。
4 設備・機器、備品の管理事務 b. 備品整理票のメンテナンスについて (意見) 古い備品整理票で備品番号が判別し難いものについては、貼付し直したり備品番号を再記入すべきである。	判読しにくい備品整理票については貼り直しを行った。	適切に対応している。	【指摘事項 19】備品整理票について」参照。

指摘事項及び意見 (平成 18 年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成 19 年度措置)	令和 7 年度の状況 (県 回答)	評価
③ 現物調査について (指摘事項) 現物調査を実際に行ったことが裏づけられる証拠が保存されていない。また、現物調査をどのような手順により実施するのかという要領の類も文書として定められていない。さらに、現物調査の結果と所管事項報告書の照合を行っていないため、調査結果が当該報告書に反映されていない。	・現物調査に当たっては、これに係る重要物品の現物調査に関する実施要領を作成し、今後は要領に基づき適切に実施していく。 ・所管事項報告書については今後適切に記載していく。 ・5百万円以下のその他の重要物品については、所管事項報告書の件数が誤っていたので速やかに訂正するとともに、今後このようなことがないように注意を図っていく。	兵庫県備品管理要領に基づき「物品管理システム」の備品出納簿への登録（取得、処分）の都度現物を確認している。	「【指摘事項 18 備品の現物確認について】参照。
6 原価管理事務 (2) 手数料に対応するコストについて (意見) 健康福祉事務所が定める手数料単価をそのまま利用しているもの（水質検査等）があるが、健康環境科学研究センターと健康福祉事務所が単価設定する際の設定方法、積算対象となる費用項目に差異がある。公平の観点からは統一的な算定方法が望まれる。 また、当研究センターの手数料算定基準は、作成後 30 年は経過しているものと思われる。内容的に合理性にかけるとされるもの、基準に準拠せず算定されているもの、状況の変化に対応し変更されていないと思われる箇所があり、作成基準そのものを見直しをする必要があると考える。	使用料及び手数料の適正化を図るため、単価算定の見直しを行い、平成 20 年度から健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を見直すよう、関係課と協議している。 なお、水質検査等については健康福祉事務所の補完的業務として行っているため、単価をそのまま利用している。	使用料及び手数料については、適宜見直しを行っている。	「【指摘事項 13】手数料単価の適正化について」及び「【意見 15】手数料単価の適時改定について」参照。
6 その他の意見 (1) 年度事業計画の策定について (意見) 個々に事業目標を計数化し、その目標の達成状況を検証しうるような年度事業計画を策定することが望まれる。	各機関とも毎年度、予算に基づく年間計画によって事業推進を行っており、地方独立行政法人における年度計画とは別のかたちで計画的な業務運営を進めている。計数化した事業目標に関しては、中期の事業目標について現在検討を進めているところであり、その延長にある検討課題と考えている。	変更なし	「【総合意見 1】目標管理の徹底について」参照。

iii 工業技術センター

指摘事項及び意見 (平成 18 年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成 19 年度措置)	令和 7 年度の状況 (県 回答)	評価
3. 請負・委託契約事務 (3) 随意契約の見直しについて (意見) 予定価格や契約金額が妥当かどうか、また他の業者でも実施できないのかなど、継続的に検討しておくことが必要である。	単独随意契約による見積書については、より詳細な内容の記載を求め、その内容を精査・検討するとともに、他の業者が参加可能かどうかを検討した。	単独随意契約については、見積内容の精査等とともに、他の業者の参加の可能性を検討のうえ、実施している。	「【意見 27】随意契約の実施について」参照。
4. 設備・機器・備品の管理事務 (1) 備品管理について ① 管理簿の整備状況等について (指摘事項) 備品使用簿が作成されていない、記入が的確でない等、備品使用	備品は数量がとても多く管理が難しいのが現状であるが、備品使用簿を作成し、適正に管理するよう周知徹底した。 また、財務規則の規定に基づき、毎月、備品の自己検査を行	会計事務点検マニュアルに基づき、現物高に異動があった月のほか、年 1 回以上自己点検を行っている。	「【意見 32】物品の棚卸について」参照。

指摘事項及び意見 (平成 18 年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成 19 年度措置)	令和 7 年度の状況 (県 回答)	評価
時の機能を十分発揮していない。 また、備品出納簿は、規定に基づく年度末の棚卸対象の集計が未実施であることから、年 1 回の現品点検棚卸を制度化することが望まれる。	い、適切な自己検査を行った。		
③ 使用不能の備品について (意見) 使用不能の備品が多くあり、廃棄処理手続を行うことが必要である。	使用不能の備品については必要に応じて、機器の修理または廃棄手続を行った。	機器等の故障が発生すれば、その都度修理を実施しているが、修理が不可能な機器等については、廃棄手続のうえ、処分している。	【意見 33】 使用見込のない備品について」参照。
③ 使用状況について (指摘事項) 所有する重要物品等で、平成 17 年度の使用日数が 10 日未満のものが 16 アイテムあり、1 件 (高速試験機) を除いて廃棄決定あるいは廃棄予定となっている。 また、使用記録が内部簿に記入されていないセンターも見られた。	減価償却期間 (7 年) を超えた機器であり、経年による故障および性能の劣化・機能の低下から使用できないケースが多く、また、現在の研究活動からも修理してまで使用する必要がないことから、廃棄機器が中心となっている。日報は、使用時に的確に記入するよう周知徹底を図った。	使用頻度が低いものは、廃棄或いは譲渡を検討する。また、使用簿の記載は徹底している。	【意見 33】 使用見込のない備品について」参照。
5. 薬品の管理事務 1) 工業技術センターにおける管理状況について ① 薬品の管理体制について (指摘事項) 次の点を改善する必要がある。 ・ 毒物以外は受払記録が未作成 ・ 劇物保管薬品キャビネット利用簿が未作成 ・ 四半期毎の薬品保管状況点検及びその結果報告が未実施 ・ 薬品異動状況点検及びその結果報告書が未実施 ・ 年 1 回の不要薬品リスト作成が平成 16 年度から未作成	薬品管理に関しては、薬品購入手順書、薬品保管手順書等を見直し、実情にあったものに改定し、管理を徹底するよう周知を図った。 また、薬品の年間の量的把握を行うためのシステムを構築し、使用予定のない薬物は廃棄するよう周知を図った。	薬品管理はデータベースに移行している。また、年 1 回棚卸及び不要薬品の抽出を実施している。	【指摘事項 25】 規程と実務の乖離について」及び 【意見 31】 長期未利用薬品について」参照。
② 薬品の現物調査について (指摘事項) 規程等により薬品の棚卸調査を義務づけ、実施することが必要である。 また、毒物薬品類使用台帳に記載されていない毒物が存在しており、毒物の管理が有効に機能しているとは言い難い。使用予定のない毒物を保管しておくリスクを考慮した場合、廃棄することが必要である。			
③ セーフティキャビネットの鍵の保管について (指摘事項) 保管するためのセーフティキャビネット 3 台について鍵の所在が不明であった。	セーフティキャビネットの鍵について、管理を徹底するよう周知徹底を図った。	セーフティキャビネットの鍵について、管理を徹底するよう周知徹底を図った。	【指摘事項 26】 セーフティキャビネットの鍵の保管について」参照。
1 知的財産権 (1) 知的財産権に関する規程について (意見) 知的財産の定義や知的財産権の範囲、審査及び管理に関する事項等について準拠すべき手続を	知的財産権に関しては、職員の発明に関する規則、各機関発明審査会設置要綱、公有財産規則及びその運用に関する総務部長通知など、必要最低限の規程は整備されていると考えて	知的財産権に関しては、職員の発明に関する規則、発明審査会設置要綱等により、一定の枠組みを整理しているが、運営の一層の円滑化を図る観点から、今後とも必要に	【総合意見 5】 知的財産の範囲及び手続の明確化について」及び「

指摘事項及び意見 (平成 18 年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成 19 年度措置)	令和 7 年度の状況 (県 回答)	評価
定めた規程がない。「兵庫県知的財産取扱指針」をベースにし、規程として整備しておく必要がある。	いる。 また、「兵庫県知的財産取扱指針」は県の各機関が知的財産について処理する場合に従うべき指針であって、それ自身が規程的性質を持つものである。 しかし、円滑な運営に必要な見直しは今後とも行っていく。	応じて関係規程等の内容の見直しや整理を進めていく。	【意見 29】プログラム等著作権の譲渡及び廃棄手続について」参照。
(2) 特許に係る経済計算について (意見) 知的財産（審査不請求等をしたものも含めて）ごとに対応する費用の把握がなされていない。知的財産についても経済性計算が必要であるという認識をもち、例えば、知的財産を取得・維持する場合の意思決定の際には人件費も含め必要な費用の情報が提供できるようにしておくことが望まれる。	既に各機関における発明審査会においては、出願費用や審査費用、維持費用等を考慮のうえ、出願、審査請求、維持等の決定を行っている。当該発明等の開発に要した人件費や機械装置費などについては、この目的のためだけに把握することは困難であるため、研究機関の業務全体のコスト計算の考え方を精査していく中での将来に向けての検討課題と考えている。	発明審査会では、出願費用、審査請求費用、特許維持のための年金等のコストを考慮しつつ、出願・審査請求・維持の可否について総合的に判断している。 なお、当該発明等の開発に要した人件費や機械装置費などについては、この目的のためだけに把握することは困難であると考えている。	【意見 28】知的財産の活用状況について」参照。
2 試験研究課題 ④ 試験研究の成果の評価について (意見) 工業技術センターでは、試験研究の成果の有効性、効率性を評価するために必要な、効果の定量的な測定方法の検討が望まれる。	研究成果の定量化の方法については、従来から検討を重ねているが、研究の種類や目的によっても千差万別の研究成果をユーザーにどのように役に立ったかを測定することは非常に困難であるため、実現していない。 しかし、成果の定量については研究評価システムを運用していく中で、できるものから順次取り組んでいきたいと考えており、今後とも検討していく。	試験研究成果の定量的な評価は、研究の種類や目的ごとに成果の形態が多様であることから、一律の物差しで数量化することは極めて困難である。 一方で、成果の有効性・効率性を評価することは重要であることから、現在は研究課題等評価調整会議（主要研究については、内部評価に加え外部評価も実施）で評価しているところである。	【意見 21】工業技術センターの KPI について」参照。
6 その他の意見 (1) 年度事業計画の策定について (意見) 個々に事業目標を数値化し、その目標の達成状況を検証しようとする年度事業計画を策定することが望まれる。	各機関とも毎年度、予算に基づく年間計画によって事業推進を行っており、地方独立行政法人における年度計画とは別のかたちで計画的な業務運営を進めている。数値化した事業目標に関しては、中期の事業目標について現在検討を進めているところであり、その延長にある検討課題と考えている。	令和 6 年度に策定した「第 6 期中期事業計画」において数値目標を設定するとともに、その達成状況を毎年度検証することとしている。	【総合意見 1】目標管理の徹底について」参照。

・ 繊維工業技術支援センター

指摘事項及び意見 (平成 18 年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成 19 年度措置)	令和 7 年度の状況 (県 回答)	評価
5. 薬品の管理事務 ② 繊維工業技術支援センターにおける管理状況について（指摘事項） ・ 毒劇物の受払簿が未作成（毒物はなし） ・ 劇物保管薬品キャビネット利用簿が未作成 ・ 保管薬品の受払データが適時入力されておらず、現物残数量と合致しない薬品（劇物）が多く存在す	薬品管理に関しては、薬品購入手順書、薬品保管手順書等を見直し、実情にあったものに改定し、管理を徹底するよう周知を図った。 また、薬品の年間の量的把握を行うためのシステムを構築し、使用予定のない毒物は廃棄するよう周知を図った。	薬品管理手順書に従い管理している。	【意見 34】長期末利用薬品について」及び「【指摘事項 33】不要薬品の廃棄について」参照。

る。			
<p>・皮革工業技術支援センター</p>			
指摘事項及び意見 (平成18年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成19年度措置)	令和7年度の状況 (県 回答)	評価
<p>5. 薬品の管理事務</p> <p>② 皮革工業技術支援センターにおける管理状況について (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒劇物の受払簿が未作成 (毒物は1件) ・受払データが的確に入力されておらず、薬品残数量が把握できない。 ・劇物、薬品の移動が多いため、管理対象範囲を限定しなければ実務上の確な管理ができていない。 ・不要薬品の廃棄処理が進んでいない。 	<p>薬品管理に関しては、薬品購入手順書、薬品保管手順書等を見直し、実情にあったものに改定し、管理を徹底するよう周知を図った。</p> <p>また、薬品の年間の量的把握を行うためのシステムを構築し、使用予定のない毒物は廃棄するよう周知を図った。</p>	<p>薬品管理手順書に従い管理している。</p>	<p>【意見35】長期未利用薬品について及び「【指摘事項39】薬品の保管について」参照。</p>
<p>iv 福祉のまちづくり研究所</p>			
指摘事項及び意見 (平成18年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成19年度措置)	令和7年度の状況 (県 回答)	評価
<p>1 収納事務</p> <p>(3) 製産品収入(義足等の収入)の計上時期について (指摘事項)</p> <p>交付金が確定した段階で収入を計上しているが、会計的に収入を計上する時期は、実現主義(義足等が完成し先方に引き渡し先方が検収してくれた時点で収入に計上すべきとする考え方)に基づくべきであり、現行の交付金確定時点では早期に過ぎると考えられる。</p> <p>実現主義に基づき収入を計上する時には、対応すべき費用についても、その収入計上時点で計上すべき必要があるが、現在、個々の案件ごとに費用がいくらかかったかの集計はなされていない。これを厳格に行うには、原価計算、原価計算の仕組みを構築することが必要になる。</p>	<p>今後は、実現主義による、完成引き渡し時点での収入計上とし、適正に経理処理をしている。</p>	<p>変更なし。</p>	<p>【意見38】義肢装具製作等収益について」参照。</p>
<p>3 設備・機器、備品の管理事務</p> <p>(4) 現物調査について (指摘事項)</p> <p>毎年度末に現物調査は行われておらず、物品保管現在高調書も作成されていない。また、理事長に提出する報告書も作成されていない。</p>	<p>(社福) 兵庫県社会福祉事業団会計規則に基づいた処理の周知徹底と、備品管理上必要な会計規則の見直しを行った。</p>	<p>対応済み。また、会計規則上現物調査等の報告は契約担当役にすることと規定されている。</p>	<p>【指摘事項48】受託財産の現地調査について」参照。</p>
<p>(5) 使用状況の確認について (意見)</p> <p>使用中の備品について、使用実績の把握がなされていない。使用実績の把握は、資産の有効活用を測る一つの尺度であり、使用実績の記録を残しておくことが望まれる。</p>	<p>毎年度末現在における備品の使用実績を調査し、適正管理を行うこととした。</p>	<p>引き続き左記により運用を図っている。</p>	<p>【指摘事項48】受託財産の現地調査について」参照。</p>
<p>(6) 廃棄処理手続について (指摘事項)</p> <p>平成16年度に2件の廃棄処理に</p>	<p>決裁規則と物品管理施行細則の整合を図るため規則の改正を行った。</p>	<p>対応済み。</p>	<p>【指摘事項46】受託備品台帳と受託</p>

指摘事項及び意見 (平成 18 年度包括外部監査)	対応及び改善策 (平成 19 年度措置)	令和 7 年度の状況 (県 回答)	評価
<p>ついて、物品管理施行細則第 13 条に定める理事長承認を得ていなかった。</p> <p>決裁規則においては、理事長決裁が必要となる場合を、1 件 300 万円以上の物件の処分としているが、物品管理施行細則により例外規定を設けている。当該規則が現状に即していないのであれば、条文の内容を見直すことが必要である。</p>			<p>財産目録との不整合について」参照。</p>
<p>(7) 受託財産について (指摘事項)</p> <p>備品については、現物調査を行っていないのが実態であり、2 件につき所在が不明であった。さらに、10 万円未満のものについては、物品シール貼付による管理を行ってなかったため、受託財産であるのかそうでないかが判別できない状況となっている上、保管場所が判る資料が作成されておらず、実際明確に認識されていないものもあった。</p>	<p>物品管理施行細則の見直しと同時に、備品管理 PC ソフトを導入し、備品入力作業を実施した。</p> <p>また、あわせて標示票の出力・貼付を行い、適正な備品管理を徹底した。</p>	<p>引き続き左記により運用を図っている。</p>	<p>【指摘事項 46】受託備品台帳と受託財産目録との不整合について」及び 【指摘事項 48】受託財産の実地調査について」参照。</p>
<p>1 知的財産権</p> <p>(1) 知的財産権に関する規程について (意見)</p> <p>知的財産の定義や知的財産権の範囲、審査及び管理に関する事項等について準拠すべき手続きを定めた規程がない。「兵庫県知的財産取扱指針」をベースにし、規程として整備しておくことが必要である。</p>	<p>知的財産権に関しては、職員の発明に関する規則、各機関発明審査会設置要綱、公有財産規則及びその運用に関する総務部長通知など、必要最低限の規程は整備されていると考えている。</p> <p>また、「兵庫県知的財産取扱指針」は県の各機関が知的財産について処理する場合に従うべき指針であって、それ自体が規程的性質を持つものである。しかし、円滑な運営に必要な見直しは今後とも行っていく。</p>	<p>引き続き左記により運用を図っている。</p>	<p>【総合意見 5】知的財産の範囲及び手続の明確化について」及び 【指摘事項 42】知的財産管理体制の在り方について」参照。</p>
<p>3 行政コスト計算書</p> <p>(1) 行政コスト計算書の作成について (意見)</p> <p>運営の効率性の判断、機関評価、他府県データと比較分析等に活用するため、各試験研究機関別に行政コスト計算書を作成することが望まれる。</p>	<p>各試験研究機関における活動の透明性を高めるとともに、コスト意識を醸成し、より効率的な運営に資するため、平成 20 年度より各機関の行政コスト計算書を作成する方法で準備を進めている。</p>	<p>平成 20 年度より行政コスト計算書を作成している。</p>	<p>【指摘事項 49】行政コスト計算書及び貸借対照表について」参照。</p>
<p>6 その他の意見</p> <p>(1) 年度事業計画の策定について (意見)</p> <p>個々に事業目標を計数化し、その目標の達成状況を検証しようという年度事業計画を策定することが望まれる。</p>	<p>各機関とも毎年度、予算に基づく年間計画によって事業推進を行っており、地方独立行政法人における年度計画とは別のかたちで計画的な業務運営を進めている。計数化した事業目標に関しては、中期の事業目標について現在検討を進めているところであり、その延長にある検討課題と考えている。</p>	<p>変更なし。</p>	<p>【総合意見 1】目標管理の徹底について」参照。</p>

② 令和3年度の包括外部監査結果報告における措置状況

i 農林水産技術総合センター

指摘事項及び意見 (令和3年度包括外部監査)	対応及び改善策 (令和4年度措置)	令和7年度の状況 (県 回答)	評価
当包括外部監査で確認された備品以外にも、故障しているにも関わらず廃棄していない備品が散見されている。農林水産技術総合センターが管理する備品数は非常に多いことから、故障により使用する見込みのない備品を全て適切に管理することは、事務コストがかかり非効率であると言わざるを得ない。従って、故障備品等については定期的に廃棄をするなど、使用見込みのない備品の取扱いや管理方法について、速やかに検討すべきである（意見）。	不備のあった備品の管理状況については是正を行った。 また、故障備品や使用見込みのない備品について、適宜廃棄を進めるなど、適切な備品管理を進めていく。	経年劣化や故障した機器備品類については、所内にて協議を行い、廃棄を進めている。令和6年度は、トラクターを中心に計33台の廃棄を行ったところである。	【意見5】使用見込みのない備品について」参照。

過去の監査結果に基づく改善策が、組織体制や制度の変化に応じて継続的に見直されない場合、対応内容が現状と乖離して形骸化するおそれがある。その結果、当初の是正効果が失われ、内部統制やリスク管理の機能が十分に発揮されず、同種の不備や課題が再発する可能性がある。

【総合意見9】 過年度包括外部監査の結果への対応について

監査結果については是正後の状況を継続的に確認できる仕組みを整備し、改善の定着を図る必要がある。また、監査結果ごとに対応内容や責任部署を明確にし、定期的に進捗を点検するとともに、制度や組織の変更時には対応方針を見直すことで、実務との乖離や再発を防止することが望まれる。

Ⅲ. 各論

1. 農林水産技術総合センター

(1) 機関等の概要

① 外観

- ・ 農林水産技術総合センター（本所）

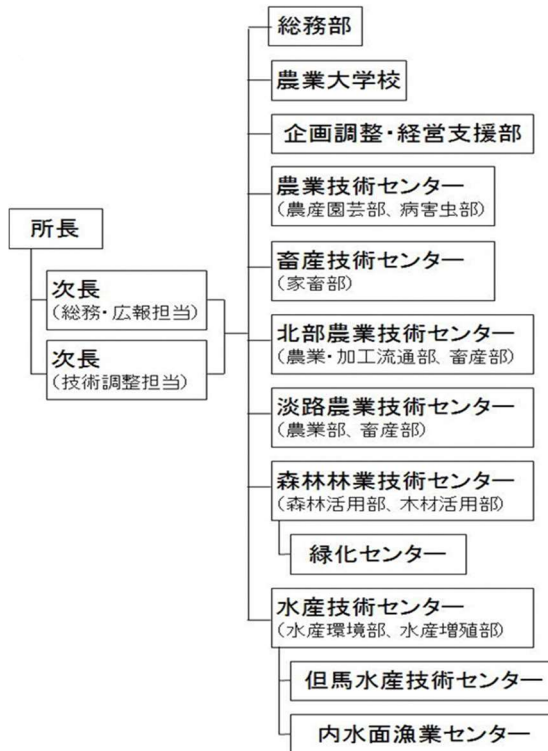


② 機関の概要

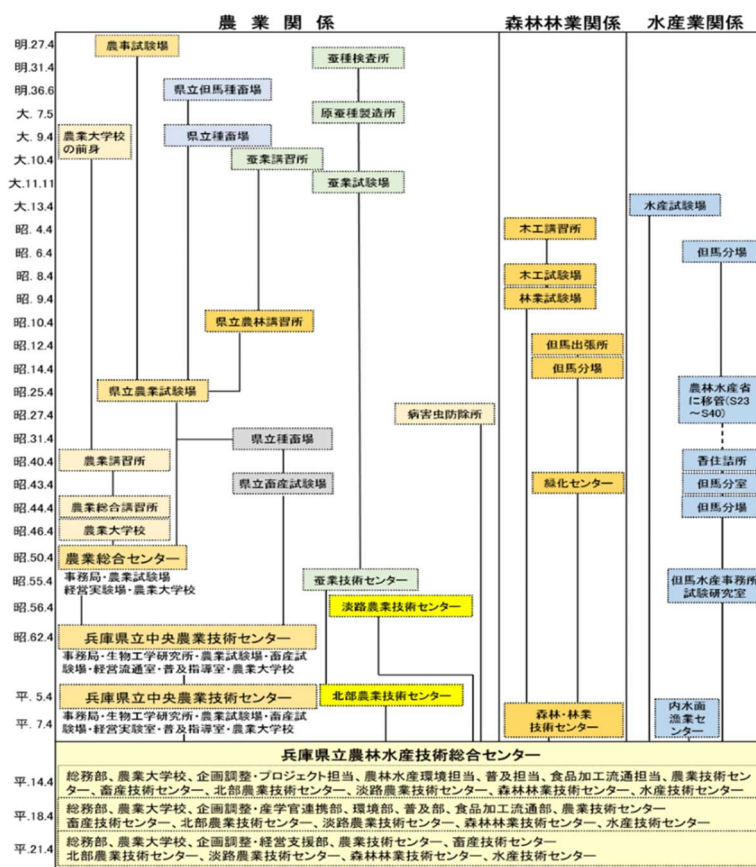
1. 機関名	兵庫県立農林水産技術総合センター
2. 所在地	兵庫県加西市別府町南ノ岡甲 1533
3. 設置根拠 規則等	兵庫県行政組織規則第 225 条
4. 設置目的	農林水産業に関する試験研究、調査、普及指導及び教育を総合的に行い、もって農林水産業の振興に寄与するため。
5. 主な所掌 業務	(1) 農作物の品種改良、栽培、有害動植物、土壌保全等の試験研究、種苗育成・配布 (2) 家畜の改良および飼養管理に関する試験研究、家畜精液・受精卵の配布 (3) 林業技術や木材利用、森林の多面的機能の維持増進に関する試験研究 (4) 水産資源および魚介藻類に関する試験研究 (5) 農林水産物の加工利用についての試験研究

(6) 農林水産技術の普及・研修ならびに教育 等

6. 内部組織



7. 沿革



8. 職員数の
推移

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事務職	20	20	20	20	20
技術職	166	167	163	168	166
うち研究職	83	80	76	83	81
技能労務職	8	8	7	6	4
合計	194	195	190	194	190
研究職平均年齢	49.7歳	49.5歳	47.3歳	46.2歳	47.0歳

※再任用（短時間）、臨時・嘱託職員（県政推進員）は除く

※研究職平均年齢には、技術職（研究員候補）も含む

※農大は除く

9. 実施業
務数の
推移

(単位：課題数又は件数)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研究課題	79	85	81	74	75
新規研究	21	27	20	17	16
継続研究	58	58	61	57	59
事業	71	77	86	75	79
種苗・種畜生産事業	14	16	16	13	15
定例調査事業	14	12	12	14	13
期間限定事業	31	37	47	37	40
指導事業	12	12	11	11	11
試験分析	798	765	349	362	184
食品加工に関する分析 （うち認証食品）	136 (99)	114 (101)	105 (83)	94 (87)	103 (88)
木材強度	626	612	217	250	45
魚病検査	36	39	27	18	36
指導検査	36	39	27	18	36
特定疾病安全確認 検査の証明書発行	0	0	1	0	4

10. 事業費 の推移	(単位：千円)					
	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人件費	1,676,080	1,658,407	1,652,190	1,668,858	1,728,139
	うち一般財源分	1,676,080	1,658,407	1,652,190	1,668,858	1,728,139
	試験研究費	368,825	394,377	417,343	449,008	511,926
	うち一般財源分	39,745	42,365	54,377	46,624	47,680
	事業費	59,442	62,352	63,641	59,067	66,175
	うち一般財源分	0	0	0	0	0
	施設維持費	292,621	169,545	230,325	291,514	254,652
	うち一般財源分	260,907	159,906	220,898	277,497	240,438
合計	2,396,968	2,284,681	2,363,499	2,468,447	2,560,892	
うち一般財源分	1,976,732	1,860,678	1,927,465	1,992,979	2,016,257	
11. 競争的 資金等外 部資金獲 得状況	(単位 上段：件数(件) 下段：金額(千円))					
	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	競争的資金	24	17	20	22	24
		53,196	44,490	61,132	63,132	65,122
	受託・共同研究	30	34	34	31	27
		29,579	38,902	29,764	32,352	28,381
合 計	54	51	54	53	51	
	82,775	83,392	90,896	95,484	93,503	
12. 試験分析 手数料等 収入の状 況	(単位：千円)					
	手数料等の種目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	木材試験手数料	2,003	1,958	694	800	144
	木材試験成績書複本の交付手数料又は書換え手数料	0	0	0	0	0
合 計	2,003	1,958	694	800	144	
13. 施設・設 備の状況	(1) 土地の状況（農大含む）（令和6年4月1日現在）					
	区 分	所 在 地	公有財産 台帳面積	取 得 年月日		
	農林水産技術総合センター		m ²	昭和57.3.31～		

本所	加西市別府町	448,096.58	平成14.3.26
原種農場	姫路市安富町	31,108.61	昭和46.12.1～ 昭和47.3.6
酒米試験地	加東市沢部	11,376.77	昭和38.3.15～ 昭和56.3.25
北部農業技術センター	朝来市 和田山町	729,287.29	平成4.7.7～ 平成21.11.16
淡路農業技術センター	南あわじ市 八木養宜中	193,019.27	昭和52.3.31～ 平成13.8.31
森林林業技術センター	宍粟市山崎町	428,217.02	昭和32.2.16～ 平成8.3.13
緑化センター	朝来市山東町	193,581.17	昭和34.9.22～ 昭和48.3.28
水産技術センター	明石市二見町	39,529.61	令和4.12.22～ 令和6.3.29
但馬水産技術センター	美方郡香美町	2,216.34	(借地)
内水面漁業センター	朝来市田路	5,098.56	平成10.3.27
合 計		2,081,531.22	

(2) 建物の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	名 称	公有財産 台帳面積	取 得 年月日
農林水産技術総合センター 本所	本館	25,291.59	昭和55.3.31～
	ほか 136 棟	29,600.23	令和1.5.21
原種農場	管理棟	847.71	昭和47.3.31～
	ほか3棟	891.71	昭和48.7.14
酒米試験地	本館	480.60	昭和10.1.28～
	ほか2棟	822.60	令和1.7.25
北部農業技術センター	本館	17,942.21	平成4.3.31～
	ほか51棟	23,706.62	平成30.3.20
淡路農業技術センター	本館	7,057.42	昭和56.5.26～
	ほか35棟	8,169.08	平成25.1.4

	森林林業技術センター	本館 ほか31棟	3,517.10 4,545.66	昭和42.6.30～ 平成31.3.27
	緑化センター	本館 ほか9棟	748.07 880.45	昭和37.8.17～ 昭和63.1.16
	水産技術センター	本館 ほか20棟	8,445.55 13,335.40	昭和57.3.10～ 令和4.12.22
	但馬水産技術センター	加工実験棟 ほか3棟	778.97 778.97	昭和63.3.30～ 令和1.5.24
	内水面漁業センター	管理研修棟 ほか2棟	440.87 440.87	平成7.3.31
	合 計		65,550.09 83,171.59	

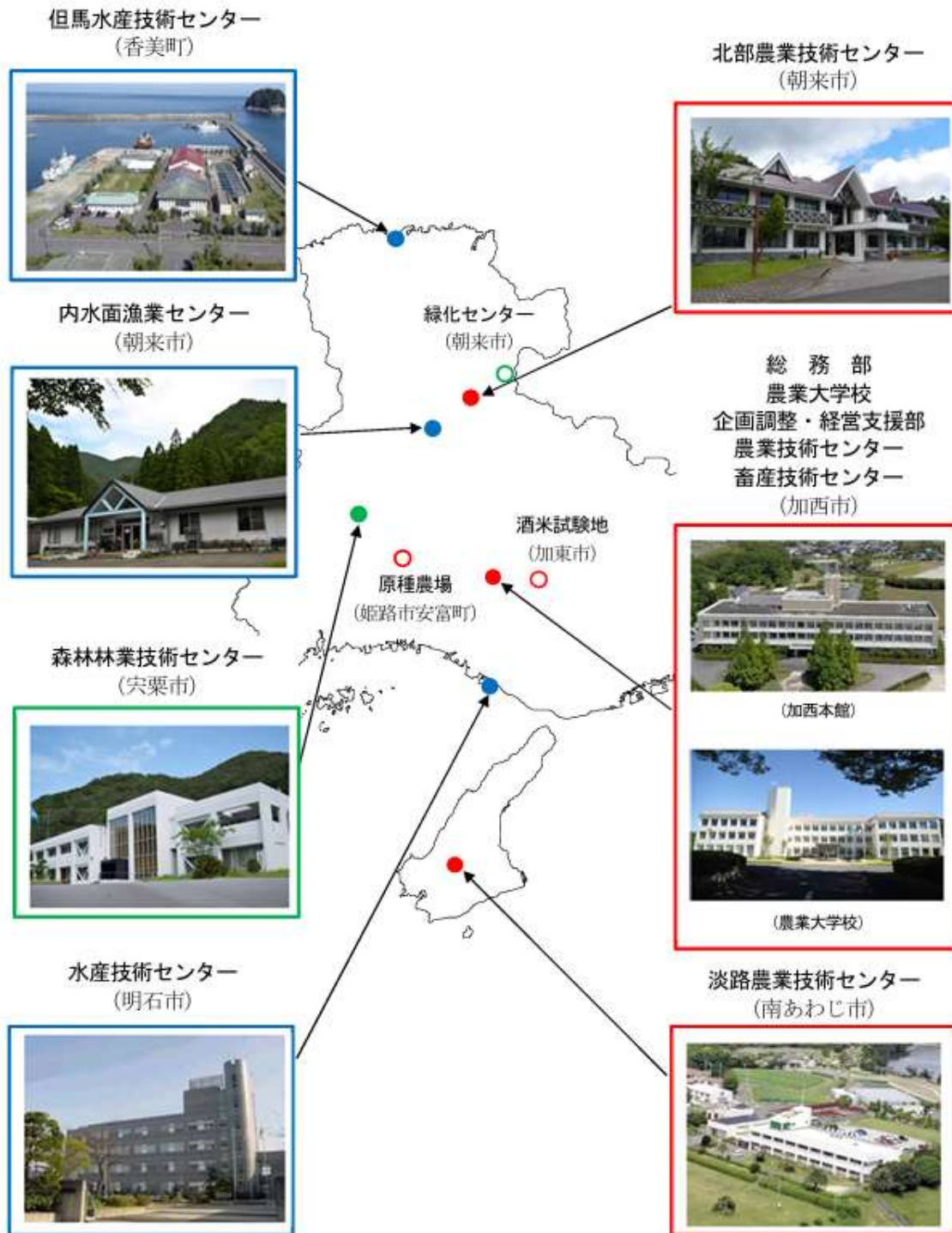
公有財産台帳面積欄上段床面積、下段は延面積

(3) 設備の状況（令和6年4月1日現在）

（500万円以上の重要物品（車両を除く）について記載）

項目	件数（件）	金額（千円）
理化学計測機械	33	410,891
建設機械	3	21,419
工作機械	3	68,419
その他	14	176,064
合計	53	676,793

③ 拠点の状況



(2) 監査の実施

農林水産技術総合センター所管の下記施設の内、予算規模の大きい農林水産技術総合センター（本所）及び北部農業技術センターを監査対象拠点として選定した。

単位：千円

拠点名	令和6年度予算	令和7年度予算	監査対象
農林水産技術総合センター (本所・農大)	515,729	463,740	○
北部農業技術センター	265,308	300,057	○
淡路農業技術センター	99,465	111,648	
森林林業技術センター	42,638	47,138	
水産技術センター	143,239	82,055	
但馬水産技術センター	61,322	184,327	
総合農政課(本庁)	4,317	971	
合計	1,132,018	1,189,936	

両拠点において、担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、各種議事録、決裁書、契約書、管理資料等監査対象年度における関連資料を入手し、閲覧した。また、過年度包括外部監査結果のうち、今回の監査対象に含まれる事項についても担当者へのヒアリング・関連資料の閲覧等により措置状況を確認した。

なお、上記2拠点以外の拠点についても必要に応じて各種議事録、決裁書、契約書、管理資料等監査対象年度における関連資料を入手し、閲覧した。

ア. 農林水産技術総合センター(本所)

主な業務内容

農業技術センター	農産園芸部	農産物のブランド戦略や産地活性化を支える試験研究を行う。
	病虫害部	病虫害防除の面から環境創造型農業を支える試験を行う。
畜産技術センター	家畜部	但馬牛の育種改良と試験研究を行う。
農業大学校(専修学校)	養成部門 研修部門	次代の農業を担う、感性豊かな人材を育成する。

① 収入及び関係する契約について

i 委託販売契約について

センター内で研究用に育成し収穫された米等の農産物を外部に販売する場合は、県内各地の農業協同組合と委託販売契約を結んだうえで販売を委託している。

委託販売契約書の整備状況を販売記録から抜き取りにより確認したところ、契約書の作成なしに販売されているケースが存在した。理由を聞くと突発的かつ少

量の販売なのでイレギュラーであるけれども契約なしで販売したとのことであつた。このような場合までも委託販売契約書を作成する必要性は薄いと思われるが、委託販売契約書の作成無しに委託販売することに関する内部決裁を得ておくことがコンプライアンス上望ましいと考える（参考「生産品等を委託販売した場合の収入の取扱いについて」昭和 37 年 10 月 9 日 会第 2018 号）。

【意見 1】委託販売契約について

委託販売契約書の作成無しに委託販売する際は内部決裁を得ておくことがコンプライアンス上望ましい。

ii 委託販売契約の更新について

現在、各農業協同組合と締結している委託販売契約の多くは、平成 15 年 4 月に締結したものを自動更新条項に従い延長してきたものである。

兵庫県が平成 17 年に発出した「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用基準について」では、複数年に渡り契約を締結することが適当である契約が定められているが、委託販売契約はその中には含まれておらず、また 1 年自動更新で運用されている契約であっても上限は 5 年とされている。よって、委託販売契約に関しても県の規定に基づき契約更新を行う必要がある。

【指摘事項 1】委託販売契約の更新について

委託販売契約に関しては県の規程に基づいた契約更新を行う必要がある。

② 知的財産の管理について

i 商標権に関する手続について

商標権については「兵庫県知的財産取扱指針」の対象外とされているため、取得、譲渡又は廃棄する場合は職務発明審査会の審査を経ず、各試験研究機関の個別決裁とされている（【総合意見 5】参照）。

農林水産技術総合センターでは、現在、商標権を 7 件保有しており、商標権に関する事項は、職務発明審査会の所管事務に係る協議を円滑に行うために設けられた知的財産活用戦略会議で決定されている。

しかし、その運用に関する明文化された規程が存在せず、同会議の決議を経ずに決裁書により決定している事例もあり、統一した運用が行われていない状況である。このように判断手続が明文化されていないまま個別の判断に委ねられている場合、運用や決裁経路に差が生じ、意思決定の透明性及び公正性が損なわれるおそれがある。

【意見2】商標権に関する手続について

商標権の取得・譲渡・廃棄に係る手続について、戦略会議の役割及び決裁経路を明文化し、統一的な運用を図ることが望ましい。

③ 薬品の管理について

i 薬品管理に関する統一的な要綱及び様式の作成について

農林水産技術総合センターでは、薬品管理に関する統一的な管理要綱が整備されておらず、独自の要綱を定めている部署がある一方、本庁事業課の要綱を参照して運用している部署も存在するなど部署ごとに管理方法が異なっている。

このため、同センターでは現在4箇所（農業技術センター農産園芸部及び病害虫部、畜産技術センター家畜部、農業大学校）で薬品を保管しているが、薬品受払簿の様式や管理方法について部署ごとに異なっており、センター全体として統一的な管理が行われていない。

具体的には、下記のとおり、部署によって受払簿の管理形態や記載事項に差異があるほか、定期的な点検簿が作成されていない部署もあった。

【各部署における受払簿の管理方法等】

部門名	管理形態	記載事項の差異	点検簿作成状況
農産園芸部	紙	受払者氏名欄・点検印欄なし	作成
病害虫部	Excel	受払者氏名欄・点検印欄なし	未作成
家畜部	紙	受払者の記載なし・点検印欄なし	作成
農業大学校	アプリ	受払者氏名欄なし	未作成

受払簿の形態や様式が部署ごとに統一されていない場合には、薬品の受払記録や点検履歴に差が生じ、記録内容が不十分となるおそれがある。特に、受払者の記名や管理担当者の点検印がない場合には、誰がいつ薬品を使用し、その使用が適切に確認されたかを特定することができず、実際の使用状況と記録との整合性を検証することが困難となる。また、定期的な点検が実施されていない場合には、管理上の不備が長期間にわたり見過ごされる可能性がある。この結果、薬品の紛失、誤使用等につながりかねず、薬品管理の信頼性を損なうおそれがある。

【指摘事項2】薬品管理に関する統一的な要綱及び様式の作成について

農林水産技術総合センター全体として薬品管理の適正性を確保するため、薬品管理に関する統一的な管理要綱を整備し、各部署で共通の取扱いに基づく運用を行う必要がある。

その際、薬品受払簿については、受払者氏名や管理担当者による確認・点検

が適切に記録される様式を定めるとともに、定期的な点検及び確認が確実に実施される体制を整備し、薬品管理の適正性と実効性を一層高める必要がある。

ii 薬品の棚卸について

薬品受払簿と現物を照合する棚卸の実施時期、頻度、手続等に関する明確な定めがない。現状、棚卸については、実施方法や記録方法が統一されておらず、各部署の管理責任者の判断により実施されている。

棚卸の実施基準が統一されていない場合、部署ごとに実施精度に差が生じ、薬品受払簿と現物との整合性を十分に担保できないおそれがある。また、記録方法が統一されていない場合には、棚卸の実施状況や結果を後日検証することが困難となり、薬品管理に関する責任の所在が不明確となるおそれがある。

【意見3】薬品の棚卸について

薬品の棚卸については、管理要綱等を定め、実施時期・頻度・手続・記録方法を明文化し、農林水産技術総合センター全体で統一的な手順を定めて運用することが望まれる。

iii 不要毒劇薬物の共同処分について

平成18年度包括外部監査において不要となった薬品の共同処分について意見が示され、県では不要薬品の一括廃棄に取り組むなどの対応を行ってきた。

しかし、令和6年度においては家畜部においてのみ不要薬品の大量廃棄が行われ、農林水産技術総合センター全体で不要薬品等の保管状況を確認したうえで、共同廃棄を行うといった一括的な対応は実施されていなかった。

不要薬品を部署ごとに処分する場合、廃棄手続や処理委託業務が重複することで処理コストが増加し、センター全体での経費削減や業務の合理化が図られないおそれがある。

【意見4】不要毒劇薬物の共同処分について

農林水産技術総合センター全体で不要薬品の発生状況を定期的に把握し、毒物・劇物を含む不要薬品について、本所及び隔地事務所などの拠点毎に一括して共同廃棄を行う体制を構築することが望まれる。

iv 薬品の保管（農業大学校）について

農業大学校では、独自規定として「毒物・劇物運用管理手順書」を定めており、同手順書では、毒物及び劇物に該当する薬品は、鍵付きの専用保管庫に保管し、また、保管庫及び容器に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示を行う

ことが定められている。

【毒物・劇物運用管理手順書（抜粋）】

5 保管・管理手順

(1) 保管等

ウ 保管庫は、鍵を備えた金属製等の堅固なロッカー等により専用とする。

エ 保管庫の戸は、使用時以外は必ず施錠しておく。

カ 毒物等の保管庫及び容器には、「医薬外用」*の文字及び毒物については赤字に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示する。

(注) 医薬用外のこと

しかし、農業大学の農薬保管庫を確認したところ、薬品キャビネットには施錠がされておらず、「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」の表示もされていなかった。また、保管されている毒物及び劇物の容器にも「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示がされていなかった。

【農薬保管庫】



(農薬キャビネット)



(農薬キャビネット)

施錠管理や表示が適切に行われていない状態では、毒物及び劇物の盗難や紛失、不正使用等のリスクが高まり、安全管理上支障を来すおそれがある。

また、法令及び「毒物・劇物運用管理手順書」に定められた保管義務を遵守していないことから、管理体制の不備として行政的責任を問われる可能性がある。

【指摘事項3】薬品の保管（農業大学校）について

薬品の適正管理及び安全性確保の観点から、薬品キャビネットについては「毒物・劇物運用管理手順書」に基づく施錠管理を速やかに徹底する必要がある。あわせて、保管庫及び容器への「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を確実に実施し、施錠管理と一体的に運用することで、薬品管理体制の強化及び安全性の向上を図る必要がある。

④ 高圧ガスの管理について

県は高圧ガスについて「兵庫県高圧ガス容器保安対策指針」を定め、消費事業者に対して下記の事項等を要請している。

【兵庫県高圧ガス容器保安対策指針（一部抜粋）】

第4 消費事業者がとるべき措置

- 2 容器の管理責任者を選任し、高圧ガス容器管理台帳等により、高圧ガス容器の受け払い状況及びその所在等を常に管理する。
- 3 容器等の消費設備について毎日の作業開始時及び作業終了時に日常点検を行い、容器の管理責任者が管理状況を確認する。
- 4 供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報の提供を受けた際には、従事者に周知できる体制を構築する。
- 6 保安台帳の作成と更新に協力する。
- 7 容器及び容器の附属設備（配管、ホース、調整器及び逆火防止器）は1年に1回以上、安全性に問題がないことを確認し、記録を残す。
- 8 使用済容器は直ちに供給事業者を引き渡すこととし、使用中の容器であっても、原則として1年以上同じ容器により継続して使用しない。
- 9 所有容器について容器管理業務を委託する場合は、容器の定期点検及び廃棄について委託内容として定め、当該業務を委託したことを容器に明示する。
- 10 事故等発生時に法第36条又は第63条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ、連絡体制を取り決めておき、従事者に周知する。
- 11 供給事業者団体が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新の情報を入手して、1年に1回以上計画的に高圧ガスの保安に関する教育を行う。

（アンダーラインは監査人が作成）

（注）兵庫県高圧ガス容器保安対策指針

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の趣旨にのっとり、供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体が、高圧ガス容器の適正な管理及び高圧ガスを安全に消費するた

めの保安に関する自主的な活動を明らかにすることにより、災害の発生及び高圧ガス容器の放置を防止することを目的とした指針。

これに関連して、下記の課題が検出された。

i 高圧ガス容器管理規程の策定について

農林水産技術総合センターは、高圧ガスの消費事業者であるにもかかわらず、高圧ガスの取り扱いに関する管理規程や手順書等を整備されていない。県の指針では、消費事業者に対して、容器管理責任者の選任、容器管理台帳による受払管理、日常点検、緊急時連絡体制の構築、教育訓練の実施等を求めているが、現状ではそれらの対応手順や責任体制が文書として明確化されていない。

管理規程や手順書等が整備されていない場合、指針に定められた事項への対応に際して明確な判断基準がなく、担当者の経験や慣行に依存した運用となるおそれがある。その結果、管理水準に差が生じ、適正な管理が維持できず、高圧ガス容器の受払・点検・保管等において不備が発生しやすくなる。実際に、下記【指摘事項5】に示すとおり受払管理等に関する不備が確認されている。さらに、高圧ガスは災害リスクの高い危険物であるため、管理規程が未整備のままでは、事故発生時の初動対応が遅れ、人的被害や二次災害の発生など被害が拡大するおそれがある。

【指摘事項4】高圧ガス容器管理規程の策定について

高圧ガスによる災害を防止し、適正な保管及び取扱の安全を確保するため、県の「高圧ガス容器保安対策指針」の趣旨を踏まえ、高圧ガス容器の管理規程及び手順書等を速やかに整備する必要がある。

あわせて、容器管理責任者の選任、管理台帳の作成・更新、日常点検、教育訓練、緊急時の連絡・対応手順等を規程内で明確化し、定期的に点検・見直しを行う体制を構築することが求められる。

ii 高圧ガス容器の管理不備について

農林水産技術総合センターにおける高圧ガス容器の保管状況を確認したところ、保管されている高圧ガス容器48件のうち、19件(39.6%)が県の指針に反して1年以上継続して使用されていた。また、22件(45.8%)については入荷日が不明であり、指針で要請されている「受払状況」の把握が十分に行われていない状況であった。

【高圧ガス容器の保管期間】

保管期間*1	件数	割合
1年未満	7	14.6%
1年以上	19	39.6%
入荷日不明	22	45.8%
合計	48	100.0%

(注) 1 2025年10月31日までの保管期間

このように、容器を長期間返却せずに使用し続けることは、容器の劣化や腐食の進行を招き、ガス漏れや破裂等の事故発生リスクを高めるおそれがある。

また、入荷日や受払状況の記録が不十分である場合、容器の保有期間や所在を正確に把握できず、長期保管容器の特定、保安点検の対象漏れ、返却漏れが生じる可能性がある。これらの状態が継続すると、県の指針に基づく安全管理体制の形骸化を招き、事故発生時の対応の遅れや被害拡大につながるおそれがある。

【指摘事項5】高圧ガス容器の管理不備について

高圧ガス容器の管理を適正に行うため、受払状況や所在を正確に把握できる管理台帳を整備し、定期的に更新・点検を行う体制を構築する必要がある。

あわせて、年1回以上の安全点検を確実に実施し、結果を記録・保存するとともに、使用期間が1年を超える容器については速やかに返却するなど、適正な保管・運用を徹底することにより、安全性及び事故防止体制の強化を図る必要がある。

⑤ 備品の管理について

i 備品の現物確認について

「備品管理要領の取扱いについて」では、下記のとおり、備品出納簿について年度を越えて使用する場合には、年度ごとに現物と照合のうえ、出納状況を集計することが定められている。

【備品管理要領】

(備品の出納)

第6条 出納員は、財務規則様式第86号により備品の出納状況を現物と照合のうえ整理し、適正な管理を図るものとする。

【備品管理要領の取扱いについて】

第3 備品の出納に関する事項（第6条）

- 1 備品出納簿は、年度を越えて使用することができるものとする。ただし、この場合にあつては、年度毎に現物と照合のうえ、出納状況を集計

しておくものとする。

しかし、農林水産技術総合センター（本所）においては、取得又は廃棄等の異動が発生した備品については異動月に現物と備品出納簿の照合を行っているものの、異動のなかった備品については、年度ごとの現物照合が実施されていなかった。

現物と備品出納簿の照合が年度単位で実施されていない場合、誤廃棄や紛失等により現物と帳簿に差異が生じても長期間把握されず、備品管理の適正性が損なわれるおそれがある。

【指摘事項6】備品の現物確認について

備品出納簿について年度を越えて使用する場合には、「備品管理要領の取扱いについて」に基づき、年度ごとに現物と備品出納簿の照合を実施する必要がある。その際、施設の規模や備品の管理実態を踏まえた実施方法を検討するとともに、照合を実施した際の記録を残し、後日、台帳等と照合できる体制を整備することが望まれる。

ii 使用見込みのない備品について

使用見込みのない備品について、財務規則では下記のとおり定められている。

財務規則第146条（使用に耐えない物品等の報告）

職員は、その使用中の物品が使用に耐えなくなったとき、又は不用となったときは、直ちにその旨を物品管理者に申し出なければならない。

農林水産技術総合センターでは年間使用日数10日未満の重要物品について、年1回集計している。使用実績が少ないものについては、使用状況と修繕等の方針を確認している。備品を廃棄するか否かの実務上の基準はなく、修理費用、研究課題の有無、廃棄予算を勘案して処分時期を個別判断している。令和6年度の使用実績が少ない機器・装置について、未使用の理由と今後の使用可能性について確認したところ、下記のとおりであった。

- ・ 故障中につき、使用することができない（修理検討中、廃棄検討中）
- ・ 研究課題は終了した、又は一時的に研究課題がないが継続活用を検討
- ・ 特定用途のため取得したため、現在では他の用途で転用できる課題がないが継続活用を検討
- ・ 同種の新型機器の使用が多く、限定的にしか使用場面がない

【意見5】使用見込みのない備品について

未使用又は修理不能な備品については、廃棄手続の方針を明確化したうえで、

研究需要の有無及び修繕の可否を整理し、不要と判断される備品は財務規則に基づき速やかに廃棄や譲渡等の適切な処分を行う必要がある。

⑥ その他

i 追跡評価の公表について

県の指針では、「評価の結果について支障の生じない限りこれを公表する。」と定められており、追跡評価も事前評価・中間評価・事後評価と同様に公表の対象とされている。

【県立試験研究機関の評価に関する指針】

7 評価結果等の公表

評価の結果について、機密の保持や知的所有権の取得等に支障の生じない限りこれを公表する。

一方、県の指針に基づき策定された農林水産技術総合センターの実施要領では、「外部評価専門委員会における評価の対象となった研究課題については公表する。」と定められており、追跡評価については内部評価又は外部評価専門委員会による助言にとどまるため、公表の対象外とされている。

【県立農林水産技術総合センター研究課題等評価実施要領】

7 評価結果の公開

外部評価専門委員会における評価の結果、採択又は継続等とされた研究課題については、外部評価専門委員のコメントも付した上でインターネット等を通じて県民に公表する。

現状、農林水産技術総合センターでは、上記実施要領に基づき追跡評価を公表されていないが、追跡評価の結果や外部評価専門委員会の助言内容が非公表のままでは、評価プロセス全体の透明性が確保されず、同センターの研究活動に対する説明責任や県民からの信頼性が低下するおそれがある。また、他の研究機関では追跡評価の結果を公表しており、情報公開の姿勢に差が生じることで、県の評価制度に対する信頼が損なわれる可能性がある。

【意見6】追跡評価の公表について

追跡評価については、外部評価専門委員会による正式な評価に該当しない場合であっても、評価結果や助言内容の概要を可能な範囲で公表するなど、情報開示を進めることが望まれる。あわせて、県の「県立試験研究機関の評価に関する指針」と農林水産技術総合センターの実施要領との関係を再確認し、追跡評価に係る情報の取扱いを統一させることで、評価制度全体の一貫性を確保することが望まれる。

イ. 北部農業技術センター



主な業務内容

- ・但馬牛の改良基地として優れた種雄牛を育成するとともに、但馬牛の遺伝資源の多様性を確保するために、雌牛の系統分類による指定交配指導や遺伝子解析技術を活用した但馬牛の改良を実施。
- ・地域特産農産物の品種選定、栽培法改善及び種苗の育成配布や農産物の機能性などの品質評価、高鮮度流通並びに食品加工技術の開発を実施。

① 収入及び関係する契約について

i 飼育牛の棚卸手続について

センター内で飼育している牛に関し、動物出納簿と現に飼育中の牛との照合、いわゆる棚卸手続（帳簿残高と現物との照合）が行われていない。動物出納簿では種雄牛、モダン成牛などの区分ごとに出納が記録されており、また飼育中の牛に関しては個別に飼育場所まで記載されている牛舎配置図が定期的に作成されている。よって、棚卸基準日を設けて牛舎配置図を作成し、動物出納簿の区分に沿った頭数を算出してその時点での動物出納簿残高と照合することにより、動物出納簿の正確性を確認し、誤りがあれば修正する棚卸手続が実施可能であると考えられる。

【意見7】 飼育牛の棚卸手続について

動物出納簿と現に飼育中の牛との照合を定期的に行い、動物出納簿の正確性を確認する手続が必要である。

ii 委託販売契約書の誤りについて

抜き取りで生産物の委託販売精算書を閲覧したところ、委託販売契約書では委託販売手数料に別途消費税が加算されると規定されているにもかかわらず精算書では消費税が加算されていなかった。調査を依頼した結果、委託販売契約書の記載が誤っていたとのことであったが、他の委託販売契約書も同様に誤っている可能性があるため、再度確認し訂正が必要であれば対応されたい。

【指摘事項7】委託販売契約書について

生産物の委託販売契約書の手数料に関する規定は訂正が必要なものが存在する為、全ての契約書を確認し必要な対応をされたい。

② 支出に関する契約について

i 決裁書の日付について

委託契約や備品等の購入契約の際の決裁書について、稟議で決裁が行われているが、各決裁者のサインが手書きで行われており、決裁日付欄は記載されていない決裁書が見受けられた。内部管理的には、支出負担行為書の支出負担行為の確定日付をもって決裁日としているとのことであるが、管理上、各決裁書の最終決裁日付は必ず記載しておく必要がある。

【指摘事項8】決裁書の日付の記載

管理上、各決裁書の最終決裁日付は必ず記載しておく必要がある。

ii 電子決裁について

兵庫県では、電子決裁システムを使用することが推奨されているが、北部農業技術センターにおいては、電子決裁は行われていない。農林水産技術総合センターにおいても、拠点によって(淡路農業技術センター、森林林業技術センター)は、すでに電子決裁が行われている。

契約については、案件によって、決裁書や契約書以外にも入札資料や見積合わせの資料など多量になることもあり、紙での決裁が行いやすい点があることは理解できるが、県として導入を進めていること、また遠隔地の場合にはより業務の効率化に資すると考えられ、すでに導入されている拠点もあることから、積極的に進めていく必要がある。また電子決裁を行うことにより、決裁日付の記載漏れについても解消することができる。

【意見8】電子決裁の実施について

使用が推奨されている電子決裁システムの導入を積極的に進めていく必要

がある。

iii 再委託の承認について

契約内容	金額（年間）	選定方法
空調設備等保守点検業務	1,320,000円	随意契約

「空調設備等保守点検業務」については、A社と委託契約を行っているが、実際の保守点検業務の多くは再委託されたB社により行われている。しかし、再委託の承認申請は行われていなかった。

当該契約については、契約書においては、原則として再委託は禁止されており、再委託を行う場合は、「…あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を発注者に提出し、発注者の書面による承認を得た場合は、受注者は、発注者が承認した範囲の業務を第三者に再委託等することができる。」とされていることから、再委託の承認を得る必要がある。

【指摘事項9】再委託の承認について

再委託を行う場合は、再委託の相手方や業務の範囲について承認申請を行い、承認を受けておく必要がある。

③ 薬品の管理について

i 薬品の受払管理について

北部農業技術センターでは、農業・加工流通部及び畜産部において薬品を保管しており、独自に策定した「安全管理作業マニュアル」において「毒物・劇物取扱作業要領」を定めている。しかし、当該マニュアルには、受払簿の様式等や一般試薬の取扱いについて定められていない。

【毒物・劇物取扱作業要領（抜粋）】

（5）受け払い簿の作成

毒物・劇物の使用にあたって、使用量をその都度受け払い簿に記録し、在庫数を明らかにすること。なお毒物については、その都度取扱主任者、取扱責任者が確認し、押印すること。

農業・加工流通部及び畜産部における薬品受払簿の管理状況を確認したところ、農業・加工流通部では管理担当者（取扱主任者及び取扱責任者）の点検欄がなく、畜産部では受払者氏名欄及び管理担当者（取扱主任者及び取扱責任者）の点検欄がなかった。また、農業・加工流通部では、期末数量がない場合に「0」の記載

を省略し、空欄のままとしているケースがあった。さらに、一般試薬について薬品の種類が多いことを理由に受払簿による管理ではなく3か月に1回の現物確認をもって管理を行っていた。

受払簿に必要項目が記載されていない場合、誰がいつ薬品を使用し、管理担当者がその使用を確認したかを特定することができず、実際の使用状況と記録との整合性を検証することが困難となる。また、期末数量「0」の記載を省略した場合、在庫が実際に存在しないのか、単に記入漏れなのかを判別できず、在庫状況の正確な把握が困難となり、薬品の誤使用・紛失などの異常を見落とすおそれがある。さらに、日常的な受払簿管理を行わず、定期的な現物確認のみで代替している場合、薬品の盗難・紛失等が発生した際に早期に発見できず、原因の追跡や管理責任の明確化が困難となるおそれがある。

【指摘事項 10】薬品の受払管理について

薬品受払簿については、受払者氏名及び管理担当者の点検欄が漏れなく記載される様式を定め、記録の網羅性及び信頼性を確保する必要がある。特に、期末数量については「0」を含めて必ず記入し、在庫状況を正確に把握できるように記録の完全性を維持する必要がある。

また、一般試薬についても管理要綱等で取扱いや受払簿を定め、薬品の種類が多い場合であっても受払簿による日常的な管理を行う必要がある。ただし、受払簿による日常的な管理が実務上著しく困難な場合には、必要な安全管理が確保されることを前提に実務に即した扱いを検討することも考えられる。その際には、総合センター（本所）と十分に意思疎通を図り、組織全体として統一かつ実効性のある薬品管理方針を策定・明確化することが求められる。

ii 毒劇物等の長期保有について

令和6年度の薬品受払簿を確認したところ、管理対象である毒物、劇物及び危険物全185薬品のうち受払いがあったのは13薬品のみであり、残り172薬品は1年間荷動きがなかった。

【令和6年度に受払のあった毒劇物等】

種別	全薬品数	受払があった薬品数
毒物	4	0
劇物	69	4
危険物	112	9
合計	185	13

北部農業技術センターでは、研究員の減少に伴い受託研究量及び薬品使用量が

減少している一方で、研究員からの保管依頼があることや、保管場所の制約が少なく廃棄コストが発生することなどを理由として、使用頻度の低い薬品についても継続して保管している状況にある。

しかし、毒物、劇物及び危険物は、保管中の漏洩・揮発・劣化、あるいは盗難・誤使用等により人体や環境に重大な影響を及ぼすおそれがある物質であり、長期間使用されていないものを必要以上に保有することは、安全管理上、適切とはいえない。また、不要薬品が増加することで管理対象が複雑化し、在庫把握の精度が低下するほか、老朽化した容器の破損等による事故や保管コストの増大にもつながるおそれがある。このように、長期間使用されていない毒物、劇物及び危険物を多数保有し続ける現状は、安全性及び効率性の両面から早急な見直しが求められる。

【意見9】毒劇物等の長期保有について

毒物、劇物及び危険物については、安全管理上の観点から必要最小限の数量を保有する方針を明確化し、使用実績のない薬品については利用計画の有無を確認のうえ、速やかに廃棄等を行い、適正な在庫管理を徹底することが望まれる。

特に、一定期間払い出しのない薬品については廃棄対象にするなど、廃棄の基準・ルールを明確に定め、運用する仕組みを整備することが望ましい。

④ 高圧ガスの管理について

i 高圧ガス容器の管理不備について

北部農業技術センターにおける高圧ガス容器の保管状況を確認したところ、保管されている高圧ガス容器8件のうち、2件（25.0%）が県の指針に反して1年以上継続して使用されていた。また、2件（25.0%）については入荷日が不明であり、指針で要請されている「受払状況」の把握が十分に行われていない状況であった。

【高圧ガス容器の保管期間】

保管期間*1	件数	割合
1年未満	4	50.0%
1年以上	2	25.0%
入荷日不明	2	25.0%
合計	8	100.0%

(注) 1 2025年10月31日までの保管期間

このように、容器を長期間返却せずに使用し続けることは、容器の劣化や腐食

の進行を招き、ガス漏れや破裂等の事故発生リスクを高めるおそれがある。

また、入荷日や受払状況の記録が不十分である場合、容器の保有期間や所在を正確に把握できず、長期保管容器の特定、保安点検の対象漏れ、返却漏れが生じる可能性がある。これらの状態が継続すると、県の指針に基づく安全管理体制の形骸化を招き、事故発生時の対応の遅れや被害拡大につながるおそれがある。

【指摘事項 11】 高圧ガス容器の管理不備について

高圧ガス容器の管理を適正に行うため、受払状況や所在を正確に把握できる管理台帳を整備し、定期的に更新・点検を行う体制を構築する必要がある。

あわせて、年1回以上の安全点検を確実に実施し、結果を記録・保存するとともに、使用期間が1年を超える容器については速やかに返却するなど、適正な保管・運用を徹底することにより、安全性及び事故防止体制の強化を図る必要がある。

⑤ 備品の管理について

i 現物確認に係る記録の保存について

「備品管理要領の取扱いについて」では、下記のとおり、備品出納簿について年度を越えて使用する場合には、年度ごとに現物と照合のうえ、出納状況を集計することが定められている。

【備品管理要領】

(備品の出納)

第6条 出納員は、財務規則様式第86号により備品の出納状況を現物と照合のうえ整理し、適正な管理を図るものとする。

【備品管理要領の取扱いについて】

第3 備品の出納に関する事項（第6条）

- 1 備品出納簿は、年度を越えて使用することができるものとする。ただし、この場合にあつては、年度毎に現物と照合のうえ、出納状況を集計しておくものとする。

北部農業技術センターでは、取得又は廃棄等の異動が発生した備品について現物確認を実施しているほか、異動がなかった備品についても年度末に現物確認を実施しているとのことであったが、その際の記録や根拠資料が保存されていなかった。

現物確認の実施記録が残されていない場合、実際に確認が行われた証跡がなく、備品管理の信頼性が損なわれるおそれがある。また、所在不明や誤廃棄等が発生した際に原因究明が困難となり、管理責任の所在が曖昧となるおそれがある。

【意見 10】 現物確認に係る記録の保存について

現物確認を実施した際には、確認日・確認対象・確認者等を明記した記録を残し、後日、台帳等と照合できる体制を整備することが望まれる。

ii 機器の使用日数の集計について

農林水産技術総合センターでは、毎年度 500 万円以上の機器の稼働状況を確認し、年間使用日数が 10 日未満のものについては一覧表を作成して継続活用又は廃棄等の方針を検討している【意見 5 参照】。

北部農業技術センターでは、使用日数の集計にあたり、本来の用途に基づく利用日数だけでなく、試運転やメンテナンス等の機械調整日数も含めて算定していた。機器によっては、調整日数を除いて算定した場合に年間使用日数が 10 日未満となるものも確認された。

単なる点検・調整・試運転等の機械調整日数を使用日数に含めた場合、実際の稼働実態が過大に算定され、機器の利用状況を正確に把握できない。その結果、稼働率の低い機器が活用中と誤認され、一覧表に記載されずに管理対象から漏れることで不要な資産が長期にわたり保有・維持され、保管コストの増大や設備更新判断の遅延など、資産の効率的運用が妨げられるおそれがある。

【意見 11】 機器の使用日数の集計について

機器の稼働状況を正確に把握するため、使用日数の算定にあたっては研究等の本来業務に基づく稼働日数のみを対象とし、試運転やメンテナンスなどの機械調整日数は除外することが望まれる。あわせて、使用日数の算定基準を明文化し、センター全体で統一的な基準に基づいて稼働状況を管理することが望まれる。

ウ. その他の拠点

・水産技術センター

① 支出に関する契約について

i 随意契約の実施について

契約内容	金額（年間）	選定方法
昇降機保守管理業務	1,320,000 円	随意契約

「昇降機保守管理業務」については、随意契約で業者選定が行われており、最長 5 年間、年額 1,320 千円(税込)で契約している。この契約については、コンピュータ機械等のメーカーとの保守管理契約であることを理由として、一者随意契約として契約更新されている。

これは、エレベータ本体を納入している業者であり、技術的な心配がないとの点は理解できるが、エレベータの保守点検業務については、納入業者以外でも行える可能性があること、また他の業者になった場合、どれくらいコストが高くなるのか明確ではないため、少なくとも複数の業者での見積合わせを行うことが必要と考えられる。

随意契約を行う場合は、「財務規則の運用について」において、「・・・その取扱いについては、厳正を期すること。」とされており、より慎重に検討する必要があることから、契約の更新を行う際には、特定の者との随意契約ありきではなく、慎重に検討し直す必要がある。

【意見 12】 随意契約の実施について

委託契約の締結については、特定の者との随意契約ありきではなく慎重に検討することが必要である。

ii 電子決裁について

兵庫県では、電子決裁システムを使用することが推奨されているが、水産技術センターにおいては、電子決裁は行われていない。一方で、農林水産技術総合センターにおいても、拠点によって(淡路農業技術センター、森林林業技術センター)は、すでに電子決裁が行われている。

契約については、案件によって、決裁書や契約書以外にも入札資料や見積合わせの資料など多量になることもあり、紙での決裁が行いやすい点があることは理解できるが、県として導入を進めていること、また遠隔地の場合にはより業務の効率化に資すると考えられ、すでに導入されている拠点もあることから、積極的に進めていく必要がある。

【意見 13】 電子決裁の実施について

使用が推奨されている電子決裁システムの導入を積極的に進めていく必要がある。

・淡路農業技術センター

① 高圧ガスの管理について

i 高圧ガス容器の管理不備について

淡路農業技術センターにおける高圧ガス容器の保管状況を確認したところ、保管されている高圧ガス容器 4 件全てが県の指針に反して 1 年以上継続して使用されていた。

【高圧ガス容器の保管期間】

保管期間* ¹	件数	割合
1年未満	0	—
1年以上	4	100.0%
入荷日不明	0	—
合計	4	100.0%

(注) 1 2025年10月31日までの保管期間

このように、容器を長期間返却せずに使用し続けることは、容器の劣化や腐食の進行を招き、ガス漏れや破裂等の事故発生リスクを高めるおそれがある。

【指摘事項 12】 高圧ガス容器の管理不備について

高圧ガス容器の管理を適正に行うため、受払状況や所在を正確に把握できる管理台帳を整備し、定期的に更新・点検を行う体制を構築する必要がある。

あわせて、年1回以上の安全点検を確実に実施し、結果を記録・保存するとともに、使用期間が1年を超える容器については速やかに返却するなど、適正な保管・運用を徹底することにより、安全性及び事故防止体制の強化を図る必要がある。

2. 健康科学研究所

(1) 施設等の概要

① 外観



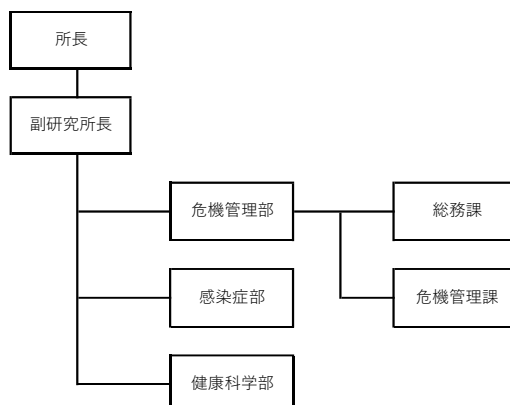
② 施設概要

1. 機関名	県立健康科学研究所
2. 所在地	加古川市神野町神野 1819 番地の 14
3. 設置根拠 規則等	地方衛生研究所等の整備における留意事項について (令和 5 年 3 月 29 日付け健発 0329 第 10 号厚生労働省健康局通知) 地域保健法第 26 条第 2 項 (施行日: 公布の日 (令和 5 年 6 月 7 日) から 3 年を超えない範囲で政令で定める日) 兵庫県行政組織規則 (昭和 36 年 4 月 28 日規則第 40 号)
4. 設置目的	健康に関する科学的かつ技術的な調査研究及び試験検査等を行い、もって安全で安心な県民生活の実現に寄与する。
5. 所掌業務	1 保健衛生上必要な調査研究、試験検査及び普及指導 2 保健衛生に関する情報の収集、分析及び提供 3 その他、県立健康科学研究所の目的を達成するために必要な業務
6. 内部組織	危機管理部 (総務課、危機管理課) 感染症部 (感染症情報センター) 健康科学部
7. 部等の事務	【危機管理部】 (1) 調査研究、試験検査及び普及指導の企画調整に関すること。 (2) 感染症検査施設及び食品衛生検査施設の信頼性の確保に関するこ

	<p>と。</p> <p>(3) 健康に係る情報の収集、提供及び技術的支援に関すること。</p> <p>(4) 健康に係る危機管理の総括と関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 庶務に関すること。</p> <p>【感染症部】</p> <p>(1) 感染症病原体及び食中毒病原体の試験及び研究に関すること。</p> <p>(2) 食品の病原体汚染についての試験及び研究に関すること。</p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の無菌試験に関すること。</p> <p>(4) 細菌の薬剤耐性及び殺菌効力の試験及び研究に関すること。</p> <p>(5) 感染症情報センターの業務に関すること。</p> <p>(6) 疫学的又は統計学的な調査及び研究に関すること。</p> <p>(7) 感染症部の所掌事務に係る健康福祉事務所その他の関係機関の技術指導及び検査技術者の研修に関すること。</p> <p>【健康科学部】</p> <p>(1) 食品、添加物、容器包装等の理化学試験及び研究に関すること。</p> <p>(2) 医薬品、化粧品、医療機器、家庭用品等の理化学試験及び研究に関すること。</p> <p>(3) 居住環境中の化学物質又は衛生害虫及び生活環境中のアレルゲンによる健康被害の防止に係る試験及び研究に関すること。</p> <p>(4) 放射能汚染の試験及び研究に関すること。</p> <p>(5) 飲料水等の水質試験及び研究に関すること。</p> <p>(6) 温泉分析試験及び研究に関すること。</p> <p>(7) 健康科学部の所掌事務に係る健康福祉事務所その他の関係機関の技術指導及び検査技術者の研修に関すること。</p>
8. 沿革	<p>昭和 23 年 公衆衛生の向上及び増進を目的として「兵庫県衛生研究所」を神戸市生田区に設置</p> <p>昭和 43 年 昭和 43 年 4 月 1 日に発足した「県立公害研究所」とともに、神戸市兵庫区荒田町に移転</p> <p>平成 14 年 県立衛生研究所と県立公害研究所を再編統合し、「県立健康環境科学研究センター」を設置。 庁舎は〔兵庫〕と〔須磨〕</p> <p>平成 21 年 県立健康環境科学研究センターと県立生活科学総合センターを再編統合し、「県立健康生活科学研究所」を設置。 庁舎は〔兵庫〕と〔ポートアイランド〕</p> <p>平成 30 年 生活科学総合センターを廃止し、名称を「県立健康科学研究</p>

所」に改め加古川市神野町に移転

9. 組織図
(令和6年4月1日現在)



10. 職員数の推移

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事務職	4	4	4	4	4
技術職	21	21	21	23	27
うち研究職	13	14	15	15	19
技能労務職	1	0	0	0	0
合計	26	25	25	27	31
研究職平均年齢	46.5歳	47.2歳	46.3歳	46.9歳	44.5歳

※再任用職員含む。

※各年度4月1日現在

11. 実施業務数の推移

(単位：課題数又は件数)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研究課題	7	6	7	8	7
新規研究	2	0	4	2	1
継続研究	5	6	3	6	6
普及指導	9	6	8	15	30
試験分析	33,730	50,289	12,995	5,463	3,743

※普及指導は、研修会等の実施回数

※試験分析は、試験検査件数

12. 事業費の推移 (単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	247,760	217,389	211,190	201,314	224,492
うち一般財源分	247,760	217,389	211,190	201,314	224,492
試験研究費	7,318	7,046	7,046	7,046	7,046
うち一般財源分	5,318	5,046	5,046	5,046	5,046
事業費	21,448	16,844	19,056	15,663	15,466
うち一般財源分	0	0	0	0	1,123
施設維持費	37,270	33,608	33,647	43,568	38,320
うち一般財源分	32,708	28,608	28,608	38,516	32,708
合計	313,796	274,887	270,939	267,591	285,324
うち一般財源分	285,786	251,043	244,844	244,876	263,369

※ 各年度4月1日現在

13. 競争的資金等外部資金獲得状況 (単位 上段：件数(件) 下段：金額(千円))

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
競争的資金	3	5	4	1	2
	1,380	575	360	300	330
受託・共同研究	-	-	-	-	-
	(3)	(3)	(4)	(3)	(3)
	-	-	-	-	-
	(17,005)	(17,287)	(15,136)	(16,035)	(20,335)
合 計	3	5	4	1	2
	(3)	(3)	(4)	(3)	(3)
	1,380	575	360	300	330
	(17,005)	(17,287)	(15,136)	(16,035)	(20,335)

※受託・共同研究の () 内は本庁契約の受託事業費を別に計上した。

14. 試験分析手数料等収入の状況 (単位：千円)

手数料等の種目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水質検査料	8,903	9,073	9,005	6,591	6,255
温泉分析試験料	740	1,423	573	759	1,294
理化学的検査料	531	415	521	531	427
生物学的検査料	32,191	4,172	5,427	5,535	4,515
合 計	42,365	15,083	15,526	13,416	12,491

15 施設・
設備の
状況

(1) 土地の状況 (令和6年4月1日現在)

所在地	地目	公有財産 台帳面積(m ²)	取得 年月日	現在の使用 状況	備考
加古川市神 野町神野 1819-2外	宅地、 山林等	28,206.08	平成 28.3.31	健康科学研 究所敷地	22筆
合計		28,206.08			

(2) 建物の状況 (令和6年4月1日現在)

所在地	名称	公有財産台帳面積(m ²)		取得 年月日
		建面積	延面積	
加古川市神野 町神野 1819番地の14	本館棟	2,039.91	5,718.84	平成30.3.9
	車庫棟	36.08	36.08	平成30.3.9
	エントランス歩廊	58.04	58.04	平成30.3.9
合計		2,134.03	5,812.96	

(3) 設備の状況 (令和6年4月1日現在)

(500万円以上の重要物品(車両を除く)について記載)

区分	種類	数量	取得年 月日	購入価格 (千円)	保管場所
検査機 器等	自動分注ロボット を用いた遺伝子検 査システムほか	41	令和 2.10 ほか	830,002	健康科学 研究所

※種類欄には購入価格の最も高い機器を例示

③ 拠点の状況

健康科学研究所は本所以外に拠点はない。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、各種議事録、決裁書、契約書、各種管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。また、過年度包括外部監査結果のうち、今回の監査対象に含まれる事項についても担当者へのヒアリング・関連資料の閲覧等により措置状況を確認した。なお、健康科学研究所では知的財産等の無体財産権を保有していない。

① 中期事業計画について

【意見 14】 KPI の表明と具体的成果として指標の達成度の公表について

機関評価調書で「(4) 機動的、弾力的予算の運用 外部資金の獲得にあたっては、国等の競争資金のほか民間の研究資金補助制度を持つ団体等への応募や大学との共同研究により、県政改革方針で設定した獲得目標額をほぼ達成している」とされているが、曖昧な表現であり具体的な達成度などが公開されていない。具体的な目標 KPI と実績の公表が望まれる。

② 収入及び関係する契約について

i 手数料単価の適正化について

健康科学研究所では、平成 18 年度包括外部監査の指摘を踏まえ、受益と負担の適正化や物価水準の観点から料金体制の適正化を図るため、所要経費を精査し、手数料等の見直しを行っている。

しかし、手数料等の積算資料を確認したところ、下記の不備が認められた。

【手数料等の積算資料における主な不備】

項目	内容
材料費	年間発生費用の算出において「1 件あたり材料費×年間処理件数×1.1」としているものがあったが、「1.1」を乗じる根拠が不明であった。
印刷製本費	過去の包括外部監査の指摘を受け、実費を算定する上で必要な経費として積算内訳に追加するとされていたが、積算内訳に反映されていなかった。
減価償却費	設備の年間減価償却費に利用率を乗じているが、利用率の算定根拠が不明であった。また、利用率の合計が 100% を超える設備があった。 減価償却費の算定において、物品管理データ上の耐用年数と異なる年数を使用している設備があった。
年間処理件数	材料費の積算では年間処理件数 3,000 件としていたが、1 件あたり経費の算定では 2,000 件で除しており、整合性がとれていないものがあった。

積算根拠が不明確又は不整合なまま手数料等を設定した場合、料金水準が実態に即さないものとなり、受益と負担の均衡が損なわれるおそれがある。

また、料金設定の根拠が曖昧な状態は、利用者や県民への説明責任を果たせないだけでなく、今後の料金改定における透明性・公平性を損なうリスクがある。

【指摘事項 13】手数料単価の適正化について

手数料等の算定に用いる全ての経費項目について、算定根拠を明確化し、積算方法の統一と整合性の確保を行う必要がある。具体的には、材料費や減価償却費、処理件数などの算定根拠を文書化するとともに、耐用年数についても管理台帳等と整合を図ることが求められる。

また、料金算定の基礎資料については、後日検証可能な状態で整備し、今後の料金改定においても説明責任と透明性を確保する体制を構築する必要がある。

ii 手数料単価の端数処理について

県では、消費税率引上げに伴う使用料及び手数料の料金改定にあたり、下記のとおり「端数調整の原則」を定めている。

【端数調整の原則】

区分	単位	単位未満端数の取扱
10,000 円以上	1,000 円単位	四捨五入
1,000 円以上 10,000 円未満	100 円単位	四捨五入
1,000 円未満の使用料	100 円単位	50 円未満切捨、50 円以上は 50 円に調整
1,000 円未満の手数料	10 円単位	四捨五入

一方、健康科学研究所は「端数調整の例外」が適用されており、温泉分析試験料、理化学的検査料、生物学的検査料、毒性試験検査料については 100 円単位で四捨五入することとされている。

しかし、実際の手数料単価を確認したところ、「端数調整の例外」に基づく計算が適切に行われていない項目が多数確認され、県の方針に基づき再計算した金額と乖離していた。

【端数調整の例外と現状の端数処理との乖離状況】

区分	現状の端数処理	全項目数	乖離項目数*
温泉分析試験料	全て 1,000 円単位	3	2
理化学的検査料	1,000 円単位と 100 円単位が混在	18	13
生物学的検査料	1,000 円単位と 100 円単位が混在	18	15
毒性試験検査料	全て 1,000 円単位	1	1

(注) 乖離項目数…全項目数の内、端数調整の例外に従い処理されていない数

県の方針である「端数調整の例外」に基づかずに端数処理を行い、手数料単価を設定していた場合、手数料算定の根拠が不明確となり、料金設定の公平性・統一性が欠如することで、受益と負担の均衡が損なわれ、県民に対する説明責任を十分に果たせなくなるおそれがある。

【指摘事項 14】 手数料単価の端数処理について

手数料単価について、「端数調整の例外」に基づき全項目の再計算を実施し、乖離が確認されたものについては料金の是正を行う必要がある。

あわせて、料金算定の基礎資料として端数処理の取扱いについても後日検証可能な状態で整備し、将来的な乖離の防止と料金徴収の適正化を図ることが求められる。

さらに、既存料金についても必要に応じて過大徴収・過少徴収の有無を確認し、その結果に基づき適切な対応を講じることが望まれる。

iii 手数料単価の適時改定について

健康科学研究所における手数料単価については、平成 20 年度の改定以降、消費税率引上げに伴う見直しを除き、単価自体の改定は行われていない。その間に、当初の算定時に基づいた設備は更新されており、また、人員配置や組織体制の変更も行われている。さらに、物価上昇に伴い、設備更新費・人件費・経費全般が増加しているにもかかわらず、これらの変化が手数料単価に反映されていない状況である。

手数料単価が長期間にわたり見直されていない場合、現行料金と実際のコストとの間に乖離が生じ、受益と負担の均衡が損なわれるおそれがある。健康科学研究所にとって財源不足となる可能性がある一方で、逆に不適切な過大徴収を招く可能性も否定できない。また、料金算定根拠の妥当性が低下し、説明責任や透明性が損なわれることで、利用者や県民からの信頼を失うリスクも高まる。さらに、長期間見直しを行わないことにより、将来的に大幅な料金改定が必要となり、利用者への影響が大きくなる懸念もある。

【意見 15】 手数料単価の適時改定について

設備更新や人員配置の状況、物価上昇等の実態を反映した手数料単価の見直しを早急を実施する必要がある。具体的には、算定根拠の明確化等と合わせてコスト構成を精査し、算定基礎資料を整備・明確化するとともに、料金見直しを定期的に行う仕組みを構築することで、料金水準の適正性を確保する必要がある。

iv 外部資金に係る収入決定書の作成について

健康科学研究所では、外部機関から受け入れた研究経費等について、「外部資金導入研究経費収支簿」により物品費・旅費・謝金等の費目ごとに管理を行っている。一方で、外部資金を支出した場合には支出決定書を作成し、上長の承認を得ているものの、外部資金を受け入れた場合には収入決定書が作成されていなかった。

収入決定書が作成されていない場合、通帳等の記録だけでは資金の受入目的等の詳細な情報を把握できず、収入情報自体が不十分な状態で管理されるおそれがある。

また、上長の承認証跡が残らないため、事後的な検証や管理の適正性が損なわれるリスクがある。

【意見 16】 外部資金に係る収入決定書の作成について

収入に関しても支出と同様に収入決定書を作成し、受入目的、金額、入金日等の詳細情報を明確に記録することが望まれる。あわせて、収入決定書について上長の承認を得ることで、収入情報の裏付けと証跡を確保し、事後的な検証と管理の適正性の向上を図ることが望まれる。

③ 支出に関する契約について

i 随意契約による見積合わせの依頼業者の選定について

備品等の購入については、一定額(1,600千円[~令和7年3月31日])以下のものは随意契約で行われており、複数業者の見積合わせにより行われている。

見積合わせの依頼業者の選定の際には、下記のような要件によって絞り込みを行い、5者程度が選定され行われている。

- ① 物品関係入札参加者名簿に登録されている者
- ② 物品関係入札参加者名簿の希望職種に理化学機器・計測機器類が登録されている者
- ③ 備品購入等について、当所と取引実績または見積合わせ依頼実績がある者

見積合わせの手続きとしては、形式的には整っているものの、③の「当所と取引実績や見積合わせ依頼実績がある者」という要件によって、過去の取引実績がより重視されている。これにより、同じような業者が選定され、なかには辞退が続いている者もあり、十分な競争状態が作り出せていないと考えられる。より競争状態をつくるためにも、過去の取引実績のみを重視せず、辞退が続いている業者を外し新たな業者を加えるなど、見積合わせの依頼業者の選定に工夫が必要である。

【意見 17】 随意契約による見積合わせの依頼業者の選定について

随意契約の見積合わせを実施する際に、より競争状態をつくるために、依頼業者の選定に工夫が必要である。

④ 高圧ガスの管理について

i 県指針と手順書の不整合について

兵庫県が定める「兵庫県高圧ガス容器保安対策指針」では、下記のとおり、供給事業者及び消費事業者に対し、同一容器による供給・使用は原則1年以内とし、使用済容器は速やかに返却することが求められている。

【兵庫県高圧ガス容器保安対策指針(一部抜粋)】

第4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は次の措置をとるように努める。

6 原則として1年以上同じ容器による供給を継続しない。

第5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は次の措置をとるように努める。

8 使用済容器は直ちに供給事業者に引き渡すこととし、使用中の容器であっても、原則として1年以上同じ容器により継続して使用しない。

一方、健康科学研究所における高圧ガス取扱安全管理規程では、下記のとおり、「ガスがなくなったとき又は使用しなくなったときに返却」とされており、県の指針と返却時期に明確な差異がある。

【高圧ガス取扱安全管理規程(一部抜粋)】

(使用しないガスの取扱い)

第13条 管理責任者又は作業責任者は、充てん容器のガスがなくなったことを確認したとき又は充てん容器のガスを使用しなくなったときは、遅滞なく総務担当課の協力を得て納入業者等にガス容器を引き取らせる。

現状、県の指針と規程の基準が一致しておらず、担当者による判断・運用にばらつきが生じるおそれがある。また、県の指針に反する基準での運用が続くことにより、コンプライアンス上の問題が発生する可能性がある。さらに、返却時期の長期化によりガス容器の劣化等が進行し、ガス漏れや破裂等の重大事故リスクが高まる。

【指摘事項 15】 県指針と手順書の不整合について

高圧ガス取扱安全管理規程について、県の指針との整合を早急に図る必要がある。具体的には、手順書を改定し、「使用済容器は直ちに供給事業者を引き渡

す」及び「使用中の容器であっても原則1年以内に返却」といった県の指針の内容を反映すること等が求められる。これにより、県の指針との整合性を確保するとともに、安全管理体制の強化を図る必要がある。

ii 高圧ガス容器の長期間未返却について

健康科学研究所における高圧ガス受払台帳を確認したところ、保管されている高圧ガス容器のうち、10件（26.3%）が県の指針に反し、1年以上継続して使用されていた。

【高圧ガス容器の保管期間】

保管期間*1	件数	割合
1年未満	28	73.7%
1年以上	10	26.3%
合計	38	100.0%

（注）1 2025年11月11日までの保管期間

このように、高圧ガス容器を長期間返却せずに使用し続けている現状は、容器の劣化や腐食等を進行させ、ガス漏れや破裂といった事故を招く危険性を高めるものである。また、こうした状態が継続していることは、県の指針に反する運用が常態化していることを意味しており、安全管理体制の形骸化を招いている。

【指摘事項16】高圧ガス容器の長期間未返却について

1年以上使用し続けている高圧ガス容器については、県の指針に基づき、早急に返却する等の対応を行う必要がある。また、返却状況を定期的に点検・報告し、管理状況を可視化する仕組みを適切に運用することで、長期使用の防止及び安全管理体制の強化を図ることが求められる。

⑤ 薬品の管理について

i 薬品の保管について

健康科学研究所の化学薬品適正管理規程によると、毒物の保管について下記のとおり定められている。

5 化学薬品の管理手順

(3) 化学薬品の保管

ア 毒物

(ア) 毒物は専用の毒物保管庫（専用の冷蔵庫を含む）に保管しなければならない。毒物保管庫は、堅牢で施錠できるもので「医薬用外毒物」の標識を貼付する。

(イ) 毒物保管庫の鍵は、当該毒物保管庫を保有する研究部の薬品管理責任者が管理する。(鍵には、毒物保管庫の鍵であることを明示する。)

(ウ) 毒物保管庫は、1階冷蔵庫保管室で一括管理する。

健康科学研究所の毒物の現物保管状況を確認したところ、施錠管理、標識貼付及び鍵の管理は上記手順書に定められているとおり運用されていたが、1階冷蔵庫保管室以外に保管されているものもあった。

【指摘事項 17】 毒物の保管場所について

化学薬品の保管場所を変更又は追加する場合は、事前に規程の見直しを検討し、また、引き続き定められた場所以外の場所で保管する毒物がある場合は、速やかに現行の規程を改定すべきである。

⑥ 備品の管理について

i 備品の現物確認について

「備品管理要領の取扱いについて」では、下記のとおり、備品出納簿について年度を越えて使用する場合には、年度ごとに現物と照合のうえ出納状況を集計することが定められている。

【備品管理要領】

(備品の出納)

第6条 出納員は、財務規則様式第86号により備品の出納状況を現物と照合のうえ整理し、適正な管理を図るものとする。

【備品管理要領の取扱いについて】

第3 備品の出納に関する事項(第6条)

1 備品出納簿は、年度を越えて使用することができるものとする。ただし、この場合にあつては、年度毎に現物と照合のうえ、出納状況を集計しておくものとする。

しかし、健康科学研究所においては、取得又は廃棄等の異動が発生した備品については異動月に現物と備品出納簿の照合を行っているものの、異動のない備品については、年度ごとの現物照合が実施されていなかった。

現物と備品出納簿の照合が年度単位で実施されていない場合、誤廃棄や紛失等により現物と帳簿に差異が生じても長期間把握されず、備品管理の適正性が損なわれるおそれがある。

【指摘事項 18】 備品の現物確認について

備品出納簿について年度を越えて使用する場合には、「備品管理要領の取扱

いについて」に基づき、年度ごとに現物と備品出納簿の照合を実施する必要がある。その際、施設の規模や備品の管理実態を踏まえた実施方法を検討するとともに、照合を実施した際の記録を残し、後日、台帳等と照合できる体制を整備することが望まれる。

備品管理要領によると、備品の整理として下記のとおり定められている。

【備品管理要領】

(備品の整理)

第5条 物品管理者は、備品整理票(様式第1号)を各備品に貼付し、整理するものとする。

往査日において、重要物品の現物の確認と保管状況の監査を実施した際に、備品整理票が貼付されていない備品が検出された。現物の所在と備品台帳の照合を確実に実施するためにも取得時、棚卸時に限らず日常の使用時から貼付漏れや劣化に留意する必要がある。

【指摘事項 19】 備品整理票について

備品整理票の貼付状況をあらためて確認しておくべきである。

ii 使用見込みのない備品について

使用見込みのない備品について、財務規則では下記のとおり定められている。

財務規則第146条(使用に耐えない物品等の報告)

職員は、その使用中の物品が使用に耐えなくなったとき、又は不用となったときは、直ちにその旨を物品管理者に申し出なければならない。

健康科学研究所では500万円以上の重要物品、主に研究用の機器・装置について、年間の使用日数を年1回集計している。使用実績が少ないものについては、当該担当者がその理由と将来の使用見込を確認している。備品を廃棄するか否かの実務上の基準はなく、メーカーの修理部品の扱い状況や修理対応ができなくなった等で処分時期を個別判断している。令和6年度の使用実績がない機器・装置について、未使用の理由と今後の使用可能性について確認したところ、下記のとおりであった。

- ・ 故障中につき、使用することができない(年度内に廃棄済み、廃棄予定)
- ・ 需要が限定的であるため使用頻度が少ないが検査等の使用に必須

また、上記重要物品に限らず一部の備品については、廃棄予算が確保できない

という理由により、備品管理簿上は廃棄処理済みであるが現物が保管されているケースや備品管理簿上も廃棄処理していない未使用備品も登録されている。

【意見 18】 使用見込のない備品について

未使用又は修理不能な備品については、廃棄手続の方針を明確化したうえで、研究需要の有無及び修繕の可否を整理し、不要と判断される備品は財務規則に基づき速やかに廃棄や譲渡等の適切な処分を行う必要がある。

iii 備品購入費と予算について

健康科学研究所は、平成 30 年 4 月に現在の所在地に移転したことから、移転発足時に研究分野の拡充のため新たに機器・装置を取得したものが多く存在する。下記は移転直前年度の平成 29 年度から令和 6 年度までの備品取得価額の推移である。

(単位：百万円)

取得年度	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
取得価額	428	205	3	121	5	0	0	1

(出典) 備品管理簿を元に監査人が作成

平成 29 年度及び平成 30 年度に新たに取得し、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策関連による支出で突出しているが、令和 3 年度以降の新たな取得は少額で推移している。

機器・装置の耐用年数を 8～10 年と想定すると、同時期に多額の機器・装置を整備した関係から、今後数年のうちに陳腐化や故障の進行、さらにはメーカーの保証や修繕対応ができないことにより、更新需要が重複して発生することが見込まれ、財政的及び運用的な負担が大きくなるおそれがある。このため、使用頻度や検査・研究の必要性を踏まえて、更新の優先順位を明確化し、予算措置を計画的に講じることが必要である。

【意見 19】 備品予算の設定について

特に高額な研究用機器・装置については、将来 5 ヶ年程度の耐用性や研究課題の動向を踏まえ、更新需要が特定年度に集中しないように買換えの計画を策定し予算の平準化を図られたい。

⑦ その他

i 県政改革方針実施状況報告書と機関評価調書における外部資金額の相違について

令和5年度県政改革方針実施状況報告書における外部資金の獲得額は2,164千円と記載されている一方、同年度の機関評価調書では16,335千円と記載されており、両者の間に大きな差異が生じている。

この差異は、下記のとおり、共同研究及び受託研究の計上方法の違いによるものである。

【外部資金獲得額】

区分	県政改革方針実施状況報告書	機関評価調書	主な計上方法の相違点
競争資金	300千円	300千円	—
共同研究	1,454千円 (競争資金に含めて計上)	— (現物給付のため競争資金に含めず)	計上対象の有無の違い
受託研究等	410千円 (感染症部の調査のみ計上)	16,035千円 (左記+健康科学部の調査を計上)	計上対象の範囲の違い
合計	2,164千円	16,335千円	—

この結果、機関評価調書の取扱いを前提とすれば、県政改革方針実施状況報告書における外部資金獲得額は16,335千円となり、目標額1,500千円を大幅に上回るため、目標額設定自体の妥当性に疑義が生じる。

一方で、県政改革方針実施状況報告書の取扱いを前提とすれば、機関評価調書の数値が過大であったこととなり、評価結果の信頼性に疑義が生じる。

このように、外部資金の定義や計上基準が統一されていないまま複数の報告書が作成されると、組織全体として外部資金獲得額を正確に把握することが困難となり、計画策定や成果評価の基礎となる情報の信頼性が不安定になる。その結果、報告値の信頼性が損なわれ、目標設定の妥当性や評価の公平性にも疑義が生じるおそれがある。さらに、こうした状況は内部統制上の不備とみなされ、対外的な説明責任や説明力が低下し、行政運営に対する信頼を損なうおそれがある。

【指摘事項 20】県政改革方針実施状況報告書と機関評価調書における外部資金額の相違について

外部資金の範囲及び計上基準について、県政改革方針実施状況報告書と機関評価調書の間で統一的な定義・運用ルールを定める必要がある。具体的には、

共同研究・受託研究の取扱いを含めた算定方法を明文化し、両報告書で整合性のとれた基準に基づいて集計・記載する必要がある。あわせて、第三者による数値の突合・検証を行う体制を構築し、適正な数値管理と説明責任の履行を確保する必要がある。

ii 機関評価調書の公表について

健康科学研究所では、中期事業計画の最終年度に機関評価を実施しており、その結果について下記「県立試験研究機関の評価に関する指針」に基づき公表している。

7 評価結果等の公表

評価の結果について、機密の保持や知的所有権の取得等に支障の生じない限りこれを公表する。

一方、研究機関の概要や中期事業計画における取り組みを詳細に記載した評価調書については公表されていない。評価調書には、評価結果の背景となる具体的な情報が含まれており、他の研究機関では評価調書もあわせて公表している中、当該機関のみが非公表となっている状況である。

評価調書を公表しない場合、外部から評価結果の正当性や妥当性を確認することができず、評価の透明性及び説明責任が十分に果たされないおそれがある。

また、他の研究機関と比べて情報公開の範囲に差があると、県民や関係機関から情報公開が不十分であるとの印象を与え、当該機関に対する信頼性や説明責任の履行に対する評価が低下するおそれがある。

【意見 20】 機関評価調書の公表について

評価結果とあわせて機関評価調書についても公表することが望まれる。これにより、評価の根拠や経緯が明確になり、評価の透明性と信頼性を高めることができるとともに、他の研究機関との情報公開レベルの整合性を確保し、対外的な説明責任をよりの確に果たすことができる。

3. 工業技術センター

(1) 施設等の概要

① 外観

- ・工業技術センター（神戸）

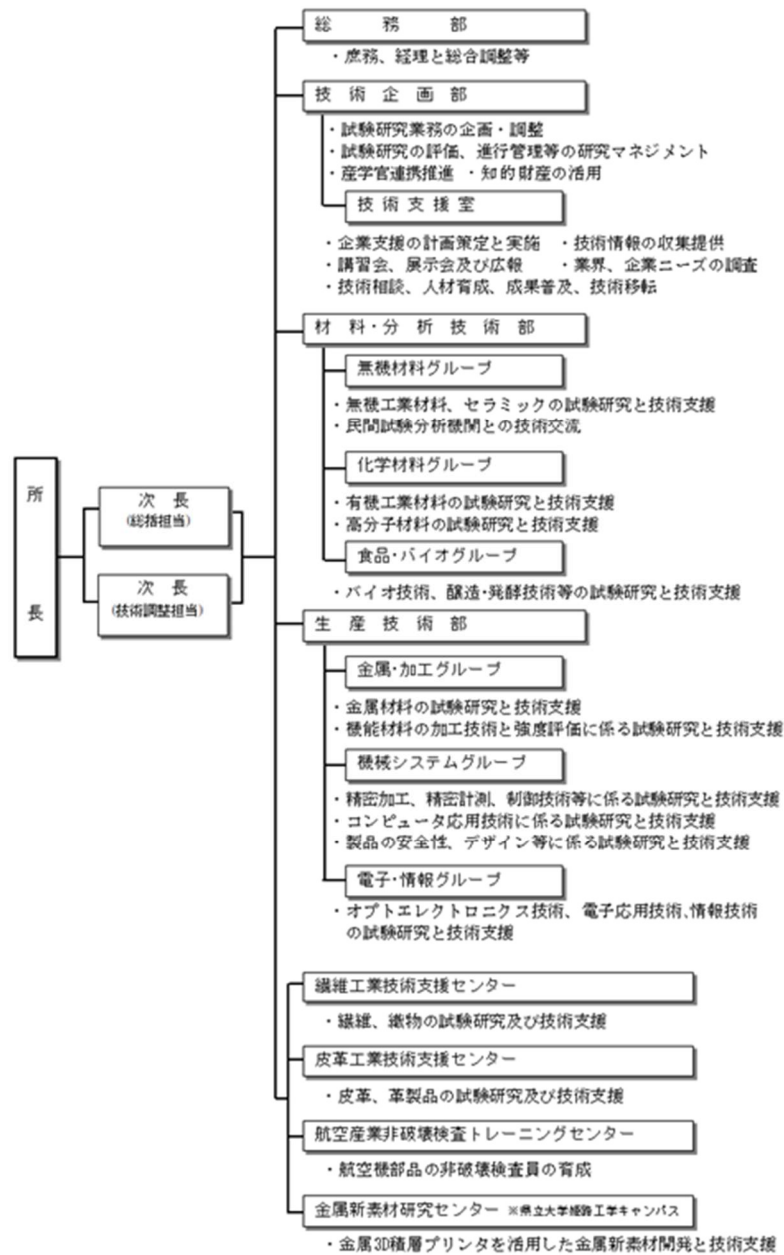


② 施設概要

1. 機関名	兵庫県立工業技術センター
2. 所在地	兵庫県神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
3. 設置根拠 規則等	兵庫県行政組織規則第206条
4. 設置目的	中小企業、地域産業の振興を目指し、県内産業のニーズ、国内外の技術動向を的確に把握しながら、要素技術の先導的研究や企業の抱える技術課題に対応する研究に取り組み、企業の技術支援を行い、さらに産学官連携の共同研究、開発研究の成果の企業への移転、技術支援、人材養成などの業務を総合的、積極的に推進し、中小企業の新技術及び新産業を起こし、技術力の向上を図ることを目的とする。
5. 所掌業務	県立工業技術センターにおいては、鉱業及び工業に関する試験、研究、分析、検定、鑑定、技術調査及び技術支援並びに加工に関する事務をつかさどる。
6. 内部組織	<ul style="list-style-type: none">・総務部・技術企画部—技術支援室・材料・分析技術部—無機材料グループ, 化学材料グループ, 食品・バイオグループ・生産技術部—金属・加工グループ, 機械システムグループ, 電子・情報グループ

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繊維工業技術支援センター ・ 皮革工業技術支援センター ・ 航空産業非破壊検査トレーニングセンター ・ 金属新素材研究センター
7. 沿革	<p>大正6年 5月 「兵庫県工業試験場」を神戸市神戸区下山手通(当時)に創立／三木分場を創設</p> <p>9年 4月 西脇分場を創設</p> <p>昭和8年 4月 三木分場を三木金物試験場、西脇分場を西脇染織試験場と改称し分離</p> <p>23年 8月 皮革工業指導所を創立</p> <p>25年 4月 「兵庫県中央工業試験所」を創立、県下機関を統合(4部6試験場)</p> <p>29年 3月 現在地に庁舎(本館)を新築移転</p> <p>31年10月 「兵庫県工業奨励館」と改称、同時に各工業指導所を分離</p> <p>43年 4月 「兵庫県立工業試験場」と改称</p> <p>平成2年 4月 工業試験場と機械金属工業指導所、繊維工業指導所及び皮革工業指導所の4機関を組織統合し、「県立工業技術センター」と改称</p> <p>14年 4月 機械金属、繊維及び皮革の3工業指導所を各々工業技術支援センターに改称</p> <p>24年10月 「技術交流館」供用開始</p> <p>25年 4月 工業技術センター(神戸)の組織を改組するとともに、機械金属工業技術支援センターの本所への統合</p> <p>27年 8月 「研究本館」供用開始</p> <p>29年11月 「航空産業非破壊検査トレーニングセンター」を開設</p> <p>31年 4月 県立大学姫路工学キャンパスに「金属新素材研究センター」を開設</p>

8. 組織図
(令和6年4月1日現在)
9. 部等の事務



10. 職員数の推移

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産業技術職	職員	45	47	47	46	45
	再任用	1(2)	0(2)	0(5)	2(4)	2(2)
行政職	職員	6	6	6	6	6
	再任用	0(4)	0(4)	0(3)	0(2)	0(2)
計		52(6)	53(6)	53(8)	54(6)	53(4)

※臨時的再任用、日々雇用、非常勤嘱託員は上記に含まない

※()内は外数で短時間再任用(定数外扱い)

11. 実施業務
数の推移

(単位：課題数又は件数)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研究課題数	52	56	57	58	50
普及指導					
技術相談件数	10,855	10,019	10,075	10,568	10,664
利用企業数	1,878	1,807	1,786	1,799	1,934
上記のうち5回以上利用企業数	700	660	664	666	661
技術移転研究件数※	713	672	721	672	792

※企業との共同研究件数+テクノトライアル件数

「共同研究」は、既存技術の高度化や製品性能向上に繋がる技術移転事例

「テクノトライアル」は確立していない先行的技術や試作段階の製品開発に繋がる技術移転事例

12. 事業費の
推移

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	578,970	559,429	559,698	567,530	538,564
うち一般 財源費分	578,060	558,491	559,370	567,102	535,909
試験研究費	125,519	120,828	119,077	118,094	84,694
うち一般 財源費分	15,813	14,297	13,327	13,807	26,973
事業費	50,861	36,358	35,828	61,248	68,961
うち一般 財源費分	20,861	6,005	5,808	31,315	35,321
施設維持費	53,095	73,742	77,153	75,647	61,452
うち一般 財源費分	48,668	41,815	45,308	43,612	32,317
合計	808,445	790,357	791,756	822,519	753,671
うち一般 財源費分	663,402	620,608	623,813	655,836	630,520

13. 競争的資金等外部資金獲得状況	(単位 上段：件数(件) 下段：金額(千円))						
	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	競争的資金 (科研費等直接経費除く)	件数	12	17	22	18	14
		収入	1,740	2,340	4,583	3,600	2,311
	競争的資金 (科研費等直接経費)	収入	6,150	8,420	16,134	6,520	8,370
	共同・受託 研究	件数	76	77	88	90	101
		収入	14,222	13,852	13,957	15,466	17,734
	テクノトラ イアル事業	件数	669	629	678	629	739
		収入	27,398	31,310	28,309	28,673	32,577
	合 計	件数	757	723	788	737	854
収入		49,510	55,922	62,983	54,259	60,992	
14. 試験分析 手数料等 収入の状 況	(単位：千円)						
	手数料等の種目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	機器利用	項数	10,672	10,549	11,125	13,190	12,953
		収入	33,373	32,106	36,565	40,152	36,459
	うち機器利 用研修受講	件数	292	344	341	431	460
	依頼試験	項数	611	799	726	237	353
		収入	1,465	1,860	1,863	574	1,020
	合 計	項数	11,283	11,348	11,851	13,427	13,306
収入		34,838	33,966	38,428	40,726	37,479	
15. 施設・設 備の状況	(1) 土地の状況 (令和6年4月1日現在)						
		所在地	公有財産 台帳面積 (m ²)	法務局 公簿面積 (m ²)	取得 年月日	現在 の 使用 状況	
	工業技術 センター (神戸)	神戸市須磨 区行平町3 丁目1番	12,956.80	12,956.80	昭和 25.12.12	庁舎 敷地	
繊維工業	西脇市野村	9,762.08	9,762.08	昭和	庁舎		

技術支援センター	町字上之 1790番496			49.7.31	敷地
----------	------------------	--	--	---------	----

(2) 建物の状況 (令和6年4月1日現在)

	建物名称	公有財産台帳面積		取得 年月日
		建面積(m ²)	延面積(m ²)	
工業技術センター(神戸)	研究本館	1,216.79	5,853.56	昭和50.6.29
	試作実験館	1,334.52	1,800.12	昭和57.3.13
	技術交流館	1,104.50	5,683.09	平成24.6.21
	その他	79.86	79.86	—
	合計	3,735.67	13,416.63	—
繊維工業技術支援センター	管理棟、研究棟、 その他	1,881.58	2,327.82	昭和47.9.11
皮革工業技術支援センター	実験工場棟、管理棟、 研究棟、その他	1,032.83	2,007.25	昭和53.3.31

(3) 設備の状況 (令和6年4月1日現在)

(500万円以上の重要物品(車両を除く)について記載)

(上段：数量 下段：金額(千円))

配置場所		理化学機械及び計測機械 (500万円以上)	工作機械 (500万円以上)	500万円未満の重要物品	計
工業技術センター(神戸)	数量	106	22	63	191
	購入金額	2,429,583	420,764	233,244	3,083,591
繊維工業技術支援センター	数量	14	12	14	40
	購入金額	152,289	115,640	42,135	310,064
皮革工業技術支援センター	数量	8	5	15	28
	購入金額	95,481	42,883	48,063	186,427
金属新素材研究センター	数量	1	3	0	4
	購入金額	84,002	258,292	0	342,294
合計	数量	129	42	92	263
	購入金額	2,761,355	837,579	323,442	3,922,376

③ 拠点の状況



(2) 監査の実施

工業技術センター所管の施設の内、工業技術センター（神戸）、繊維工業技術支援センター及び皮革工業技術支援センターを監査対象拠点として選定した。

各拠点において、担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、各種議事録、決裁書、契約書、各種管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。また、過年度包括外部監査結果のうち、今回の監査対象に含まれる事項についても担当者へのヒアリング・関連資料の閲覧等により措置状況を確認した。

ア. 工業技術センター（神戸）

主な業務内容

➤ 中小企業の技術支援

技術相談	技術相談窓口（ハローテクノ）での受付	研究開発室
機器の活用	装置・機器の一般開放、定型的な試験分析	
技術支援	オーダーメイドの試験分析・試作、受託・共同研究	
シーズ研究	技術課題の研究、大学との共同研究	
人材育成	技術入門研修、技術講習会	渡し役
企業間連携	分野別研究会の活動支援	
情報提供	研究成果発表会、展示会出展	
		橋

① 中期計画について

i KPI になる指標について

工業技術センターの中期事業計画にあるように、「中小企業の技術支援」を目的としており、試験研究等の依頼者に中小企業法人が多い。中期事業計画のKPIの一つとしてアンケートによる顧客満足度調査の追加が可能である。目標達成度としては80%程度が目指すべきところではないかと考える。

【意見 21】 工業技術センターの KPI について

広域をカバーする工業技術センター（神戸）は、アンケート調査による顧客満足度分析を目標 KPI に追加設定し、結果を公表していただきたい。但し、繊維工業技術支援センターと皮革工業技術支援センターは試験・分析等の依頼法人が特定地域に限定しており、満足度調査になじまないと思われる。

② 収入及び関係する契約について

i 一般会計での会計集計単位について

工業技術センターは前述の通り、神戸市須磨区にある工業技術センター（神戸）の他に専門性を持つ3センターが設けられ活動しているが、一般会計の集計単位はセンター毎に分かれておらず工業技術センター（神戸）に全ての収入支出が集計されている。一般会計上、繊維工業技術支援センターや皮革工業技術支援センターのセンター単位での活動結果が集計された一般会計収支簿が存在しないため、センター毎の収支内訳は独自のシステムを利用し集計しているとの事であった（ちなみに農林水産技術総合センターでは各センターのコードにそれぞれの全ての収入支出が集計されている。）。

センター毎の効率化対策を検討しようとする際にはまずセンター毎の活動結果（収入・支出）を把握し、年度比較や項目間比率等により分析することにより問題点を把握する等の作業が最低限必要となる。実際の出納業務については各センターで処理せざるを得ず、その処理結果を工業技術センター（神戸）に送って入力・集計しているだけであるので、入力の際にコードを分けて入力すれば業務量はそれほど増加することもないと考えられる（現に別システムではテクノトリアル・共同研究の収入支出が集計されている）。これは工業技術センターではなく県としての問題であるが、今後各センターの効率化を図っていこうと考えるなら一般会計の単位は各センターで分ける必要があると思われる。

【意見 22】 一般会計での会計集計単位について

センター毎の効率化対策を検討しようとする際にはまずセンター毎の活動結果（収入・支出）を把握し、年度比較や項目間比率等により分析することにより問題点を把握する等の作業が最低限必要となる。今後各センターの効

率化を図っていこうと考えるなら一般会計の集計単位は各センターで分ける必要があると思われる。

ii 使用料及び手数料の水準について

機器等の時間当たり使用料や加工等の手数料は「工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年3月31日規則第17号）」にて細かく定められている。その金額の算出基準は『工業技術センターの使用料及び手数料の算出基準』1 機械器具使用料・試験手数料・加工手数料の項によると、「使用料及び手数料徴収条例に基づく工業技術センターの使用料（機械器具使用料、研究室使用料）、手数料（試験手数料、加工手数料）は、原価計算による実費を基礎として算出することとし、～」と、実費相当額を使用料・手数料により回収するという考え方を採用している（ただし令和6年10月21日に発出された兵庫県事務連絡では物価上昇率に合わせ、使用料については原則一律10%の引上げを実施した）。

思うに、過去に購入した備品の取得原価やセンター経費を回収できるだけの使用料、手数料しか徴収しないという考え方であると、現在のように物価上昇や機器の高性能化により取得価格が年々高騰していき、かつ県の財政も厳しい中では設備の更新や修繕に支障が出るのが十分予想される。現にヒアリングでは予算不足により修繕もままならない機器が多くなっていると聞いている。

将来にわたって利用者に持続的なサービスを提供するため、将来の設備更新や物価上昇などの支出増加を見据えた使用料、手数料の設定が必要ではないかと考える。利用者にとっても将来的にこのように有用なサービスが利用できなくなるよりも、適正な水準の使用料を払うことにより今後もサービスを継続してもらいたい、また今までできなかった加工方法や最新の技術を利用できるようにして欲しい、といったニーズは少なからず存在するものと思われる。

【意見23】使用料及び手数料の水準について

将来にわたって利用者に持続的なサービスを提供するため、将来の設備更新や物価上昇などの支出増加を見据えた使用料、手数料の水準を検討されたい。

iii 使用料及び手数料の設定について

「工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則」では兵庫県民と他府県民とで特に料金に格差は設けられていない。工業技術センターの使用料及び手数料で賄えない経費は兵庫県民が納めた税金で賄われている訳であり、県民からすれば、その税金を負担している利用者と負担していない利用者が同一料金であるというのは逆に不公平ではないか、との思いを持つことも十分に考えられる。

例えば他府県民の利用者の使用料及び手数料を増額し、将来の機器の更新や修繕に充当することも検討に値するのではないか。

【意見 24】 使用料及び手数料の設定について

例えば他府県民の利用者の使用料及び手数料を増額し、県民の不公平感を軽減するとともに将来の機器の更新や修繕に充当することも検討されたい。

iv 共同研究分担金について

工業技術センターでは企業、大学等と共同研究も行っている。

工業技術センターと共同で研究を行おうとする者（共同研究申込者）は、共同研究申込書を工業技術センター所長に提出し、共同研究契約書を締結した上で、契約書及び受託書に定める費用（共同研究分担金）を県に納入することとなっている。

共同研究分担金の金額は「兵庫県立工業技術センター共同研究業務取扱要綱」の別記1「共同研究分担金の算定基準」により定められている。算定基準では共同研究分担金は研究費、研究運営費により構成され、研究運営費は研究費に一定比率（「共同研究費の運営費分担金」という文書により 0.3 と定められている）を乗じて算定すると規定されている。

また同要綱第8条では「工業技術センター所長は、共同研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく共同研究分担金の精算をしなければならない。」と規定されている。

令和6年度において共同研究分担金は計53件、合計17,369千円納入されているが、精算状況を確認したところ、全ての共同研究で実績金額が当初の共同研究分担金と完全に一致し、精算がなされたものは1件もなかった。これは、研究が終了し、実績金額を算定する際に精算金が発生しないよう、研究費と研究運営費の合計額が共同研究分担金の額に一致するような研究費の額を逆算で算出し、共同研究分担金精算書を作成していたことによる。

研究費は研究毎にある程度個別に把握されている為、実績額を規定通り計算し、精算が必要な場合には精算を行うか、もしくは実態に合わせて当初から精算を行わないといった規定に変更すべきである。

【指摘事項 21】 共同研究分担金について

共同研究分担金は実績額を規定通り計算し、精算が必要な場合には精算を行うか、もしくは実態に合わせて当初から精算を行わないといった規定に変更すべきである。

③ 出納管理について

i 現金出納簿について

現金出納簿は日々レシート等の証憑と照合しているとの事であるが、収入支出や残高のチェック証跡が残っていない。出納担当者以外の者が出納や残高を確認した証跡等を残しておくことが望まれる。

【意見 25】 現金出納簿について

現金出納簿は出納担当者以外の者が出納や残高を確認した証跡等を残しておくことが望まれる。

④ 支出に関する契約について

i 一般競争入札の公告について

契約内容	金額（年間）	選定方法
清掃業務委託	5,478,000 円	一般競争入札
機械・設備関係保守業務委託	7,920,000 円	一般競争入札

「清掃業務委託」について、一般競争入札が実施されており、C社が5,478千円(税込)で落札している。この入札の公告については、工業技術センターのホームページにおいて行われており、入札参加者は当該C社の1社のみであった。

また「機械・設備関係保守業務委託」について、一般競争入札が実施されており、D社が7,920千円(税込)で落札している。この入札の公告についても、工業技術センターのホームページにおいて行われており、入札参加者は当該D社の1社のみであった。

このように、一般競争入札が行われているにもかかわらず、入札業者が1社にとどまっているのは、工業技術センターのホームページで入札情報の公告を行うことにより、広く情報を発信することができず、結果として特定の業者のみが情報に接することとなっていることが一因と考えられる。

一般競争入札を行う場合、より競争性を高めるためにも、兵庫県のホームページにおいて公告を行うことが必要である。

【意見 26】 一般競争入札の公告について

一般競争入札を行う場合、兵庫県のホームページにおいて公告を行うことが必要である。

ii 随意契約の実施について

契約内容	金額（年間）	選定方法
研究本館エレベータ保守点検業務	541,200 円	随意契約
技術交流館エレベータ保守点検業務	946,000 円	随意契約

「研究本館エレベータ保守点検業務」について、随意契約で業者選定が行われており、E社と541千円(税込)で契約している。この契約については、コンピュータ機械等のメーカーとの契約であることを理由として、一者随意契約として契約更新されている。

また、「技術交流館エレベータ保守点検業務」について、随意契約で業者選定が行われておりF社と946千円(税込)で契約している。この契約についても、コンピュータ機械等のメーカー又は系列会社との契約であることを理由として、一者随意契約として契約更新されている。

それぞれエレベータ本体を納入している業者であり、技術的な心配がないとの点は理解できるが、エレベータの保守点検業務については、納入業者以外でも行える可能性があること、また他の事業者になった場合、どれくらいコストが高くなるのか明確ではないため、少なくとも複数の業者での見積合わせを行うことが必要と考えられる。

随意契約を行う場合は、「財務規則の運用について」において、「…その取扱いについては、厳正を期すること。」とされており、より慎重に検討する必要があることから、契約の更新を行う際には、特定の者との随意契約ありきではなく、慎重に検討し直す必要がある。

【意見 27】 随意契約の実施について

委託契約の締結については、特定の者との随意契約ありきではなく慎重に検討することが必要である。

⑤ 知的財産の管理について

i 知的財産の活用状況について

令和6年度末における特許権等の保有状況は下記表のとおりである。保有件数31件に対して実施契約数は7件と全体の2割程度にとどまっている。

【令和6年度における特許権等及びその使用状況】

単位：件数

センター名	特許権	商標登録	著作権	合計	(出願中)
工業技術センター（神戸）	16(5)	1(0)	1(0)	18(5)	7<2>
繊維工業技術支援センター	11(1)		1(1)	12(2)	1<1>
皮革工業技術支援センター	1(0)			1(0)	
合計	28(6)	1(0)	2(1)	31(7)	8<3>

(注) ()は、特許権等のうち、実施契約を締結している件数。

出願中のものは全て特許権であり、< >は、「公開特許公報」に掲載された件数。

また、令和6年度における特許権等に関する収支状況は、使用料収入140千円に対して維持・管理費用601千円であり、461千円の支出超過となっている。

項目		金額（単位：円）
収入	特許権等使用料収入	140,083
支出	特許権等維持・管理費用 (維持管理業務委託料、取得・運用による職員補償金)	601,368
収支差額		▲461,285

現状、特許権等の実施契約割合が全体の約2割にとどまっており、保有する特許権等の有効活用が十分に図られていない、あるいは不要な特許権等を保有している状況にある。特許権使用料収入を上回る維持・管理費用が発生しており、このまま保有件数が維持される場合、維持・管理費用が使用料収入を上回る状態が継続する可能性が高く、費用対効果の低さが懸念される。

【意見28】知的財産の活用状況について

特許権等の内容を精査し、実施可能性の低い特許権等の整理・削減を進めるとともに、産学官連携の強化やライセンス戦略の見直し等により、有効活用を促進する取組を行うことが望まれる。

ii 議事録の作成について

工業技術センターでは、下記要綱に基づき、職員の職務発明について審査を行うために職務発明審査会の設置が義務づけられている。所掌事務には、特許権の譲渡、放棄に関する事項が含まれている。また、実施要領では、認定登録後3年を経過した特許権等で実施契約のないものについては、以降、概ね3年ごとに職

職務発明審査会による審査を受ける必要がある旨が定められている。

【職務発明審査会設置要綱】

(設置)

第1条 職員の職務発明等に関する規則（以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、職員がした職務発明のうち工業技術センターの業務と関係するものについて、その認定から権利の承継、出願、出願審査の請求、譲渡、放棄に至る各段階で審査を行うため、職務発明審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 職員がした発明についての職務発明の認定、及び職務発明と認定した場合、当該発明について県が特許を受ける権利、実用新案及び意匠の登録を受ける権利（以下「特許等を受ける権利」という。）、又は特許権、実用新案権及び意匠権（以下「特許権等」という。）の承継の決定に関すること。
- (2) 職務発明と認定した場合の特許等を受ける権利の出願に関すること。
- (3) 職務発明と認定した場合の特許の出願審査の請求に関すること。
- (4) 特許等を受ける権利及び特許権等の譲渡、放棄に関すること。
- (5) 規則第14条の規定による不服の申出に関すること。
- (6) その他審査が必要と認められる事項に関すること。

【職務発明審査会実施要領】

(審査時期)

第2条 次の各号の—に該当する場合に審査会を開催するものとする。

(略)

- 4 設定登録後、3年目となる特許権、実用新案権及び意匠権（以下「特許権等」という。）であって、現に実施契約のないとき、以降、概ね3年を経過するとき。ただし、共有者である企業等が当該権利の維持を希望し、維持に係る経費を全額負担する場合を除く。

このため、工業技術センターが保有する実施契約未締結の特許権等については、3年ごとに職務発明審査会の審査対象となり、その結果、保有の継続が決定されてきたものと推察される。しかし、職務発明審査会については議事録が作成されていないため、どのような判断・理由に基づき保有継続の意思決定が行われたのかを確認することができない。審査過程の記録が残されていない状況は、判断の透明性及び説明責任の観点から重大な問題があるといえる。

【指摘事項 22】 議事録の作成について

職務発明審査会の審議内容及び判断理由については、議事録として適切に記録・保存し、意思決定の根拠を明確化する体制を早急に整備する必要がある。

iii プログラム等著作権の譲渡及び廃棄手続について

工業技術センターでは、前述のとおり、プログラム等著作権を2件保有している。プログラム等著作権については、法令上、法人等に権利が帰属することが明記されており、職員との利益調整を行う必要がないため、県への権利の承継については職務発明審査会の対象外とされている（【総合意見5参照】）。しかし、権利の譲渡及び放棄は県の権利に関わる重要な事項であり、本来は合議制のもとで審査すべきであるにもかかわらず、現状では職務発明審査会の審査事項に定められておらず、発生の都度、個別決裁により対応している。個別決裁では、複数の専門的見解や客観的検証を踏まえた判断が行われず、意思決定の公正性・妥当性が十分に担保されないおそれがある。

【意見 29】 プログラム等著作権の譲渡及び廃棄手続について

プログラム等著作権の譲渡及び放棄についても、県の権利に関わる事項として職務発明審査会の審査対象に追加し、合議制による審査を経た上で決定する体制を整備することが望まれる。

⑥ 薬品の管理について

i 薬品管理者等の表示について

薬品管理要領および薬品管理手順書では、薬品の保管について下記のとおり定められている。

【薬品管理要領】

(薬品庫)

第7項 購入した薬品には、個々の使用責任者名を明示すること。

【薬品管理手順書】

(別表3) 薬品保管場所表示例

研究室・試験室における表示例



しかし、研究室・試験室を確認したところ、購入した薬品に個々の使用責任者

名が記載されていない薬品が確認されたほか、薬品保管場所の表示においても管理者名が記載されていない箇所があった。

【管理者名の記載がなかった例】



薬品の使用責任者および保管管理者が明確でない場合は、事故等が発生した際に責任の所在が不明確となり、迅速な対応が困難となるおそれがある。また、適切な管理体制が機能しなくなることで、薬品の紛失・盗難等のリスクが高まるといえる。

【指摘事項 23】 薬品管理者等の表示について

薬品管理手順書に基づき、全ての薬品に対して使用責任者名を明記するとともに、薬品保管場所の表示には管理者名を必ず記載する体制を整備し、管理の徹底を図る必要がある。あわせて、表示状況や記載内容を定期的に点検することで、薬品の適正管理及び安全性の確保を強化することが望まれる。

ii 薬品の点検について

薬品管理手順書では薬品の点検として下記事項が記載されている。

6. 点検

- 1) 薬品の保管者は、年に1回（原則として5月）に各自が保管する薬品を点検し、薬品データベースを訂正する。
- 2) 薬品管理委員長は、必要に応じて「薬品管理パトロール」や「薬品管理方法に関する研修会」を開催し、関係職員に周知徹底する。

しかし、薬品の点検については年1回実施されているものの、その実施時期は手順書で定められた5月ではなかった。また、「薬品管理パトロール」については平成29年以降、「薬品管理方法に関する研修会」については平成26年以降、いずれも実施されていなかった。

薬品点検の時期が年度毎に異なる場合は、薬品データベースの更新時期が不規則になり、在庫情報と実態との乖離が生じやすくなるおそれがある。また、薬品

管理パトロールや研修会が長期間実施されていないことで、職員への管理ルールの周知が不十分となり、薬品の不適切な保管・取扱いや事故発生時の対応遅延など、安全管理上のリスクが高まる懸念がある。

【意見 30】 薬品の点検について

薬品の点検については、実務上の運用を踏まえ、必要に応じて手順書に定める時期を見直したうえで、実施時期を明確化し、全体で統一的な運用を図ることが望まれる。また、薬品管理パトロール及び薬品管理方法に関する研修会については、計画的かつ定期的の実施し、職員への管理意識の定着と事故防止体制の強化を図ることが望まれる。さらに、点検結果やパトロール・研修の実施記録を文書として適切に残すことで、管理状況の継続的な把握と改善につながる仕組みを整備することが求められる。

iii 薬品管理委員会の開催について

薬品管理要綱では、下記のとおり、薬品の管理・運営のために「薬品管理委員会」を設置し、薬品庫の保管状況と研究室・試験室における薬品使用実態を点検することが定められている。

(管理体制)

第2条 (略) 薬品の管理・運営のために「薬品管理委員会」を設置する。

(管理体制図)

管理責任者 (次長)

部・所責任者 (各部長及び各支援センター所長)

薬品管理委員会
委員長

委員 (各部及び各支援センター)

第2条-2 薬品の管理運営を行うにあたり、工業技術センター所長は、「委員長」及び「委員」を指名する。任期は1年とする。薬品管理委員会は、薬品庫の保管状況と研究室・試験室における薬品使用実態を点検するものとする。

しかし、近年、薬品点検については薬品管理委員長名で事務連絡を行うのみで、薬品管理委員会は開催されていなかった。本来、薬品管理要綱に基づき、薬品管理委員会を設置し、薬品庫の保管状況及び研究室・試験室における薬品の使用実態を点検・協議する必要があるが、制度が十分に運用されていない状況であった。

委員会が開催されず事務連絡のみで対応している状況では、センター内で十分な情報共有や意思決定が行われず、管理上の課題が組織全体で把握・共有されな

いまま放置されるおそれがある。これにより、薬品庫や研究室・試験室における不備の見逃し、改善策の遅れ、安全管理体制の形骸化といったリスクが高まる。また、規定上定められた組織的な管理プロセスが実施されていないことで、コンプライアンス上の問題が生じる懸念もある。

【指摘事項 24】 薬品管理委員会の開催について

薬品管理要綱に基づき、薬品管理委員会を定期的に開催し、薬品の保管・使用状況や管理体制の課題を組織的に協議・共有する仕組みを運用する必要がある。あわせて、これまで委員長名で実施されていた点検等の事務連絡を委員会の議題として位置付け、議事録等により記録・共有を図ることで、薬品管理体制の実効性と説明責任を強化することが望まれる。

iv 規程と実務の乖離について

平成 18 年度の包括外部監査において薬品管理に関する指摘を受け、改善策として薬品保管手順書等を実情にあったものに改定し、管理を徹底するといった対応を図られていた。

しかし、現状においても下記のとおり、毒物等の管理部署及び薬品の受払に関して、薬品管理要領・薬品管理要綱・薬品管理手順書及び実務との間に乖離が生じていた。

毒物等の管理に関しては、薬品管理要領・要綱・手順書のいずれも管理者を「総務課長」と定められているが、実際の管理者は生産技術部長であった。

また、薬品の受払に関しては、薬品管理要領では薬品庫保管の薬品について出し入れの都度、台帳等に氏名及び薬品名等を記載することとされているのに対し、薬品管理手順書では毒物等の一部の薬品のみ台帳管理とし、それ以外の薬品はデータベースでの管理とされていた。実務では手順書に従っていたが、鍵の借出時及び返却時の台帳への押印が漏れている箇所があった。

【薬品管理要領】

(毒物)

第 4 項 毒物は盗難、紛失を防止するため、薬品庫内の施錠できるセーフティキャビネットに保管し、鍵は総務課長及び各支援センター課長が保管し、貸し出しを行う。

第 5 項 使用者は、出納の都度、品名、使用量、残量を記録するとともに在庫量を確認すること。

(薬品庫)

第 8 項 薬品庫に保管する薬品の出し入れについては、その都度、氏名、薬

品名等を記載すること。

【薬品管理要綱】

(毒物)

第2条-3 毒物の管理は、総務課長及び各支援センター課長が行う。

【薬品管理手順書】

3. 薬品の使用

7) 毒物および特に管理が必要と認められる薬品の使用は次の手順にしたがう。

- ・総務課長（支援センターにおいては副所長、以下同じ）が保管する「毒物および特に管理が必要と認められる薬品類使用台帳」に必要事項を記入のうえ、薬品庫内のセーフティキャビネットの鍵を総務課長から借りる。
- ・使用後、部所長に、使用量、残量の確認を受け、施錠する。
- ・セーフティキャビネットの鍵と毒物および特に管理が必要と認められる薬品類使用台帳を総務課長に返却する。

(アンダーラインは監査人記載)

管理要領及び管理要綱については平成8年の施行以来一度も改定されておらず、手順書や現行の組織体制・実務との間で乖離が生じている。上位規程である管理要領の内容と手順書との間に乖離がある場合、どの基準に従うべきかが不明確となり、職員間で解釈や運用が統一されず、管理の属人化を招くおそれがある。また、手順書と実務との間に乖離がある場合には、手順書が形骸化し、担当者の裁量や慣行に依存した運用となることで、管理水準が一定に保たれず統制の実効性が低下するおそれがある。

【指摘事項 25】 規程と実務の乖離について

管理要領及び管理要綱については、長期間改定が行われていないため、現行の組織体制・運用実態を踏まえた早急な見直しが必要である。

あわせて、手順書についても見直しを行い、管理要領・管理要綱との整合性を確保するとともに、実務と乖離のない運用ルールを定めることが求められる。

さらに、規程の実効性と信頼を維持していくために、必要に応じて規程等の見直しを行えるように組織的に管理していくことが望まれる。

v 長期未利用薬品について

薬品管理要領及び薬品管理手順書では、薬品の保管について下記事項が定められている。

【薬品管理要領】

(薬品庫)

第6項 爆発性薬品の過塩素酸塩・強酸・強アルカリや可燃性溶剤等の危険薬品の購入は必要最低限にとどめ、できるだけ保有しないこと。

【薬品管理手順書】

2. 薬品の入手

1) (略) また、薬品データベースで既存薬品の利用の可能性についても調査し、薬品の購入は必要最小限に留める。

薬品データベースを確認したところ、登録薬品約 3,000 件のうち、800 件以上が平成 21 年度以前に購入されたものであり、長期間にわたり使用されていない薬品が多数保有されていた。

このように長期間使用されていない薬品を多数保有し続けることは、安全管理上のリスクや保管コストの増大につながるおそれがある。

【意見 31】 長期未利用薬品について

薬品在庫の使用状況を精査し、長期間使用されていない劇物等については、利用計画の有無を確認のうえ、不要なものは速やかに廃棄するなど、適正な在庫管理を徹底することが望まれる。特に、一定期間払い出しのない薬品については廃棄対象にするなど、廃棄の基準・ルールを明確に定め、運用する仕組みを整備することが望ましい。

あわせて、購入時には薬品管理手順書に従い、既存薬品の利用の可能性についても調査し、薬品の購入は必要最小限に留めることが望まれる。

vi セーフティキャビネットの鍵の保管について

平成 18 年度包括外部監査においてセーフティキャビネット 3 台について鍵の所在が不明であったとの指摘を受け、県では鍵の管理を徹底するよう周知・徹底を図ってきた。

しかし、今回の監査においても薬品庫内の施錠されたキャビネット 1 台について鍵の所在が不明であり、解錠ができない状態であった。

【鍵が不明なキャビネット】

一番左側のキャビネットの鍵が不明



当該キャビネットについては医薬用外劇物の表示をしていないため、空と推察されることがあるが、鍵の所在が不明なキャビネットが存在する状況では、内部に薬品が残存していた場合においても内容を把握・管理することができず、紛失・盗難・誤使用等の安全管理上のリスクが発生するおそれがある。

【指摘事項 26】 セーフティキャビネットの鍵の保管について

薬品の厳正な保管管理のため、薬品キャビネットの鍵の所在管理について、薬品管理要領等に基づく運用を徹底し、所在不明が生じない体制を早急に構築する必要がある。

⑦ 高圧ガスの管理について

i 県指針と手順書の不整合について

兵庫県が定める「兵庫県高圧ガス容器保安対策指針」では、下記のとおり、供給事業者及び消費事業者に対し、同一容器による供給・使用は原則1年以内とし、使用済容器は速やかに返却することが求められている。

【兵庫県高圧ガス容器保安対策指針】

第4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は次の措置をとるように努める。

- 6 原則として1年以上同じ容器による供給を継続しない。

第5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は次の措置をとるように努める。

8 使用済容器は直ちに供給事業者へ引き渡すこととし、使用中の容器であっても、原則として1年以上同じ容器により継続して使用しない。

一方、工業技術センターにおける高圧ガス管理手順書では、下記のとおり、「購入日から4年以上経過したボンベを原則返却」としており、県の指針と返却時期に明確な差異がある。また、手順書には4年以上の継続使用を認める規定もあり、県の指針の趣旨である長期使用の抑制及び保安確保と整合していない。

【高圧ガス管理手順書】

4. 実施手順

(5) 点検

購入日から4年以上経過したボンベは原則業者に返却するものとする。

引き続き使用しなければならないときは、保管者は高圧ガス管理状況点検・是正報告（是正状況）に継続理由を明らかにし利用する。購入から11年以上経過したボンベの使用は禁止する。

現状、県の指針と手順書の基準が一致しておらず、担当者による判断・運用に差が生じるおそれがある。また、県の指針に反する基準での運用が続くことにより、コンプライアンス上の問題が発生する可能性がある。さらに、返却時期の長期化によりガス容器の劣化等が進行し、ガス漏れや破裂等の重大事故リスクが高まる。

【指摘事項 27】 県指針と手順書の不整合について

高圧ガス管理手順書について、県の指針との整合を早急に図る必要がある。具体的には、手順書を改定し、「使用済容器は直ちに供給事業者へ引き渡す」及び「使用中の容器であっても原則1年以内に返却」といった県の指針の内容を反映すること等が求められる。これにより、県の指針との整合性を確保するとともに、安全管理体制の強化を図る必要がある。

ii 高圧ガス容器の長期間未返却について

工業技術センターにおける高圧ガス容器のデータベースを確認したところ、保管されている高圧ガス容器のうち、75件（61.5%）が県の指針に反し、1年以上継続して使用されていた。

さらに、手順書の原則返却対象とされている4年以上を経過して使用されているガス容器が47件（38.5%）、そのうち、手順書で使用が禁止されている11年以上を経過して使用されているガス容器が8件（6.5%）あった。最も古いものは1997年12月に入荷されたガス容器であり、購入から27年以上が経過していた。

【高圧ガス容器の保管期間】

保管期間* ¹	件数	割合
1年未満	47	38.5%
1年以上～4年未満	28* ²	23.0%
4年以上～11年未満	39* ³	32.0%
11年以上	8	6.5%
合計	122	100.0%

(注) 1 2025年9月25日までの保管期間

2 消防法対象ガス1件、毒性ガス1件 含む

3 消防法対象ガス3件、毒性ガス1件 含む

このように、高圧ガス容器を長期間返却せずに使用し続けている現状は、容器の劣化や腐食等を進行させ、ガス漏れや破裂といった事故を招く危険性を高めるものである。特に、消防法対象ガスや毒性ガスなど厳重な管理が求められるガスについても長期間使用されており、万一事故が発生した場合には被害が重大化するおそれがある。

また、こうした状態が継続していることは、県の指針及び手順書に反する運用が常態化していることを意味しており、安全管理体制の形骸化を招いている。

【指摘事項 28】 高圧ガス容器の長期間未返却について

1年以上使用し続けている高圧ガス容器については、県の指針に基づき、早急に返却する等の対応を行う必要がある。特に、消防法対象ガスや毒性ガス等危険性の高い容器については優先的に返却等を行い、安全性を確保する必要がある。さらに、返却状況を定期的に点検・報告し、管理状況を可視化する仕組みを適切に運用することで、長期使用の防止及び安全管理体制の強化を図ることが求められる。

iii 高圧ガス管理委員会の開催について

工業技術センターでは、下記のとおり、高圧ガス管理委員会設置要綱を定め、高圧ガスの適正な管理により人的及び物的損害を防止し、公共の安全の確保を図ることとしている。

【高圧ガス管理委員会設置要綱】

(目的)

第1条 高圧ガス管理委員会（以下「委員会」という）は、工業技術センターにおける高圧ガスの購入、保管、点検等の適正な管理を行うことにより、人

的及び物的損害を防止し、公共の安全の確保することを目的とする
(業務)

第2条 委員会は、次の業務を所轄する。

- (1) 各部所の高圧ガスの管理状況等の点検
- (2) 高圧ガス管理データベースの保守・運用
- (3) 高圧ガス全般に係る連絡事項

高圧ガス管理委員会は、高圧ガスの管理状況の点検、データベースの運用状況の確認、各部所間におけるリスク共有など、組織全体の安全管理における中核的役割を担っている。しかし、平成21年度の初回開催以降、一度も委員会が開催されておらず、組織的なチェック機能が長期間にわたり機能していなかった。

その結果、各部所における管理状況が十分に把握・共有されず、長期使用容器の放置等の不備が継続していたと考えられる。

【指摘事項 29】 高圧ガス管理委員会の開催について

高圧ガス管理体制の実効性を確保するため、高圧ガス管理委員会を定期的に開催し、各部所における高圧ガス容器の管理状況などについて組織的に共有・協議する必要がある。

また、委員会における審議内容及び判断は議事録として記録・保存し、改善状況を継続的にフォローアップする体制を構築することが望まれる。これにより、長期使用の防止やリスクの早期発見・是正が可能となり、安全管理体制の強化と説明責任の明確化が図られる。

iv 高圧ガス取扱者への教育・訓練について

工業技術センターでは、下記のとおり、高圧ガス緊急事態対策手順書にて、年1回(4月)高圧ガス取扱者に教育・訓練を行うことを定めているが、実施されていなかった。

【高圧ガス緊急事態対策手順書】

4. 実施手順

(4) 実施基準

- ・部・支援センター責任者は、年1回(4月)に実施手順を高圧ガス取扱者に周知徹底するために教育・訓練を行う。教育には高圧ガス安全ガスマニュアルを活用する。

高圧ガス取扱者への教育・訓練は、事故発生時の初動対応や緊急時のリスク低減に直結する重要な安全管理措置であるにもかかわらず、実施されていなかったため、事故発生時の現場の対応力や危機管理意識の低下が懸念される。また、緊

急時対応手順の周知不足により、管理体制の実効性が損なわれるおそれもある。

【指摘事項 30】 高圧ガス取扱者への教育・訓練について

手順書に基づき、毎年度の定期的な教育・訓練を確実に実施する体制を整備する必要がある。特に、教育・訓練内容、実施状況、出席者、対応上の課題等を記録として適切に残し、これを踏まえて継続的な改善を図ることが重要である。さらに、新任者や取扱経験の浅い職員がいる場合には重点的に教育を行うことで、緊急時に即応できる体制の強化を図る必要がある。

⑧ 備品の管理について

i 備品及び物品の棚卸について

兵庫県の規則等によると、物品管理について下記のとおりに定められている。

財務規則 第 190 条（自己検査）

部局長又はかい長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない。

財務規則の運用について 第 13 検査に関する事項（2）

自己検査については、少なくとも隔月に 1 回はこれを励行すること。
ただし、次に掲げる帳簿については、現在高に異動があった月のほか年に 1 回以上自己検査を行うものとする。

ウ 備品出納簿

また、兵庫県では 10 万円以上の物品で、使用耐用期間がおおむね 1 年以上にわたるものを備品として管理対象としており、また車両や 200 万円以上の工作機械等の備品類は重要物品として管理されている。

これに対して、工業技術センター（神戸）では年 1 回、令和 6 年度では 4 月中旬に各担当者が使用及び管理する備品の棚卸を実施し点検結果を報告されているということであるが、自己検査記録表 1 枚に実施したサイン又は捺印があるのみで、実際にどのように各備品の担当を割当て、どのように実施するかを計画した書類や実際に備品と台帳が照合した証跡が確認できないため、アイテムごとに台帳との照合ができていないことが確認できなかった。

【意見 32】 物品の棚卸について

毎期、定期的に備品出納簿の全数を確認し、適切な物品管理を行えるように施設に見合った自己検査の方針を策定し、物品の棚卸手続を見直し、計画に基

づき実施した棚卸の証跡を残しておくべきである。

また、往査日において、平成 24 年の購入価格が 26 百万円の重要物品（光機能素子作製・評価装置）他 1 点について現物の確認と保管状況の監査を実施した際に、当該研究装置を使用していた担当者が既に退職されており現物の所在が確認できなかった。物品管理台帳には、保管場所欄に施設内の部署又は部屋名が登録されているが、保管場所が空欄となっている備品が散見される状況であった。特に本件のような高額な重要物品については、第三者でも確認できるよう現物の保管場所を明確にしておくような管理体制が必要である。

【指摘事項 31】物品の保管場所登録について

物品の棚卸を効率的に実施できるよう物品管理台帳に漏れなく登録し、管理担当者が常時、確認できる体制を整えておくべきである。

ii 使用見込みのない備品について

使用見込みのない備品について、財務規則では下記のとおり定められている。

財務規則第 146 条（使用に耐えない物品等の報告）

職員は、その使用中の物品が使用に耐えなくなったとき、又は不用となったときは、直ちにその旨を物品管理者に申し出なければならない。

工業技術センターでは 500 万円以上の重要物品、主に研究用の機器・装置について、年間の使用日数を年 1 回集計している。使用実績が少ないものについては、当該担当者がその理由と将来の使用見込を確認している。備品を廃棄するか否かの実務上の基準はなく、新型機器の購入時の入替えやメーカーの修理部品の扱い状況や修理対応ができなくなった等で処分時期を個別判断している。令和 6 年度の使用実績がない機器・装置について、未使用の理由と今後の使用可能性について確認したところ、以下のとおりであった。

- ・ 故障中につき、使用することができない
- ・ 研究に使用したい需要がほぼない
- ・ 特定用途のため取得したため、現在では他の用途で転用できない
- ・ 当該研究機器・装置を使用し研究していた担当者が退職し、その研究を引き継ぐものがいなかったため

【意見 33】使用見込みのない備品について

未使用又は修理不能な備品については、廃棄手続の方針を明確化したうえで、

研究需要の有無及び修繕の可否を整理し、不要と判断される備品は財務規則に基づき速やかに廃棄や譲渡等の適切な処分を行う必要がある。

また、公的研究機関として研究機器の属人化を是正し、担当者不在による遊休化を防止するため、複数職員による共有管理や操作技術の引継ぎを確実に行えるような体制を整備する必要がある。

⑨ その他

i 県政改革方針実施状況報告書の記載誤りについて

令和6年度県政改革方針実施状況報告書では、下記のとおり、外部資金の獲得額について 99,066 千円（内訳 科学研究費等競争資金 10,682 千円、受託研究等 88,384 千円）と記載されている。

【外部資金の獲得額の状況】

単位：千円

獲得目標	令和6年度 目標	令和6年度 実績	令和6年度	
			科学研究費 等競争資金	受託研究等
過去10年間の外部 資金研究費の平均	100,000	99,066	10,682	88,384

しかし、受託研究等の実際の金額は下記のとおり 87,790 千円であり、県政改革方針実施状況報告書では一部項目が二重に集計されていた結果、外部資金の獲得額が 594 千円過大に計上されていた。

単位：千円

受託研究等の内訳	金額
共同・受託研究	17,733
テクノトライアル事業	32,577
機器利用料	36,459
依頼試験	1,020
合計	87,790

県政改革方針実施状況報告書は、県の改革目標の進捗を対外的に示す基礎資料であり、記載内容に誤りがあれば実施状況を正確に把握できなくなるおそれがある。さらに、外部への説明責任を果たせず、行政運営の透明性・信頼性を損なうリスクがある。

【指摘事項 32】 県政改革方針実施状況報告書の記載誤りについて

誤った数値が看過されて公表されることのないよう、外部資金額の集計・報告にあたっては、集計根拠を明確にするとともに、複数の担当部門によるチェックを行う仕組み等を整備し、情報の信頼性を確保する必要がある。

イ. 繊維工業技術支援センター



主な業務内容

- ・ 県内の繊維産業、特に中小企業や地場産業の活性化のために下記 3 点を支援
 - 技術力と独創的技術の自主開発
 - 生産技術の向上による合理化・省力化
 - 高度化技術による新製品開発と高付加価値化

① 薬品の管理について

i 長期未利用薬品について

薬品管理要領及び薬品管理手順書では、薬品の保管について下記事項が定められている。

【薬品管理要領】

(薬品庫) 第 6 項 爆発性薬品の過塩素酸塩・強酸・強アルカリや可燃性溶剤等の危険薬品の購入は必要最低限にとどめ、できるだけ保有しないこと。

【薬品管理手順書】

2. 薬品の入手

1) (略) また、薬品データベースで既存薬品の利用の可能性についても調査し、薬品の購入は必要最小限に留める。

薬品データベースを確認したところ、登録薬品 474 件のうち、257 件がデータベース運用開始（平成 21 年度）以前に購入されたものであり、長期間にわたり使用されていない薬品が多数保有されていた。

また、他の研究員が購入した薬品を使用せず、自身の研究費で新たに購入するなどの理由により、既に同一の薬品を保有しているにもかかわらず、重複して購入されている事例があった。

【重複して購入している薬品（一例）】

薬品名	入荷日	分類	数量
メタノール	平成 22 年 3 月 22 日	劇物/危険物	3L×1
メタノール	令和 7 年 8 月 8 日	劇物/危険物	3L×1
メタノール	令和 7 年 8 月 8 日	劇物/危険物	3L×1
クロロホルム	平成 21 年 3 月 31 日*	劇物	500ml×1
クロロホルム	平成 21 年 3 月 31 日*	劇物	500ml×1
クロロホルム	平成 22 年 2 月 25 日	劇物	500ml×1
クロロホルム	平成 22 年 2 月 25 日	劇物	500ml×1
クロロホルム	平成 22 年 2 月 25 日	劇物	500ml×1
クロロホルム	平成 27 年 3 月 16 日	劇物	500ml×1
クロロホルム	令和 4 年 3 月 24 日	劇物	3L×1

(注) 薬品データベースへの登録日

長期間使用されていない薬品を保有し続けることは、安全管理上のリスクや保管コストの増大につながる。また、薬品の重複購入は、研究資源の有効活用を妨げるとともに、不必要な経費の増大につながるおそれがある。

【意見 34】長期未利用薬品について

薬品在庫の使用状況を精査し、長期間使用されていない劇物等については、利用計画の有無を確認のうえ、不要なものは速やかに廃棄するなど、適正な在庫管理を徹底することが望まれる。特に、一定期間払い出しのない薬品については廃棄対象にするなど、廃棄の基準・ルールを明確に定め、運用する仕組みを整備することが望ましい。

あわせて、購入時には薬品管理手順書に従い、既存薬品の利用の可能性についても調査し、薬品の購入は必要最小限に留めることが望まれる。

ii 不要薬品の廃棄について

薬品管理手順書では、不要薬品について下記のとおり定められている。

5. 不要薬品の抽出

4) 薬品管理委員長は、できるだけすみやかに不要薬品を廃棄するための予算要求を行う。

また、平成 18 年度の包括外部監査において不要薬品の処分に関する指摘があり、工業技術センターにおいては、基本的に年に 1 回不要薬品を抽出し、業者による廃棄処分を実施しているとのことであった。

しかし、繊維工業技術支援センターでは長寿命化工事に合わせて令和元年度に不要薬品を処分して以降、不要薬品の廃棄は実施されておらず、センター内で保管されたままの状況であった。

【センター内で保管されていた不要薬品】



このように、不要薬品が長期間にわたり保管されている状況は、薬品管理手順書の趣旨にも反するものであり、また、安全管理上のリスクや保管スペースの圧迫を招く要因となっている。

【指摘事項 33】 不要薬品の廃棄について

薬品管理手順書に基づき、不要薬品の廃棄処分を定期的かつ確実に実施する体制を早急に整備する必要がある。

また、現行の薬品管理手順書では「できるだけすみやかに不要薬品を廃棄するための予算要求を行う」との抽象的な規定となっているため、廃棄時期や頻度、手続の責任主体及び具体的な手順を明確に定めるよう手順書を改訂し、実効性のある運用基準を整備することが求められる。

② 高圧ガスの管理について

i 高圧ガス容器の長期間未返却について

繊維工業技術支援センターにおける高圧ガス容器のデータベースを確認したところ、保管されている高圧ガス容器のうち、3件(60.0%)が県の指針に反し、1年以上継続して使用されていた。

さらに、手順書の原則返却対象とされている4年以上を経過して使用されているガス容器が2件(40.0%)あった。

【高圧ガス容器の保管期間】

保管期間*1	件数	割合
1年未満	2	40.0%
1年以上～4年未満	1	20.0%
4年以上～11年未満	2	40.0%
11年以上	0	-%
合計	5	100.0%

(注) 1 2025年9月25日までの保管期間

このように、高圧ガス容器を長期間返却せずに使用し続けている現状は、容器の劣化や腐食等を進行させ、ガス漏れや破裂といった事故を招く危険性を高めるものである。

また、こうした状態が継続していることは、県の指針および手順書に反する運用が常態化していることを意味しており、安全管理体制の形骸化を招いている。

【指摘事項 34】 高圧ガス容器の長期間未返却について

1年以上使用し続けている高圧ガス容器については、県の指針に基づき、早急に返却する等の対応を行う必要がある。また、返却状況を定期的に点検・報告し、管理状況を可視化する仕組みを適切に運用することで、長期使用の防止および安全管理体制の強化を図ることが求められる。

ii 高圧ガス取扱者への教育・訓練について

工業技術センターでは、下記のとおり、高圧ガス緊急事態対策手順書にて、年

1回（4月）高圧ガス取扱者に教育・訓練を行うことを定めているが、繊維工業技術支援センターでは実施されていなかった。

【高圧ガス緊急事態対策手順書】

4. 実施手順

(4)実施基準

- ・部・支援センター責任者は、年1回（4月）に実施手順を高圧ガス取扱者に周知徹底するために教育・訓練を行う。教育には高圧ガス安全ガスマニュアルを活用する。

高圧ガス取扱者への教育・訓練は、事故発生時の初動対応や緊急時のリスク低減に直結する重要な安全管理措置である。しかし、年1回実施することが手順書に定められているにもかかわらず、実施されていなかったため、現場の対応力や危機管理意識の低下が懸念される。また、緊急時対応手順の周知不足により、管理体制の実効性が損なわれるおそれもある。

【指摘事項 35】 高圧ガス取扱者への教育・訓練について

手順書に基づき、毎年度の定期的な教育・訓練を確実に実施する体制を整備する必要がある。特に、教育・訓練内容、実施状況、出席者、対応上の課題等を記録として適切に残し、これを踏まえて継続的な改善を図ることが重要である。さらに、新任者や取扱経験の浅い職員がいる場合には重点的に教育を行うことで、緊急時に即応できる体制の強化を図る必要がある。

③ 備品の管理について

i 不明備品について

「兵庫県公共施設等総合管理計画」に基づき令和元年から令和2年にかけて大規模な改修工事である「長寿命化改修工事」を実施した際に不明物品が多く発生した（発見された）。これらは物品台帳上、「処分済みと推定」「調査中」と記載され、前者は48件で計26,160千円、後者は28件で計15,678千円に上っている。工事完了から既に5年以上経過しており、少なくとも処分済みと推定されたものについては早急に処分手続きを進めるべきである。

【指摘事項 36】 不明物品について

処分済みと推定された物品については早急に処分手続きを進めるべきである。

ii 備品の現物確認について

備品の定期的な現物確認（棚卸）が実施されていない。実際に重要備品の実

査をしたところリストに載っていない機器も存在した。上記「不明物品について」で記載した「調査中」の物品は棚卸をしない限りその処理が確定できないため、毎年定期的に棚卸を行い現物が存在しないと判断したものについては処分手続きを行うべきである。

【指摘事項 37】 備品棚卸について

実物が見つからず「調査中」の物品は棚卸をしない限りその処理が確定できないため、毎年定期的に棚卸を行い現物が存在しないと判断したものについては処分手続きを行うべきである。

ウ. 皮革工業技術支援センター



主な業務内容

・皮革業界を支援するために下記事業を実施し、県下の皮革業界と二次加工業界のさらなる発展のために技術的支援を進めている。

- 兵庫県皮革大学校などの研修制度による人材育成
- 製革及び関連業界の情報の収集と発信
- 製革技術・副産物利用・二次加工に関する研究

① 薬品の管理について

i 長期未利用薬品について

薬品データベースを確認したところ、長期間にわたり使用されておらず、本来

であれば廃棄対象とすべきところ、今後の使用可能性を完全には否定できないことを理由に、継続して保有されている薬品が多数確認された。

しかし、長期間使用されていない薬品を保有し続けることは、安全管理上のリスクや保管コストの増大につながる要因となる。

【意見 35】 長期未利用薬品について

長期間使用されていない薬品については、利用計画の有無を確認のうえ、不要なものは速やかに廃棄するなど、適正な在庫管理を徹底することが望まれる。特に、一定期間払い出しのない薬品については廃棄対象にするなど、廃棄の基準・ルールを明確に定め、運用する仕組みを整備することが望ましい。

ii 薬品管理の引継について

薬品管理手順書では、退職により保管者が不在となる薬品について、薬品データベース上で「保管者の変更」又は「不要」の処理を行い、各処理に応じた取り扱いを行う旨が定められている。

【薬品管理手順書】

4. 薬品の保管

4) 退職や異動によって保管者が不在になる薬品は、薬品の保管者が薬品データベースで「保管者の変更」や「不要」の処理を行い、各処理に準じた取り扱いを行う。

しかし、退職した職員が管理していた薬品約 80 本（うち、劇物及び危険物 17 本）について、「後日引き取り予定」との理由によりセンター内に保管されたままとなっており、当該薬品は薬品データベースにも登録されていなかった。また、この他にも薬品データベースの運用開始（平成 21 年 4 月）以前から保管されている薬品について未登録のまま個人管理に委ねられていたものが散在しており、劇物及び危険物を含む一部薬品について管理主体が不明確な状況となっていた。

【退職者が保管を依頼した薬品】

試薬約 80 本、うち、17 本が劇物及び危険物。



このように、退職や異動時の薬品の引継ぎが徹底されず未登録薬品が残存している状態では、劇物及び危険物の所在管理が不十分となり、紛失・誤使用・盗難などの安全管理上の重大な問題を招くおそれがある。また、簿外薬品の発生によりデータベースによる統一的な管理が機能しなくなり、管理責任の所在も不明確となる結果、安全管理上の問題が発生した際に原因究明や対応が遅れるおそれがある。

【指摘事項 38】薬品管理の引継について

退職や異動に伴う薬品の引継ぎにおいては、管理監督職が退職者や異動者に確認を行い、薬品データベースにおいて「保管者の変更」又は「不要」などの必要な処理を確実に実施することを徹底する必要がある。また、現行の薬品管理手順書に、退職や異動時における引継ぎの内容や確認項目、運用手順をより詳細に定めることで手続の漏れを防止し、薬品管理の実効性を高める必要がある。さらに、薬品データベース導入以前からの未登録薬品については棚卸を実施し、速やかにデータベースへ登録するとともに、不要な薬品については適切に廃棄又は処分することが求められる。

iii 薬品の保管について

上記の管理対象外の薬品が存在する課題に加え、把握されている薬品の保管方法についても、薬品管理手順書に従った管理が行われていない状況が確認された。

薬品管理手順書では、薬品庫及び劇物を保管する薬品キャビネットについては「必ず施錠する」旨を定めているほか、薬品保管場所には「医薬用外劇物」等の所定の表示を行う旨が定められている。

【薬品管理手順書】

4. 薬品の保管

3) 「薬品庫」およびその他の劇物を保管する「薬品キャビネット」は必ず施錠する。

(別表3)薬品保管場所表示例

薬品庫内における表示



研究室・試験室における表示例



しかし、薬品庫を確認したところ、薬品庫自体は施錠されていたものの、薬品庫内の薬品キャビネットは施錠されていなかった。

また、薬品庫内において劇物を保管しているにもかかわらず、医薬用外劇物の表示がされていなかった。同様に、研究室・試験室においても薬品保管場所に所定の表示がされていなかった。

【薬品庫】



(薬品キャビネット)



(薬品キャビネット)

薬品庫および薬品キャビネットの両方を施錠することにより、薬品の受払時の事務手続が煩雑になるとの実情があるほか、薬品キャビネットには鍵が付いておらず、新規購入が必要であるとのことであった。

しかし、施錠管理や表示が適切に行われていない状態では、劇物の盗難や紛失、不正使用等のリスクが高まり、安全管理上の重大な問題を招くおそれがある。また、法令及び薬品管理手順書に定められた保管義務を遵守していないことから、管理体制の不備として行政的責任を問われる可能性がある。

このため、これらの事情を踏まえつつも、劇物等の管理においては安全性の確保が最優先であり、法令及び薬品管理手順書に従った管理を徹底することが必要不可欠である。

【指摘事項 39】 薬品の保管について

薬品の適正管理及び安全性確保の観点から、薬品キャビネットについては管理手順書に基づく施錠管理を速やかに徹底する必要がある。あわせて、保管庫への「医薬用外劇物」の表示を確実に実施し、施錠管理と一体的に運用することで、薬品管理体制の強化及び安全性の向上を図る必要がある。

② 高圧ガスの管理について

i 高圧ガス容器の長期間未返却について

皮革工業技術支援センターにおける高圧ガス容器のデータベースを確認したところ、保管されている高圧ガス容器5本全てが県の指針に反し、1年以上継続して使用されていた。

【高圧ガス容器の保管期間】

保管期間*1	件数	割合
1年未満	0	-%
1年以上～4年未満	5	100.0%
4年以上～11年未満	0	-%
11年以上	0	-%
合計	5	100.0%

(注) 1 2025年9月25日までの保管期間

当該センターにおける使用期間はいずれも1年以上4年未満であり、他のセンターのように極端に長期の使用が見られる状況ではないものの、返却を行わずに使用を継続している状態が続くと容器の劣化や腐食等を進行させ、ガス漏れや破裂といった事故の可能性が高まる。

また、県の指針に反する運用が常態化しており、安全管理体制の形骸化を招いているといえる。

【指摘事項 40】 高圧ガス容器の長期間未返却について

1年以上使用し続けている高圧ガス容器については、県の指針に基づき、早急に返却する等の対応を行う必要がある。また、返却状況を定期的に点検・報告し、管理状況を可視化する仕組みを適切に運用することで、長期使用の防止及び安全管理体制の強化を図ることが求められる。

ii 高圧ガス取扱者への教育・訓練について

工業技術センターでは、下記のとおり、高圧ガス緊急事態対策手順書にて、年1回（4月）高圧ガス取扱者に教育・訓練を行うことを定めているが、皮革工業技術支援センターでは実施されていなかった。

【高圧ガス緊急事態対策手順書】

4. 実施手順

(4) 実施基準

- ・部・支援センター責任者は、年1回（4月）に実施手順を高圧ガス取扱者に周知徹底するために教育・訓練を行う。教育には高圧ガス安全ガスマニュアルを活用する。

高圧ガス取扱者への教育・訓練は、事故発生時の初動対応や緊急時のリスク低減に直結する重要な安全管理措置である。しかし、年1回実施することが手順書に定められているにもかかわらず、実施されていなかったため、現場の対応力や危機管理意識の低下が懸念される。また、緊急時対応手順の周知不足により、管理体制の実効性が損なわれるおそれもある。

【指摘事項 41】 高圧ガス取扱者への教育・訓練について

手順書に基づき、毎年度の定期的な教育・訓練を確実に実施する体制を整備する必要がある。特に、教育・訓練内容、実施状況、出席者、対応上の課題等を記録として適切に残し、これを踏まえて継続的な改善を図ることが重要である。さらに、新任者や取扱経験の浅い職員がいる場合には重点的に教育を行うことで、緊急時に即応できる体制の強化を図る必要がある。

③ 備品の管理について

i 技術の承継について

備品の現物を確認した際、長期間利用されていない備品が散見された。

例えば500万円以上の重要物品に関して令和5年と令和6年の利用実績を見る

と、工作用機械では5台のうち1台が令和5年度に2日間利用されただけであり、また理化学機械及び計測機械では8台（令和6年度は7台）のうち1台は令和6年度に33日間利用されたが、その他は全て0日～10日間以下の利用に留まっている。

利用日数が少なくなっている主な理由としては、プロパー職員で約25年間人員補充がなく当時と比べ職員数は約半減している状態であり、機械を使用する技術が承継されていないため動かさないものが存在する、また現在ではそのような機械を利用するニーズも少なくなっている、といったものであった。

当センターのような施設では技術の承継は利用者へのサービス水準を維持していくための極めて重要な事項であると思われる。県財政を鑑みると職員数の減少は致し方ない面もあるとはいえ、設備の有効利用やサービス水準の維持のためには人数が減っても技術を承継していけるよう、長期的な観点での職員採用や引継に際しての工夫が重要であると思われる。

加えて利用者のニーズも加味し、今後利用見込みのない機械は定期的に廃棄することが必要である。

【意見 36】 技術の承継等について

設備の有効利用やサービス水準の維持のためには人数が減っても技術を承継していけるよう、長期的な観点での職員採用や引継に際しての工夫が重要であると思われる。

加えて利用者のニーズも加味し、今後利用見込みのない機械は定期的に廃棄することが必要である。

4. 福祉のまちづくり研究所

(1) 施設等の概要

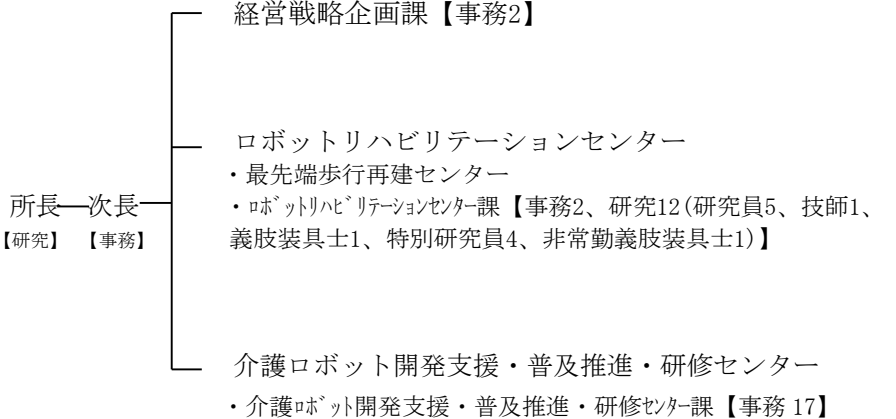
① 外観



② 施設概要

1. 機関名	兵庫県立福祉のまちづくり研究所
2. 所在地	神戸市西区曙町 1070
3. 設置根拠 規則等	兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置及び管理に関する条例（平成 5 年 10 月 8 日条例 30 号）改正平成 18 年 3 月 24 日条例 2 号（第 4 条管理：指定管理者制度関係）、改正平成 21 年 4 月 1 日条例 17 号（家庭介護・リハビリ研修センターとの一体化に伴う整備）
4. 設置目的	すべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するための工学等に関する総合的な研究開発並びに介護及びリハビリテーションに関する研修等を行うとともに、それらの成果を広く県民に提供する。
5. 所掌業務	1 福祉のまちづくりを推進するための福祉用具、住宅その他の建築物、道路等（以下「福祉用具等」という。）の研究開発を行うこと 2 福祉のまちづくりを推進するために研究開発を行った福祉用具等を展示し、及びこれを県民の利用に供すること 3 介護に関する研修およびリハビリテーションに関する専門的な研修を行うこと 4 福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供を行うこと 5 福祉のまちづくりに関する相談に応じること 6 身体障害者の更生に必要な義肢及び装具の製作及び修理を行うこと 7 市町、他の研究機関等との相互協力を行うこと 8 前各号に掲げるもののほか、研究所の目的を達成するために必要な業務
6. 内部組織	・経営戦略企画課 ・ロボットリハビリテーションセンター

	<p>最先端歩行再建センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボットリハビリテーションセンター ロボットリハビリテーションセンター課 ・介護ロボット開発支援・普及推進・研修センター 介護ロボット開発支援・普及推進・研修センター課
7. 部等の事務	<ul style="list-style-type: none"> ○経営戦略企画課 <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産の管理・運用 ○ロボットリハビリテーションセンター <ul style="list-style-type: none"> 最先端歩行再建センター <ul style="list-style-type: none"> ・人間装着型ロボットを用いたリハビリ手法の開発・確立・普及 ○ロボットリハビリテーションセンター <ul style="list-style-type: none"> ロボットリハビリテーションセンター課 <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術の研究開発 ・安全安心なまちづくり・すまいづくりの支援等に関する調査研究 ・福祉用具等の研究開発 ・小児筋電義手バンクの運営 ○介護ロボット開発支援・普及推進・研修センター <ul style="list-style-type: none"> 介護ロボット開発支援・普及推進・研修センター課 <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット・高機能自立支援機器等の実証評価・導入支援 ・福祉用具の普及啓発（福祉用具展示ホールの運営等） ・障害者・高齢者支援の要となる人材育成のための研修の実施
8. 沿革	<p>《設立前》</p> <p>昭和46年4月 「兵庫県立姫路義肢修理所」の事業が社会福祉事業団へ受託されたことに伴い「義肢装具開発課」を設置</p> <p>52年7月 全国に先駆け福祉機器展示場を持ち技術相談、情報収集提供、技術サービス部門として「生活科学課」を設置</p> <p>《設立準備》</p> <p>平成 4年10月 全国の都道府県に先駆け県は「福祉のまちづくり条例」を制定</p> <p>5年4月 県福祉部長寿社会政策局企画室内に「設立準備室」を設置</p> <p>《設立》</p> <p>5年11月 「福祉のまちづくり工学研究所」設立 企画情報課、研究第一課、研究第二課の3課体制</p> <p>8年 4月 研究第三課、研究第四課を加え5課体制に</p> <p>8年11月 新研究棟竣工</p> <p>《その他》</p> <p>17年 9月 文部科学省により「科学研究費補助金を受けるための学術研究機関」として認定</p> <p>21年 4月 家庭介護・リハビリ研修センターと統合し、名称を「福祉のまちづくり研究所」と改称</p> <p>23年 4月 中央病院ロボットリハビリテーションセンター開設</p> <p>24年 4月 中央病院ロボットリハビリテーションセンター支援開始</p> <p>25年 4月 ロボットリハビリテーション普及推進事業受託 (ロボットリハビリテーションプロジェクトチーム設置)</p> <p>26年 6月 リハビリテーション中央病院に小児筋電義手バンクを開設</p> <p>27年 4月 研究2グループ体制を研究課に改編し、「ロボットテクノロジー」「居住支援」「移動支援」の研究ミッション体</p>

	<p>制へ移行</p> <p>28年 4月 ロボットリハビリテーションセンター及び小児筋電義手バンクの運営をリハビリテーション中央病院から研究所に移管。企画情報課及び家庭介護リハビリ研修センター課を廃止し、ロボットリハビリテーションセンター課及び研修課を設置</p> <p>29年10月 企業の介護ロボット開発を支援する開発支援窓口を開設</p> <p>30年11月 「次世代型住モデル空間」を開設（介護ロボットに関する企業への開発支援や福祉現場への導入支援を推進）</p> <p>31年 4月 「介護ロボット開発支援・普及推進センター」を開設（実用的な介護ロボット等の開発・導入支援、普及を推進）</p> <p>令和 2年 4月 「経営戦略企画課」を設置 （知的財産の管理・運用を中心とした事業推進体制の強化） 介護ロボット開発支援・普及推進センターを「介護ロボット開発支援・普及推進・研修センター」に改編 「介護ロボット開発支援・普及推進・研修センター課」を設置（介護ロボット等の開発・導入支援と普及、福祉人材の育成に資する研修の有機的な機能連携） 研究課を廃止し、研究機能をロボットリハビリテーションセンター課に統合（「ロボットテクノロジー」及び「AI・コミュニケーション」の2つの研究ミッションによる重点項目に集中した研究体制の構築） 研修課を廃止し、研修機能を介護ロボット開発支援・普及推進・研修センター課に統合（有機的な機能連携による業務の推進） 「ニーズ・シーズ 介護ロボサロン」を開設（実用的な介護ロボット等の開発に向けた福祉現場と開発企業の交流会を創出する場等に活用）</p> <p>3年 4月 ロボットリハビリテーションセンターに「最先端歩行再建センター」を開設（人間装着型ロボットを用いたリハビリ手法の開発・確立・普及を推進）</p>
<p>9. 組織図 （令和6年4月1日現在）</p>	 <pre> graph TD A["所長—次長 【研究】 【事務】"] --- B["経営戦略企画課【事務2】"] A --- C["ロボットリハビリテーションセンター ・最先端歩行再建センター ・ロボットリハビリテーションセンター課【事務2、研究12(研究員5、技師1、義肢装具士1、特別研究員4、非常勤義肢装具士1)】"] A --- D["介護ロボット開発支援・普及推進・研修センター ・介護ロボット開発支援・普及推進・研修センター課【事務17】"] </pre>

10. 職員数の推移

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事務職	23名	24名	23名	24名	22名
研究職	12名	10名	13名	13名	13名
うち正規・特別	9名	8名	11名	11名	12名
うち非常勤	3名	2名	2名	2名	1名
合 計	35名	34名	36名	37名	35名
研究職平均年齢	50.3歳	48.2歳	45.1歳	45.5歳	43.8歳

11. 実施業務数の推移

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研究課題	4	4	4	4	4
新規研究	1	2	1	0	2
継続研究	3	2	3	4	2
普及指導	238	220	226	274	395
試験分析※					

※試験分析は該当なし

12. 事業費の推移

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	93,449	97,430	97,694	103,646	109,736
試験研究費	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
事業費	15,962	14,022	14,496	14,442	14,379
施設維持費	44,636	44,712	37,148	37,148	61,164
合 計	160,547	162,664	155,838	161,736	191,779

※全額一般財源

13. 競争的資金等外部資金獲得状況

(単位 上段：件数(件) 下段：金額(千円))

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
競争的資金	2	3	4	3	7
	2,795	4,875	4,226	4,680	13,588
受託・共同研究	2	1	1	1	1
	5,701	685	1,300	3,900	3,000
合 計	4	4	5	4	8
	8,496	5,560	5,526	8,580	16,588

14. 試験分析手数料等収入の状況

該当なし

15 施設・
設備の状況

(1) 土地の状況 (令和6年4月1日現在)

所在地	地目	公有財産 台帳面積	備考
神戸市西区曙1070	宅地	101,197.61㎡	県有地を管理
合計		101,197.61㎡	

※総合リハの各施設が使用している全敷地であり、各建物ごとの区分なし

(2) 建物の状況 (令和6年4月1日現在)

所在地	名称	公有財産台帳面積		取得 年月日
		建面積(㎡)	延面積(㎡)	
神戸市西区曙1070	福祉のまちづくり 研究所棟	2,203.06	6,450.84	平成8.11.6
同上	ウェルフェアテクノ ハウス	114.40	196.58	平成8.3.18
合計		2,317.46	6,647.42	

(3) 設備の状況 (令和6年4月1日現在)

(500万円以上の重要物品(車両を除く))について記載

(単位:千円)

区分	種類	数量	取得 年月日	購入価格	保管場所
理化学及び計測機械	万能引張圧縮試験器	1	平成5.3.17	11,433	材料試験室
	NCフライス盤	1	平成5.3.19	9,352	機械加工室
合計				20,785	

③ 管理運営

- ・平成18年度から(社福)兵庫県社会福祉事業団を指定管理者に指名(現在の指定管理期間は令和6年4月1日～令和9年3月31日)
- ・福祉のまちづくり研究所管理運営費予算は、下記のとおり。
令和6年度 195,555千円 令和7年度 208,012千円

④ 拠点の状況

福祉のまちづくり研究所は本所以外に拠点は無い。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、各種議事録、決裁書、契約書、各種管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。また、過年度包括外部監査結果のうち、今回の監査対象に含まれる事項についても担当者へのヒアリング・関連資料の閲覧等により措置状況を確認した。

① 成果還元範囲について

【意見 37】 本来兵庫県民が成果を得るはずのものであることについて

福祉のまちづくり研究所の報告書集（令和6年度）のまえがきには「設立以来、「すべての人々にやさしい福祉のまちづくりをめざして、研究開発を推進し、その成果を広く情報発信する」ことを理念として掲げ、「本当に役立つもの」を届けるための取り組みを行ってまいりました。」とあるが、ここで言う「人々」とは県政改革方針で言う「県民ニーズの変化等を的確に捉えた業務」により、成果を直接に還元されるべき兵庫県民であるはずのものである。

県民への成果還元が第一であるが、例えば小児筋電義手バンクの利用者は兵庫県民だけとは限らない。貴重な技術ではあるが利用者は兵庫県民の範囲を超えるものである。

令和6年度の寄付状況	令和7年3月末時点
寄付先	金額（円）
兵庫県社会福祉事業団	200,000
ふるさとひょうご寄附金	21,639,000
計	21,839,000

小児筋電義手バンク保有数	令和7年3月末時点	
保有数	貸出患者数	訓練待機者数
111本	26人 (県内10、県外16)	2人

(兵庫県立福祉のまちづくり研究所報告集 令和6年度より)

このプロジェクトに対して、兵庫県外から多額のふるさと納税資金が集まっていることから、活動に対する一定の県外の支持があるかもしれない。利用者が兵庫県民を超える事業の兵庫県民への説明のしかたであるが、県費を使用している限り、この活動にいくらの経費が発生しており、いくらの県費が投入され、ネット負担がいくらか発生しているのか等を丁寧に公表し、兵庫県民の理解と納得を得ることが必要になると考える。

② 収入及び関係する契約について

i 義肢装具製作等収益について

義肢装具製作等収益は義肢完成後、引渡し時に装着確認した際の医師の適合判定及び装着者本人への引渡日の属する年度で計上している（補装具支給券の適合判定欄及び受領欄に日付を記載する）。

令和6年4月に計上した義肢装具製作等収入358,863円は令和6年3月（令和5年度）に適合判定の上現物を引渡したが、請求書の稟議が間に合わなかったため県と相談したうえで令和6年度に計上したものである（補装具支給券の「適合判定」「受領」日は空欄となっている）。

イレギュラーなケースであったとはいえ、請求書の発行は事務手続きでしかないため収益計上時期には影響させず、現物を引渡した令和6年3月（令和5年度）に計上すべきであったと考える。

【意見38】 義肢装具製作等収益について

たとえ請求書の発行が遅れた場合であっても、義肢装具製作等収益は実際の現物引渡し時に計上すべきである。

③ 知的財産の管理について

i 知的財産管理体制の在り方について

県の「知的財産の取扱いに関する指針」では、試験研究機関において創出された新たな知見や技術等は、原則として県の知的財産として管理し、その権利に関する判断は職務発明審査会の審査を基に各機関の長が行うものとされている。

【知的財産の取扱いに関する指針（一部抜粋）】

II 知的財産の適切な管理

本県の各機関における職務上得られた新たな知見・知識は、基本的には本県の保有する「知的財産」として適切に管理していく。

3 知的財産権の適切な審査・管理

(1) 知的財産の権利に関する判断は、各機関に設置された職務発明審査会（以下「職務発明審査会」という。）の審査を基に、各機関の長が行う。

(3) 職務発明審査会では、職務発明の認定、権利の承継、出願、審査請求、権利の維持・譲渡・放棄に至るまで一貫して、審査する。

（アンダーラインは監査人が作成）

しかし、福祉のまちづくり研究所においては、県の運営事業補助金や指定管理

料等の県費をもとに取得された特許権等の知的財産が指定管理者である事業団名義で登録・管理されており、県が権利者となっていない状況にあった。また、県と指定管理者との協定書等には特許権等の帰属及び管理に関する取扱いが明記されておらず、権利帰属の制度上の位置づけが不明確なまま運用が行われていた。

さらに、知的財産に係る権利承継及び出願等の判断については、県の指針における「各機関の長による判断」とは異なり、指定管理者である事業団の規程に基づき、事業団の理事長が職務発明審査会の審査結果を踏まえて決定を行っていた。また、同審査会における審査基準には「事業団の事業の推進に資すること」が掲げられており、研究成果を県民や地域産業へ還元するという県の公的使命との関係性が制度上明確に整理されていなかった。加えて、審査会の構成員に県職員が参画しておらず、発明の認定、出願、維持・放棄等に係る判断内容が県に報告されていなかった。このことから、知的財産に関する意思決定過程に県が関与できない状態となっており、判断の透明性及び県としての説明責任・管理責任が十分に確保されていない状況にあるといえる。

このように、知的財産の帰属及び判断体制が県の指針と異なる形で運用されている状況は、県が本来確保し得る知的成果の権利が十分に保全されないおそれがあるほか、将来的な技術の活用・譲渡・収益化において県の権利行使が制限される可能性がある。また、県として知的財産の全体像を把握できず、研究成果の活用戦略を統一的に展開することが困難となるなど、県全体の知的財産管理体制の確実性を損なうリスクがある。

【指摘事項 42】 知的財産管理体制の在り方について

県と指定管理者の間で、特許権等の帰属主体、権利行使の範囲、費用負担及び報告手続等について指定管理協定書等により明確に定め、権利帰属及び管理の制度的整理を図る必要がある。

また、県の指針に基づき、県が関与する形で職務発明審査会を設置するか、又は既存の審査会に県職員が参画する仕組みを導入し、発明の認定・権利承継・出願・維持等に係る審査過程の透明性及び説明責任を確保する体制を整備する必要がある。

ii 機関評価調書における知的財産の記載について

前述のとおり、福祉のまちづくり研究所における知的財産は全て指定管理者が所有しており、県の決算書上では無形固定資産（無体財産）は計上されていない。しかし、機関評価調書には、主な研究成果として指定管理者が所有する全ての知的財産が記載されており、その中には既に権利を放棄した特許権等も含まれてい

た。

知的財産の所有主体を明示しないまま、既に廃棄された特許権等も含めて全ての知的財産を評価調書に記載した場合、県が当該知的財産を保有していると誤認されるおそれがある。この結果、知的財産の範囲や研究成果の評価に関して誤解を生じさせ、外部評価専門委員会等による機関評価の妥当性や信頼性に影響を及ぼす可能性がある。また、実態と異なる情報が評価資料として公表されることにより、県の説明責任や情報公開における信頼性が低下するおそれもある。

【意見 39】 機関評価調書における知的財産の記載について

知的財産の記載については、所有者を明示し、県が実際に保有する知的財産と指定管理者が保有する知的財産を明確に区分するとともに、既に権利を放棄・失効した知的財産を除外することで、評価資料の正確性及び透明性を確保することが望まれる。

④ 備品の管理について

i 受託財産の管理について

福祉のまちづくり研究所は、(社福)兵庫県社会福祉事業団が指定管理者となっており、受託財産については事業団が定める「受託財産管理規程」に基づき、受託財産管理台帳の作成等を定めている。

【受託財産管理規程（一部抜粋）】

(受託財産の種類)

第2条 受託財産の種類は、施設管理等委託契約書目録に登載された土地、建物（従物を含む。）工作及び備品とする。

(受託財産台帳の作成)

第7条 事務局長は、受託財産台帳（別紙様式）を調製し整理しておかなければならない。ただし、施設管理等委託契約書目録が受託財産台帳に記載すべき事項を備えているときは、これを省略できるものとする。

(アンダーラインは監査人記載)

福祉のまちづくり研究所においては、上記規程第7条但し書きを根拠として、備品を除き、指定管理に関する基本協定書別記の目録をもって受託財産管理台帳に代替している。しかし、受託財産管理台帳及び目録等の内容を確認した結果、目録に台帳記載事項が十分に反映されていないこと、また、目録の記載内容と台帳の記載内容に不一致がみられることなど、複数の課題が確認された。

各財産区分等（土地、建物、工作物、備品、受託財産管理規程）における課題

は、下記のとおりである。

・土地

福祉のまちづくり研究所の貸借対照表上には土地が資産として計上されているものの、受託財産目録には土地が記載されていなかった。土地については、(社福)兵庫県社会福祉事業団が指定管理者として運営する総合リハビリテーションセンターの目録に一括して記載されており、福祉のまちづくり研究所としての管理範囲が目録上で明確に把握できない状況にある。このように、貸借対照表と目録上の記載が一致していないことから、土地の管理主体及び管理責任の所在が不明確となっているおそれがある。

また、現行の目録には筆数及び面積の記載欄しかなく、受託財産管理台帳に記載されるべき地番、登記年月日、価格等の管理上必要な情報項目が記載されていない。このため、同規程第7条但し書きに定める「施設管理等委託契約書目録が受託財産台帳に記載すべき事項を備えているとき」に該当せず、受託財産管理台帳の作成を省略できる条件を満たしていない状況である。

【指摘事項 43】 貸借対照表と受託財産目録との不整合について

福祉のまちづくり研究所が管理する土地については、貸借対照表と受託財産目録との整合性を図り、研究所が実際に管理する部分を明確にする必要がある。また、受託財産目録をもって受託財産管理台帳に代替する場合には、受託財産管理規程第7条但し書きの趣旨を踏まえ、地番、登記年月日、価格等の管理上必要な項目を追加し、受託財産管理台帳との情報の整合性を図る必要がある。

・建物

受託財産目録には棟数及び延床面積しか記載されておらず、受託財産管理台帳に記載されている用途区分・構造・建築年月日・建築価格等の情報が記載されていない。目録と台帳の情報水準に差があり、財産情報としての網羅性・精度が担保されていない。このため、同規程第7条但し書きに定める「施設管理等委託契約書目録が受託財産台帳に記載すべき事項を備えているとき」に該当せず、受託財産管理台帳の作成を省略できる条件を満たしていない状況である。

また、指定管理者において建物の現況を正確に把握できないまま管理が行われている場合には、維持管理や修繕対応等が適切に行われない可能性がある。

【指摘事項 44】 受託財産目録の記載事項について

建物について受託財産目録をもって受託財産管理台帳に代替する場合には、受託財産管理規程第7条但し書きの趣旨を踏まえ、用途区分・構造・建築年月

日・建築価格等の管理上必要な項目を追加し、受託財産管理台帳との情報の整合性を図る必要がある。

・ 工作物

現行の受託財産管理規程では、「施設管理等委託契約書目録が受託財産台帳に記載すべき事項を備えているときは、これを省略できるものとする。」と定められているが、工作物については同規程上に受託工作物台帳の様式が存在しないため、記載すべき事項が明確に定められていない。また、受託財産目録には件数のみが記載されており、指定管理者において個々の工作物の構造、仕様、取得年月日、価格等の詳細な内容を把握することができない状況である。指定管理者において工作物の現況を正確に把握できないまま管理が行われている場合には、老朽化や損傷が発生しても適切な対応が行えず、財産管理・保全の実効性が損なわれる可能性がある。

【指摘事項 45】 受託工作物台帳の整備について

工作物について県と指定管理者双方で必要な情報を共有し、適切に管理できる体制を整備するため、受託財産管理規程において工作物の管理様式（受託工作物台帳）を新たに定め、構造、仕様、取得年月日、価格等など、管理上必要な情報項目を明確にする必要がある。その上で、受託財産目録をもって受託財産管理台帳に代替する場合には、受託財産管理規程第7条但し書きの趣旨を踏まえ、受託財産管理台帳との情報の整合性を図る必要がある。

・ 備品

備品については、受託備品台帳により管理を行っているが、受託財産目録上の備品数は487個であるのに対し、受託備品台帳には600個以上が記載されており、両者の間で数的な差異が生じている。この差異は、指定管理者による備品の購入及び廃棄時に、県への報告が適切に行われていなかったことに起因していると考えられる。

受託備品台帳と受託財産目録の内容に不一致が生じていることにより、県において実際の備品の保有状況を正確に把握できず、紛失・不正使用・損傷等の事案が発生した場合でも、適時に把握・対応することが困難となるおそれがある。また、県と指定管理者との間で備品の管理責任が不明確となり、財産管理に係る監督機能の低下や県の財産保全に対する信頼性の低下を招くおそれがある。

【指摘事項 46】 受託備品台帳と受託財産目録との不整合について

備品の購入・廃棄時における県への報告手続を明確化し、指定管理者に対し

て当該手続の遵守を徹底する必要がある。あわせて、受託備品台帳と受託財産目録の定期的な照合を実施し、差異があれば速やかに修正・更新する体制を構築することで、備品管理情報の正確性を確保し、財産管理の透明性と信頼性を高める必要がある。

・受託財産管理規程について

現行の受託財産管理規程は昭和 47 年 4 月 1 日に制定されて以降、一度も改定が行われていない。このため、前述のとおり工作物に関する様式（受託工作物台帳）が規程上に存在しないほか、規程に記載されている「物品管理施行細則」についても、平成 23 年以降は「固定資産管理マニュアル」に置き換えられており、現行の運用実態と規程内容に乖離が生じている。

規程と実務の整合性が失われた状態が継続すると、財産管理が明確な制度的根拠に基づかず運用されることとなり、内部統制上の不備とみなされるおそれがある。また、財産保全機能の実効性が低下し、行政全体としての信頼性にも影響を及ぼす可能性がある。

【指摘事項 47】 受託財産管理規程の見直しについて

受託財産管理規程について、現行の管理実務及び関連規程（固定資産管理マニュアル等）との整合性を図るため、内容の全面的な見直しを行う必要がある。

特に、工作物に係る管理様式の新設、改正後の関連規程との整合を行うことが求められる。また、改定後においても定期的に規程の運用状況を点検し、必要に応じて改訂を行う体制を整備することで、制度と実務の乖離を防止し、財産管理体制の信頼性と実効性を持続的に確保する必要がある。

ii 受託財産の実地調査について

受託備品の取扱いについては、「受託財産管理規程」第 9 条において「物品管理施行細則（現：固定資産管理マニュアル）を準用する」と定められており、固定資産管理マニュアルでは毎年度、複数の職員立会いのもと固定資産の実地調査を行い、稼働状況を確認のうえ、遊休資産については処分・再利用を検討することとされている。

【受託財産管理規程】

（備品の取扱）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、受託備品の取扱については、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団物品管理施行細則（現；固定資産管理マニユア

ル)を準用する。

【(社福) 兵庫県社会福祉事業団 固定資産管理マニュアル】

【維持管理時】

固定資産の維持管理にあたっては、次に掲げる業務を行う。

- 3 管理責任者、管理担当者、会計担当者等複数人の立会のもと、固定資産の实地調査を年度内に実施する。
- 5 管理担当者は、实地調査にあたっては、固定資産の稼働状況等についてもチェックのうえ、遊休固定資産等を把握し、遊休固定資産の新たな利用方法や売却等の処分についても検討する。

(アンダーラインは監査人記載)

しかし、福祉のまちづくり研究所においては、令和7年9月から初めて实地調査を開始しており、それ以前の年度においては実施されていなかった。現物確認の結果、複数の不明資産が存在していたほか、機関評価調書に記載された下記的重要物品については長期間稼働実績がなく、遊休状態にあった。

【重要物品の稼働状況】

種類	取得年月日	購入価額	遊休期間
万能引張圧縮試験器	平成5年3月17日	11,433,000円	10年程度
NCフライス盤	平成5年3月19日	9,352,400円	5年程度

实地調査が長期間にわたり実施されない場合、受託備品の所在や稼働状況を正確に把握できず、県有財産としての適正な管理を担保することができない。加えて、不明資産が存在する状態を放置すれば、受託備品台帳に記載された資産の実在性や記録の正確性に疑義が生じ、台帳情報の信頼性が損なわれるとともに、架空資産の計上や減価償却の計上誤りなど、県及び指定管理者双方の財産管理に支障を来すおそれがある。さらに、遊休状態の資産を把握・整理せずに放置した場合、維持管理コストの非効率化を招くとともに、未利用資産の有効活用機会を逸失するなど、財産保全および運用の実効性が低下する懸念がある。

【指摘事項48】受託財産の实地調査について

受託備品については、固定資産管理マニュアルに基づき、毎年度定期的に实地調査を実施し、受託備品台帳と現物との突合を徹底する必要がある。不明資産については、原因を究明し、除却等の対応方針を明確にしたうえで、实地調査結果を反映して台帳を更新する体制を整備することが求められる。また、遊休資産については、稼働状況の定期的な点検と、活用又は処分に関する方針の明確化により、財産管理の効率化と適正化を図る必要がある。

⑤ その他

i 指定管理契約について

福祉のまちづくり研究所の運営については、指定管理契約により（社福）兵庫県社会福祉事業団によって運営されている。

（社福）兵庫県社会福祉事業団との指定管理契約は、平成 18 年から続いており、直近では、令和 6 年 4 月 1 日に非公募で選定され、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年契約が結ばれている。

兵庫県では、県政改革方針において、「すべての指定管理施設で原則公募による指定管理者の選定を徹底する」としており、より多くの民間事業者の参入を促進して競争原理を働かせ、民間活力の活用を促進していくこととされている。

指定管理者制度に関するガイドラインにおいては、公募に関する実施指針が下記のとおり定められている。

- 1 次期指定管理者の選定に向け施設所管課で取り組む事項
 - (1) 民間事業者へのサウンディング調査
 - (2) 地元市町、施設関係者などとの合意形成に向けたヒアリング・説明
 - (3) 施設の老朽化や修繕の必要性の検討、県施策推進への影響などの整理

2 指定管理者の選定方針

選定に向けた施設分類

施設分類	指定管理者の選定
従前から公募を行っている施設	原則公募
事業者の参入意欲が高い施設	原則公募 (導入時期は個別状況を踏まえ判断)
事業者の参入意欲が低い施設	状況の変化に応じ公募を検討 (当面は非公募で対応)

福祉のまちづくり研究所の場合は、施設分類としては「事業者の参入意欲が低い施設」に該当しており、状況の変化に応じて公募を検討するとされ、当面は非公募で対応する方針とされてきた。

福祉のまちづくり研究所において、契約更新の際には、民間事業者へのサウンディング調査を行うべく募集をおこなってきたが、調査への参加募集に応じる事業者は現れず、結果として非公募により（社福）兵庫県社会福祉事業団が選定され続けてきたとのことである。

福祉のまちづくり研究所については、(社福)兵庫県社会福祉事業団が指定管理者として運営を行うことで、隣接するリハビリテーションセンターや病院との連携をとった事業を行いうるという強みがあり、継続的に運営を任せていくことが望ましいとの考え方もある。一方で、同じ事業者にも長年に亘って運営を任せていくことで、新たな視点や発想での取り組みが行われることが期待しにくいという面もあると考えられる。

原則公募の立場からすると、現状の非公募が続いている状況の分析を行い、他府県の同様の施設の運営状況等を参考にすると、公募を行いより競争する状況を作り出せる工夫が必要である。

【意見 40】 非公募の状況の改善について

現在、継続している非公募の状況を改善し、原則的な公募による事業者の選定を行えるための工夫が必要である。

ii 行政コスト計算書及び貸借対照表について

福祉のまちづくり研究所では、活動の透明性向上及び職員のコスト意識の醸成を目的として、毎年度、行政コスト計算書及び貸借対照表を作成している。福祉のまちづくり研究所は、(社福)兵庫県社会福祉事業団が指定管理者であるため、当該書類は、(社福)兵庫県社会福祉事業団の福祉のまちづくり研究所拠点の決算書を基礎とし、これに県所有の固定資産や地方債等の情報を加えて作成している。

しかし、現状の方法により作成された行政コスト計算書及び貸借対照表には、(社福)兵庫県社会福祉事業団が保有する資産、負債及び経費が含まれている一方で、県所有の固定資産である受託備品については含まれていない。この結果、県の事業としての純粋な行政コストや資産、負債の状況を正確に把握することができず、財務情報の正確性や透明性が損なわれ、行政コスト計算書等の本来の目的である「県の財務負担及び経営実態の明確化」が十分に達成できていない状況である。

【指摘事項 49】 行政コスト計算書及び貸借対照表について

行政コスト計算書及び貸借対照表の作成にあたっては、(社福)兵庫県社会福祉事業団が保有する資産、負債及び経費を除外し、県が直接保有する資産、負債及び経費のみを適切に抽出・整理することで、(社福)兵庫県社会福祉事業団の決算数値と県の財務情報を明確に区分し、県の事業としての実態を適切に反映した財務書類を作成すべきである。

iii 機関評価における事業費について

福祉のまちづくり研究所では、中期事業計画の最終年度に機関評価を実施し、自己評価結果を踏まえて外部評価専門委員会の評価を受けている。しかし、機関評価調書の「事業費の推移」欄には、過去6年間の人件費・試験研究費・事業費・施設維持費の推移として予算値が記載されており、実績値が反映されていない。

【令和5年度/6年度における事業費の予算・実績値】

単位：千円

区分	令和5年度 予算値①	令和5年度 実績値②	令和5年度 差異①-②	令和6年度 ¹ 予算値①	令和6年度 実績値②	令和6年度 差異①-②
人件費	106,828	103,646	3,182	106,739	109,736	▲2,997
試験研究費	6,500	6,500	0	6,500	6,500	0
事業費	8,857	14,442	▲5,585	8,883	14,379	▲5,496
施設維持費	37,148	37,148	0	37,148	61,164	▲24,016 ²
合計	159,333	161,736	▲2,403	159,270	191,779	▲32,509

(注) 1. 直近の機関評価は令和5年度までが対象。

2. 令和6年度における施設維持費の増加は指定管理料の変更によるもの。

事業費の数値が実績値ではなく予算値である場合、外部評価委員会による評価が実際の執行結果に基づかないものとなり、機関評価の客観性・信頼性が損なわれるおそれがある。また、経費の有効活用状況が正確に把握できず、事業運営の成果を適切に反映できないことから、次期事業計画の策定や財源配分に誤りが生じるリスクがある。さらに、評価結果の公表内容が実態と乖離したものとなれば、県民や関係機関からの信頼を損ねる可能性もある。

【指摘事項 50】 機関評価における事業費について

機関評価においては、予算値ではなく実績値に基づく数値を用いることで、評価の根拠となる財務情報の正確性を確保する必要がある。

これにより、評価の透明性と信頼性を一層高めるとともに、県民や関係機関からの信頼を確保し、実効性のある機関評価の実施につなげる必要がある。

iv 機関評価結果の公表について

「県立試験研究機関の評価に関する指針」では、機関評価結果について下記のとおり公表することが定められている。

7 評価結果等の公表

評価結果について、機密の保持や知的所有権の取得等に支障の生じない限りこれを公表する。

しかし、福祉のまちづくり研究所においては掲載手続きの漏れにより、機関評価調書及び自己評価の結果は公表されているものの、外部評価専門委員会による評価結果が公表されていなかった。

外部評価専門委員会による評価結果が公表されていない場合、外部評価が実施された事実や内容を外部から把握することができず、機関評価制度の透明性・客観性が損なわれ、県民や関係機関からの信頼を低下させるおそれがある。

【指摘事項 51】 機関評価結果の公表について

外部評価専門委員会による評価結果についても、公表漏れを防止し、機関評価調書および自己評価結果とあわせて確実に公表されるよう内部手続きを整備し、評価全体の透明性と信頼性を高める必要がある。

以 上